

「目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例」
改正骨子案に対するパブリックコメントの実施結果について

1 実施結果

(1)概要

「目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例」の改正骨子案に対するパブリックコメントを実施し、このたび区民意見と検討結果を取りまとめました。

※ご意見については、趣旨を損なわない範囲で一部省略、追記等している場合があります。

(2)意見募集期間

令和7年10月15日（水）から11月14日（金）まで

(3)周知方法

めぐろ区報（令和7年10月15日号）、区公式ウェブサイト等

(4)提出方法

オンラインフォーム（電子）、郵送・持参（書面）、FAX

(5)意見提出者数

① 総数一覧

区分		種別			計
		電子	書面	FAX	
個人	提出者	308(※1)	1	1	310
	意見数	415(※2)	2	1	418
団体	提出者	0	0	1	1
	意見数	0	0	2	2
議会	提出者	0	2	0	2
	意見数	0	6	0	6
計	提出者	308	3	2	313
	意見数	415	8	3	426

(※1)匿名3人及び資格要件（住所等）の記載不足30人、計33人の無効回答者を含みます。

(※2)匿名5件及び資格要件（住所等）の記載不足41件、計46件の無効意見を含みます。

② 有効回答数

ア 有効回答者 280人（総提出者313人－無効回答者33人）

イ 有効意見数 380件（総意見数426件－無効意見数46件）

(6)対応区分別件数（ご意見1件に対して複数の区分設定あり）

番号	内容	計
1	意見の趣旨を踏まえて条例改正骨子（区の支援案を含む）に反映します。	14
2	意見の趣旨は条例改正骨子案（区の支援案を含む）に取り上げており、趣旨に沿って取り組みます。	310
3	意見の趣旨は条例改正骨子には取り上げませんが、事業実施等の中で趣旨を踏まえて努力します。	44
4	意見の趣旨は条例改正骨子には取り上げませんが、今後の検討・研究の課題とします。	73
5	意見の趣旨に沿うことは困難です。	13
6	意見の趣旨を関係機関・団体に伝達します。	8
7	意見の趣旨は既に現行条例に取り上げており、趣旨に沿って取り組んでいます。	15
合計		477

2 パブリックコメントで寄せられた意見と検討結果

※ご意見を条例改正骨子案の項番別に分類し、項番を跨ぐ複数のご意見がある場合は枝番号を付しています。

枝番号があるご意見のうち、要旨に下線が引いてある箇所は別項番において回答しています。

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
1	個人	電子	1	1	いわゆる電子タバコの臭いもかなり強く、あわせて対応策を検討していただければと考えています。	4	<p>●電子タバコの規制について</p> <p>「電子タバコ」はたばこの葉を使わず、専用カートリッジ内の液体(リキッド)を電気加熱することで発生する蒸気(ペイパー)を吸入するものであり、たばこ葉を使用するいわゆる「加熱式たばこ」とは異なります。</p> <p>電子タバコについては、リキッドは医薬品、吸入用のデバイスは医療機器であるため、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例と同じく、規制の対象外とすることを検討していますが、今後の検討・研究の課題とします。</p> <p>【環境保全課】</p>
2	個人	電子	2	1	区内全域での路上喫煙禁止には賛成です。過料処分を行える監視員の配置が必要です。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
						4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応ができないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でないと対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
3	個人	電子	3	1	区内全域の路上喫煙禁止に賛成いたします。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
4	個人	電子	5		区内全域での路上喫煙防止に賛同します。混雑箇所では言わずもがなですが、そうでない場所との明確な線引きが難しいこと、喫煙は所定のエリアのみと定めることお互いに暮らしやすくなると考えます。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
5	個人	電子	6	1	罰則(過料)や、電子タバコの禁止も規定してほしい。目黒区のホームページ上では、新たな罰則について「新たな罰則につきましては、行政罰としての過料が考えられますが、実効性を担保するためには、パトロールとともに過料の徴収業務を行う必要があり、費用面での課題があると認識しています。」との回答がのっているが、過料の徴収が進まずとも抑止効果は期待できると思う。	4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方ではないと対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
						4	<p>●電子たばこの規制について</p> <p>「電子たばこ」はたばこの葉を使わず、専用カートリッジ内の液体(リキッド)を電気加熱することで発生する蒸気(ペイパー)を吸入するものであり、たばこ葉を使用するいわゆる「加熱式たばこ」とは異なります。</p> <p>電子たばこについては、リキッドは医薬品、吸入用のデバイスは医療機器であるため、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例と同じく、規制の対象外とすることを検討していますが、今後の検討・研究の課題とします。今後の検討・研究の課題とします。</p> <p>【環境保全課】</p>
6	個人	電子	10		受動喫煙による健康被害を防ぐため、指定場所以外での喫煙を禁止にしたいです。また、公園や路上でのポイ捨ての多くがタバコの吸い殻であり、子供への影響も懸念されます。公園等で喫煙ができなければそもそも捨てられることもないので、ぜひ指定場所以外での喫煙禁止をご検討頂ければ幸いです。	2	<p>●指定場所以外での喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
7	個人	電子	12	1	全域禁煙は良いかと思います	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
8	個人	電子	15		近くの緑道沿いにたくさん吸い殻が落ちている。保育園帰りに、子どもが何か分からず拾おうとして慌てました。火がついていたら、火傷にもつながります。緑道沿いでベンチに腰掛けた喫煙の禁止をお願いしたいです。また自宅前の道路にも、ライターや吸い殻があったりと、ポイ捨てがあったりし、子育てをする身として、特に不快な気持ちと非常識な行動に困っています。	2	<p>●緑道沿いでベンチに腰掛けた喫煙について</p> <p>改正骨子案においては、緑道沿いでベンチに腰掛けた喫煙は路上喫煙に該当します。趣旨に沿って取り組みます。なお、必要に応じて緑道のベンチ周辺に喫煙禁止の掲示し周知を図っていきます。</p> <p>【環境保全課・道路公園サービス事務所】</p>

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
9	個人	電子	16	1	パトロールは路上喫煙禁止の啓発だけでなく、過料を徴収することが違反者を増やさないために有効な手段です。パトロール要員に過料徴収の権限を与え、手続きもその場で完結するような簡単な仕組みにする。例えば、クレジットカード決済や、QRコード決済ができる端末を導入し、現金を持っていなくても確実に徴収できるようにしたり、身分証を持っていなくても現行の違反を確認できれば、過料の徴収ができるようにするなどです。現在の条例では料金が定められているため、料料徴収の手続きが煩雑で、実効性がないことが問題だと思います。今回の条例改正を機に、実効性のあるペナルティに変えて欲しいと思います。パトロール要員の報酬は基本給＋徴収できた過料の何%というふうに、インセンティブを与えることで、違反を見つけても見て見ぬふりするパトロール要員を減らすことができると思っています。	4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地の喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応ができないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でないとは対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
10	個人	電子	21		私はこの改正にとっても賛成です。自分は呼吸器官があまり強い方ではないのもあって、以前から住宅地の道端でタバコを吸う若者の集団や歩きタバコをする人の煙でむせる事が多くとても不快でした。タバコを吸う事自体は個人の自由だと思いますが、副流煙などで他人に迷惑をかける事になる路上喫煙は規制されるべきだと思います。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
11	個人	電子	23	1	非喫煙者、嫌煙者です。その立場からだと、そもそも喫煙者と共存するという前提からおかしくて、極端なことを言えば喫煙者を排除したほうが良いです。マナーやルールを守らない人が歩行中やなんなら自転車乗車中	5	<p>●たばこを吸う人と吸わない人の共存について</p> <p>たばこは、法律で認められた合法的な嗜好品です。区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備を推進しています。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
					にも喫煙し、そいつらはだいたい風上に立つため、煙を撒き散らす行為を何とも思わずに行っています。それらの行為を本当に迷惑に思っています。そのため、共存などという甘っちょろいことを言うのではなく、排除に向けた取り組み、できないならばルール違反者に対する罰則、厳罰化をするべきかと思えます。	4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でない対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っています。</p> <p>【環境保全課】</p>
12	個人	電子	24		全面、包括的な喫煙禁止を支持します！ 小さい子供もいるので、ぜひ実施願います	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
13	個人	電子	25		路上喫煙は禁止にして欲しいです。 6～7歳の子供の目線にタバコを持っている人を見かけるので、怖いです。 体に悪い煙が流れてくるし、不快です。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
14	個人	電子	26	1	路上喫煙の禁止に賛同します。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
15	個人	電子	27		小さな子供を連れてあるいていても、平気で喫煙しながら歩いている人がいます。危険ですし、副流煙も気になることが多いです。路上喫煙禁止に賛同します。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
16	個人	電子	28		<p>以下は、欧州で同様の禁煙・受動喫煙防止策(主に公共の場の喫煙禁止)を導入した際に確認された「実証的な効果」です。いずれも査読済み論文や公的研究に基づく、事実のみを簡潔にまとめます。</p> <p>健康面の効果(急性期イベントの減少) ・心血管イベントの即時的な減少 スコットランドの全面禁煙(2006年)後、急性冠症候群の入院が全体で約17%減少。喫煙者・元喫煙者・非喫煙者それぞれで有意な減少が確認されました。 ・心筋梗塞(MI)入院の減少(イングランド) 2007年の屋内全面禁煙後、救急の心筋梗塞入院が2.4%減少。基礎的な減少傾向や交絡を調整しても関連が持続しました。</p> <p>労働環境の改善(職業曝露の低下) ・アイリッシュパブの空気環境と従業員の呼吸器症状の改善 アイルランド(2004年)では、職場の空気汚染(粒子状物質・ニコチン)低下とパースタッフの呼吸器症状の有意改善が報告されています。? ・スペインの接客業(2011年法改正)での受動喫煙曝露の大幅減 バー・レストラン等でニコチン濃度・受動喫煙曝露が著しく減少。入口付近の屋外喫煙から屋内へ煙が流入する所見も示され、屋外規制の必要性が示唆されました。</p> <p>周産期アウトカムの改善 ・早産リスクの低下(ベルギー・段階的導入) ベルギー(フランダース地域)で段階的に受動喫煙防止法を導入した結果、各段階の実施後に早産リスクの有意な低下が連続的に観察されました。</p> <p>社会的な副作用懸念への検証 ・「屋内禁煙で家庭内喫煙が増える」説は支持されず アイルランドの調査では、職場外(家庭等)での受動喫煙曝露もむしろ低下し、家庭内代替喫煙の増加は確認されませんでした。</p> <p>目黒区の「路上喫煙禁止」への含意</p> <p>上記は主に屋内・職場を中心とした規制の成果ですが、受動喫煙の主経路(屋内・半屋外・出入口付近)を断つことが、短期(数ヶ月～数年)で健康被害と曝露を実際に減らすことを示しています。さらに、スペインの研究が示すように出入口近傍の屋外喫煙からの煙流入は実在するため、**屋外のルール整備(路上喫煙の抑制や動線からの分離)**は、屋内保護を完結させるための合理的ステップです。</p> <p>結論として、公共空間での喫煙を明確に管理・抑制する政策は、受動喫煙曝露の実測低下、急性心血管イベントの減少、労働者の健康改善、そして周産期アウトカムの改善に結びつくという欧州の実証が積み上がっています。目黒区が路上喫煙禁止を全域に拡大することは、国際的エビデンスと整合的で、区民の健康と安全を前進させる施策といえます。</p>	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】</p>
17	個人	電子	35	1	<p>路上喫煙近所区域に近い所に住んでいるため、駅に行く方が禁止区域に入る直前でポイ捨てをすることが多く掃除が大変でした。そのため、全区域禁煙になることを心待ちにしていました。</p>	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】</p>

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
18	個人	電子	34	1	区内全域での路上喫煙の禁止を、一刻も早く決定してください。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
19	個人	電子	38	1	区内全域で路上喫煙禁止に賛成です。 小さな子どもの送迎中や妊娠期間中に受動喫煙してしまうことが毎日のようにあり非常に不安を感じています。 また区内の公園でも高確率でタバコの吸い殻が落ちているため、安心して幼児を遊ばせることが出来ません。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
20	個人	電子	39	1	路上喫煙の禁止を進めてほしいです。路上喫煙の処罰を整備してください。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
						4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応ができないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でないと対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
21	個人	電子	42		本当に路上喫煙やポイ捨てをすすめていきたいのならちゃんとした罰金を課すべきだと思います。その上で公式な喫煙所、スペースを確保してあげればと思います。	4	<p>●罰則化等に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でないに対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙所の整備・拡充」及び「喫煙マナーの普及・啓発」を行っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
22	個人	電子	43	1	区内全域の路上喫煙禁止には全面的に賛成します。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
23	個人	電子	45	1	区内全域での路上喫煙禁止について特定の駅周辺のみならず、目黒区全域において路上喫煙を禁止する方針は極めて有意義であり、健康的で清潔なまちづくりに大きく貢献するものと考えます。現在	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
					も喫煙者によるマナー違反は散見されており、限定的な指定区域だけでは十分に機能していません。全域禁止こそが、区民の安心・安全の確保につながるものと確信しております。 歩きタバコに対する厳罰化 歩きタバコは火傷や衣服の損傷、受動喫煙などの実害を伴う「迷惑行為」ではなく「危険行為」です。抑止効果を高めるためにも、初回で5万円、再犯ごとに増額される罰金制度の導入を検討していただきたいと考えます。	4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でない対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
24	個人	電子	47	1	路上喫煙全面禁止をお願いします。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、タバコを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
25	個人	電子	49	1	全面禁煙は賛成	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、タバコを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
26	個人	電子	50		路上喫煙全面禁止を早期に実施して欲しい。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、タバコを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
27	個人	電子	51	1	私は、目黒区が進めている「区内全域での路上喫煙禁止」に大賛成です。タバコの煙やにおい、吸い殻などによる不快感や環境悪化をなくし、子どもや高齢者も安心して歩ける街を目指すという方向性は、時代に合った非常に良い取り組みだと思います。駅前や商店街などでは、今でも通行人のすぐそばで喫煙する人を見かけることがあります。煙が風流れてきて息苦しかったり、衣服ににおいがついたり、非喫煙者にとっては大きなストレスです。特に加熱式タバコも含めて禁止される点は、現実に即して評価できます。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、タバコを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
28	個人	電子	52		路上喫煙禁止に賛成致します。冬場の乾燥に伴う火災の危険及び副流煙による健康被害を考えると喫煙者には申し訳ありませんが、公共の場を含め喫煙禁止を希望いたします。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、タバコを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
29	個人	電子	56		非喫煙者です。 ペットの散歩などで歩いている際に見かける紙タバコのポイ捨て、路上喫煙には日々困っています。個人的には加熱式電子タバコは匂いや副流煙含め、そこまで迷惑だと感じていないので禁止にしなくてもいいのではないかと思います。	5	●加熱式タバコの取り扱いについて 改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例による規制の対象となるものは、たばこ事業法に基づく「製造たばこ」と「製造たばこ代用品」とされており、紙巻きたばこ、葉巻、水たばこ、加熱式たばこ等が該当します。 条例改正案では、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例による規制の対象と同一にするため、たばこ葉を使用する加熱式たばこを規制の対象とすることを検討しています。 【環境保全課】
30	個人	電子	57		全域喫煙禁止に賛成します。 罰則も必要と考えます。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
						4	●罰則化に関するご意見について 路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。 過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。 また、過料の徴収は不利益処分該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でない対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。 目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。 過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っていきます。 【環境保全課】
31	個人	電子	59	1	区内全域で路上喫煙を禁止してほしいです。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
32	個人	電子	63		西小山駅周辺在住です。駅前コンビニも階下にあるため毎日のようにマンションのタバコの吸い殻や、ビール類の空き缶空き瓶が散らかっています。西小山駅も路上喫煙禁止区域に追加ください	2	●西小山駅周辺の路上喫煙禁止について 区内全域での路上喫煙が禁止となった際は、西小山駅近辺の目黒区域は路上喫煙禁止となります。 【環境保全課】
33	個人	電子	64		全面禁煙を支持します。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
34	個人	電子	66	1	元喫煙者です。路上での全面禁煙については全面的に賛成です。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
35	個人	電子	67	1	看板があっても吸う人はいるので罰金制にして見回してほしい	4	<p>●罰則化に関するご意見等について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でないと対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙所の整備・拡充」及び「喫煙マナーの普及・啓発」を行っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
36	個人	電子	72	1	エリアがせまい 全面禁煙でお願いします 電子タバコがOKと勘違いしている人が多い。特に川沿い飲食店付近 渋谷区のように、人を使ってきちんと徴収を毎日実施してほしい	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
						4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でないと対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
37	個人	電子	70		路上喫煙大反対です。 目黒区はまだ可能だったのでしょうか？ マナーを守って、喫煙可能なエリアでお願いしたいです。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
38	個人	電子	73	1	全面禁止は賛成です。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
39	個人	電子	74		主要駅近辺だけでなく全域に禁止してほしい。細い道などでなんとなく隠れて吸ってるのは、どうしてもその道を通らざるをえない時迷惑です。心臓や肺に悪影響大です。受動喫煙の方が危険が高いのです。ひと呼吸で12秒寿命が縮むのだそうです。以上よろしくお願いたします。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
40	個人	電子	75	1	路上喫煙者への罰則を強化して欲しいです。	4	●罰則化に関するご意見について 路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。 過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。 また、過料の徴収は不利益処分該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でないと対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。 目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。 過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っています。 【環境保全課】
41	個人	電子	77	1	是非、路上喫煙禁止にして欲しいです。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
42	個人	電子	83		区内全域路上喫煙禁止に賛成する。受動喫煙における体内への影響が心配されるし、吸いたくない人の環境を害するのではなく、吸いたい人は吸いたい人のための囲われた環境で完結して欲しい。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
43	個人	電子	84		路上喫煙、ポイ捨て禁止大賛成です。路上喫煙は、大人の下げた手の位置と子供の顔や、体の位置が同じ位に成り危険です。又、駅の周辺はポイ捨ての吸い殻が沢山有り又、火災の可能性も高く成ります。この様な観点から、路上喫煙、ポイ捨て禁止に大賛成です。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
44	個人	電子	86	1	駅前などの一部地域のみ路上喫煙禁止でもいいのではと思います。	5	●一部地域のみ路上喫煙禁止とすることについて 受動喫煙への配慮等が必要なため、まずは今回の条例改正により、マナーとして路上喫煙を禁止することを検討しています。 【環境保全課】

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
45	個人	電子	90	1	「区内全域の路上喫煙禁止」については全面的に賛成です。私自身は煙草を吸いませんが、吸う友人や知り合いも多くいます。その方たちが口をそろえて言うのは、一部のマナー悪い人たちのせいでルールを守っている人の肩身まで狭くなっている、ということです。区として謳われているように、共存・共生のできるかたちが理想であり、そのためにはルールの順守が不可欠です。しかし、これだけ世の中の空気が変わってきている中でも、ルールを破る方は一定数い続けているので、啓発パトロールだけでは足りないと思います。罰則規定の明確化はもちろん、定めた罰則規定をしっかりと運用すること。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
						4	●罰則化に関するご意見について 路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。 過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応ができないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。 また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でないに対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。 目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。 過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っていきます。 【環境保全課】
46	個人	電子	91	1	路上で歩き煙草をする人がいまだにおり、区内全域を禁止地域にさせていただくのはいいと思います。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
47	個人	電子	95	1	路上喫煙者から、罰金徴収厳しくするとかにしてもらいたいです。	4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でないに対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
48	個人	電子	96	1	区域全体の路上禁煙に賛成します。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
49	個人	電子	98	1	受動喫煙の問題もあり、路上は完全に禁煙にするべきだと思います。一歩進めて罰金化を真剣に考える時期かだと思います。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
						4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分のお知らせ、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でない対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
50	個人	電子	100		<p>とても良い施策だと思います。</p> <p>私鉄4駅から発展し、禁煙区域を目黒区全域に拡大することは、禁煙に対する啓蒙にも大いに役立つと思います。</p> <p>喫煙自体は趣向の範疇で、喫煙者の人権にも配慮すべきとの意見もありますが、受動喫煙によって非喫煙者に被害を与えることも広い意味での人権侵害と健康被害になりますから、ここはある程度強い施策で良いと思います。</p>	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
51	個人	電子	101		当方も喫煙者ですが、目黒区内で歩きタバコを行っている人の数が多すぎると思います。特に飲み屋が多い学芸大学駅や中目黒駅で歩きタバコしている人が多いです。小学校の通学路になってる場所で、平気で歩きタバコで小学生とすれ違ってる人も頻繁に見かけるので、罰則を設けて厳しく取り締まって欲しいです。罰則がないと歩きタバコを辞めないと。きちんと喫煙所もあるので、是非撲滅して欲しいです。	4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でない対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
52	個人	電子	102		区内全域での路上喫煙禁止に賛成です。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
53	個人	電子	104		東京医療センター裏手の住宅前でいつも同じ人たちが座り込んで喫煙していたり、駒沢通りのバス停付近で路上喫煙している病院関係者が多く、大変迷惑しています。貼り紙などで注意喚起されていても全く守られていないと感じます。医療センターの隣には小学校もあり、子供達も怖い思いをしていると思います。今一度、明確な罰則を設けて厳しく取り締まっていただきお願いします。	4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でない対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
54	個人	電子	109		路上全面禁煙に大賛成です。理由は次の通り。 1.副流煙による他人への健康被害 2.タバコの臭いによる不快感 3.タバコの火の不始末による火災 4.タバコの吸い殻のポイ捨てによる街の汚れや掃除の手間の発生	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
55	個人	電子	112		路上、公園、店舗前など灰皿があっても公共の場では罰則付きで禁止。	4	●罰則化に関するご意見について 路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。 過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。 また、過料の徴収は不利益処分該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でない対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。 目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。 過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っています。 【環境保全課】
56	個人	電子	114		今回の区内全域路上喫煙禁止の条例改正は大変ありがたく、是非成立させていただきたいと思います。 私の近隣(駒場)では、自宅内で喫煙ができないのか、路上や駐車場の空車箇所喫煙している人がいます。窓を開放していたり、近くを通行すると煙や匂いが大変気になりますし、不快に感じていました。ポイ捨てによる火災やゴミの散乱も気になるどころでした。いままでは路上喫煙禁止区域でないで、なすすべがありませんでした。小さいお子さんもいらっしゃいます。一日もはやい法施行を望みます。 路上ばかりでなく、公園、公共の場すべてを対象としてください。よろしく願います。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
						7	●公園、公共の場全てを路上喫煙の対象とすることについて 路上喫煙は、道路、公園、広場などの公共の場所で喫煙することをいいます。条例の意図が正しく伝わるよう、周知の工夫を図っていきます。 【環境保全課】
57	個人	電子	116		区内全域での路上禁煙については賛成です。 ただ、中目黒駅、学芸大学駅周辺においても、公道での路上喫煙をされている方は未だに存在し、取り締ま	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
					りをされている風景も見つたことはありません。 具体的な罰則が伴い、しっかり取り締まりをしないと、実効性は低いのではと感じます。	4	<p>●罰則化及び取り締まりに関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でないとは対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っています。</p> <p>【環境保全課】</p>
58	個人	電子	118		路上喫煙の全面的禁止に賛成します。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
59	個人	電子	119	1	区内全域の路上喫煙禁止に賛成です。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
60	個人	電子	121		美観上から禁止は、大いに賛成です。罰則をつければと思います。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
						4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でないとは対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
61	個人	電子	123		路上喫煙禁止、大賛成です。是非やってほしいです。家の前の道路へのポイ捨ての吸い殻で困っています。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
62	個人	電子	124		路上喫煙禁止とすべきだと思います。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
63	個人	電子	126	1	路上喫煙禁止の主旨に賛成。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
64	個人	電子	128		自分も20代のころ煙草を5年ほど吸っていました。喉を傷めたのを気にさっぱりやめました。やめて初めは吸いたいなと思ったこともあります。吸っているときは歩行しながら吸っていた気がします。徐々に行政区で歩行禁煙が始まりましたが初めは関係ないねという人が多かったように思いました。最近は大いぐ減ったように思います。子供さんに悪い影響を与えないように「歩行禁煙」は続けるべきだと思います。	2	<p>●歩行喫煙の禁止について</p> <p>路上喫煙は、道路、公園、広場などの公共の場所で、歩行中又は立ち止まって喫煙することをいいます。区内全域での路上喫煙禁止に向けて、趣旨に沿って取り組みます。</p> <p>【環境保全課】</p>
65	個人	電子	129		住宅街の生活道路は許可しても良いのでは。家の中では吸えず、家の前で吸っている人が安心して吸える様に。	5	<p>●住宅街の生活道路では喫煙を可能にすることについて</p> <p>公共の場所では、受動喫煙への配慮等が必要なため、まずは今回の条例改正により、マナーとして路上喫煙を禁止することを検討しています。</p> <p>【環境保全課】</p>
66	個人	電子	131	1	目黒区全域路上禁煙賛成です。ポイ捨て禁止。家の周りにタバコ吸い殻毎日落ちてます。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
					罰則を厳しくしてほしいです。 法整備をお願いいたします。	4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でないと対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行ってまいります。</p> <p>【環境保全課】</p>
67	個人	電子	132		<p>・バイクや自転車に乗りながら喫煙している人の煙を吸わされることもある。バイクや自転車に乗りながらの喫煙も禁止してほしい</p> <p>・公園での喫煙が禁止になった後も公園で喫煙している人を時々見かける。ただ禁止するだけでは効果がないので、路上喫煙を罰金化してほしい</p>	1	<p>●バイクや自転車に乗りながらの喫煙について</p> <p>現行条例第8条第1項において路上喫煙の定義を「歩行中や自転車等の運転中を含む公共の場所での喫煙」と定めており、趣旨に沿って取り組んでいるところですが、ご意見を踏まえ条例改正骨子に反映します。</p> <p>【環境保全課】</p>
						4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でないと対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行ってまいります。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
68	個人	電子	134	1	区内全域大賛成です。中目黒在住ですが、まだ歩きタバコの方がいて後ろを歩いていると、とても不快になりますし、幼児と歩いていると怖いです。ここはOKな道なのか？と不思議に思っていました。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
69	個人	電子	135	1	路上喫煙禁止に大賛成です。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
70	個人	電子	136		自宅前のポイ捨て、排水溝へのポイ捨てに迷惑しています。火災リスクもあり、罰則規定と取締りを望みます	4	●罰則化に関するご意見について 路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。 過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。 また、過料の徴収は不利益処分該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でない対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。 目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。 過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っています。 【環境保全課】
71	個人	電子	137		ぜひ区内全面禁煙にしていきたいです。目黒川などの遊歩道や公園などでも喫煙している方が散見されますが、爽やかで美しい環境とそこで憩うみなさんの健康のために。そして一部の地域だけではどこからどこまでが禁煙区域かわかりにくいので、結果、屋外喫煙者が増える原因になっています。区内全面禁煙を早期に実現していきたいです。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
72	個人	電子	138	1	ぜひ路上禁煙を進めてください。特に駅周辺などはひどい状況です。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
73	個人	電子	139	1	路上喫煙禁止大賛成です。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
74	個人	電子	140	1	渋谷区などはだいぶ前から路上タバコ禁止だったのに、なぜ目黒区は禁止にならないのでしょうか？早く禁止になって欲しいです。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
75	個人	電子	141		全域禁煙賛成	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
76	個人	電子	143		路上喫煙は非喫煙者にとっても大変に迷惑であり、それに伴う火がついたタバコをポイ捨てすることにより、火災が発生しています。 本来であれば東京都の他の区では全域路上禁煙であり、他の行政では飲食店全面禁煙も実施されている時代なのですから、是非、区内全域路上禁煙から開始して欲しい。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
77	個人	電子	144	1	区内全面禁煙に賛成。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
78	個人	電子	148		路上禁煙に大賛成です。火が消えていないタバコの吸い殻が落ちていることもあり、火事の危険性がある。受動喫煙の可能性から健康被害も心配。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
79	個人	電子	151	1	喫煙者です。駅周辺だけで無く、公道や公園等での路上喫煙やポイ捨て等は、ルールとして禁止は当然だと思う。受動喫煙により非喫煙者なのに健康的影響を受けると言われれば、どこでも吸えるわけでは無くなったのも当然だと理解出来る。 喫煙者としては、たいがい非喫煙者であろうと想像し、人を避けて喫煙するしかない。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
80	個人	電子	154		大賛成です。指定された喫煙場所を除き、歩きタバコ、吸い殻のポイ捨てなども含めて罰則規定を制定してほしい。路上喫煙は迷惑かつ危険な行為であることを周知徹底すべきだと思います。	2	●賛成のご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
						4	●罰則化に関するご意見について 路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。 過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。 また、過料の徴収は不利益処分該当するため、処分の際には、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でないと対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。 目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。 過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っています。 【環境保全課】

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
81	個人	電子	156	1	以前から路上喫煙禁止としつこく言われていますが、特に若い人があちこちで路上喫煙しています。罰金を取ってください。	4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でない対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
82	個人	電子	159	1	目黒区内全域での路上喫煙禁止に賛成します。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
83	個人	電子	161		なぜ誰が吐いた臭い煙を吸わされなくてはならないのか意味がわからない。路上喫煙者、特に歩きタバコをする人間を見る度に怒りがこみ上げてくる。目黒区は子育て世代を多く、子供達の目線にタバコの火が当たらないかとも心配。確実に全面禁止にすべき。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
84	個人	電子	163	1	紙巻タバコの喫煙者です。路上喫煙の禁止には全面的に賛成です。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
85	個人	電子	166	1	区内全域路上喫煙に賛成。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
86	個人	電子	167		全面禁煙でお願いします。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
87	個人	電子	169		タバコのポイ捨て 紙、電子 共にが多く、路上喫煙禁止をお願いします	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
88	個人	電子	171	1	屋内外を問わず、市内全域あらゆる区域での喫煙禁止に賛成します。違反者に対する罰則も強化すべきと考えます。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
						4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でない対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っています。</p> <p>【環境保全課】</p>
89	個人	電子	172	1	家の前が駒沢公園となっており、駒沢公園を出てすぐに歩きタバコや道端で喫煙をする人が沢山いて困っています。なので、家の前によく吸殻が捨ててあります。この状況を変えていただきたいので、目黒区全面喫煙に賛成です。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
90	個人	電子	174	1	子供達の通学路でも歩行喫煙、ポイ捨てが多く見られます。以前より全面路上禁煙を望んでいました。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
91	個人	電子	175	1	路上喫煙禁止に賛成です。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
92	個人	電子	177	1	区内全域での路上喫煙禁止に賛成します。家の近くの路上喫煙者に迷惑しているからです。喫煙者の、近隣空間(空気)は全て自分のものというような傍若無人な態度は、周囲の人間を傷つけます。無くすことができるのならそれを望みたい。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
93	個人	電子	181	1	マナーや配慮では最早取り締まりは出来ないレベルになっていると感じています。目に見える罰則を設けて、見回りをして頂きたいです。	4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でない対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
94	個人	電子	182	1	是非、区内全面禁煙をお願いします。ところ構わず喫煙している人に腹がたちます。歩いていて前を歩く人が喫煙しているときは、いつもまわり道するようにしています。基本的に路上喫煙者は周りの人のことを考えていません。是非早く区内全面禁煙をお願いします。条例とはいえ、何度注意しても従わない人にはペナルティを与えることも必要かもしれません。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
						4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でない対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
95	個人	電子	183		小さい子供の目線の高さでタバコを持ってすれ違ったり、タバコを吸いながら自転車に乗って後ろにいる人に煙がかかったり、マナーの悪い方が多いので、区内全域禁煙に大賛成です。また、タバコを吸った後の方の衣服などからの匂いですら、気持ち悪くなる私には公害で本当に困ります。絶対に全域喫煙をお願いします。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
96	個人	電子	185		区内全ての地域での路上喫煙禁止にしてほしいです。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
97	個人	電子	187		区内全域禁煙は23区の中には随分前に定めた自治体があり、目黒区が未だだったと今般知って驚きました。 これを遅きに失したなどと非難するつもりは毛頭ありません。よくぞ決断してくれました。おそらくは反論も多い中を粘り強く説き伏せてここまで漕ぎ着けた皆様の力に心からの敬意を表します。 路上禁煙を駅周辺に限定すると、喫煙可能区域との境界付近で特にポイ捨てが行われ、付近住民が迷惑を被ります。 一方、どの駅からも1km以上離れている我が家界限では、従来はほぼ限られた住民・従業員が通行するのみで、吸殻の放置を見ることは稀でした。 ところが、近年電動キックスクーターのポートが隣地にできてから、吸殻が目立つようになりました。交通手段の多様化でいわば駅周辺が拡大したということなのでしょう。 ポイ捨てに脅かされる街の美観を維持するのは住民。吸殻回収のコストを一方向的に背負わされるのは理不尽です。この点、全域を禁煙にすればシームレスとなって、 「禁煙エリアに入る前に捨ててしまえ」の抑止力になります。どうぞ強気で声高に、当たり前の全域路上禁煙を謳って下さい。 尚、廃棄一般について那須塩原市のHPの毅然とした態度が素晴らしいです。どうぞ一読下さい。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
98	個人	電子	188		区内全域で路上喫煙禁止にすべきです。 捨てられた吸い殻やタバコの空箱は住民や店舗の人が掃除しなければなりません。また街の美観も大きく損ねていて、公德心のない住民がいるような街として評価されることは住民としては心外で目黒区にとってもいいことではありません。路上喫煙による受動喫煙の防止にもなります。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
99	個人	電子	189	1	目黒区全面喫煙禁止に賛成します。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
100	個人	電子	194	1	路上、公園等受動喫煙のおそれがある場所での全面禁煙に賛成です。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
101	個人	電子	197		タバコは個人的な嗜好品であり、喫煙者は吸い殻のポイ捨てによる美観の阻害や火災の発生に対する潜在的リスクの増大、また異なった見地から言えば受動喫煙による健康被害の懸念など、想定されるあらゆる事象	2	●全面的に支持する施策であるとのことについて 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
					<p>に対して社会的責任を負う立場にある。</p> <p>この点からこのたびの区の取り組みは至極当然なことで、行政としてむしろ遅きに失した感すらある。したがって全面的に支持する施策であるので可及的速やかに実行に移行していただきたい。</p> <p>なお電子タバコも程度の差こそあれ影響の基本は同じ状況であることを付記するのでよろしくお取り計らいいただきたい。</p> <p>残念ながら目黒区は、下名が仕事をしていた港区と比べてこれと言ってアドバンテージのある施策が見当たらないので、せめて今回の事案くらいは実現していただきたい。</p>	4	<p>●電子たばこの規制について</p> <p>「電子たばこ」はたばこの葉を使わず、専用カートリッジ内の液体(リキッド)を電気加熱することで発生する蒸気(ペーパー)を吸入するものであり、たばこ葉を使用するいわゆる「加熱式たばこ」とは異なります。</p> <p>電子たばこについては、リキッドは医薬品、吸入用のデバイスは医療機器であるため、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例と同じく、規制の対象外とすることを検討していますが、今後の検討・研究の課題とします。</p> <p>【環境保全課】</p>
102	個人	電子	199		<p>マンション周りのポイ捨てをやめてもらいたい。植木が枯れたり火事の原因になる。罰則強化 取締りして下さい</p>	4	<p>●罰則化及び取り締まりに関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でない対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
103	個人	電子	206		<p>区内全域の禁煙は大賛成です。</p> <p>スーパーへ買い物に行く際や孫の保育園の帰宅時など、道端や禁煙の区域となっている公園でも喫煙されていて暮らし辛さを感じています。</p> <p>どうか喫煙所を明確化して頂きたいと願います。</p>	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
104	個人	電子	207		<p>条例改正骨子案の内容には基本的には賛成。</p> <p>ただし、路上喫煙の禁止規定に違反した者に対し、過料を課すべきと考える。</p> <p>区のサイトには、過料の徴収業務の費用負担の問題が</p>	2	<p>●条例改正骨子案の内容について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
					あるとされているところ、過料の威嚇効果により、路上喫煙の件数が減少するものと考えられ、徴収業務の費用負担が軽減される可能性がある。それでもなお費用負担が問題となる場合、一定の区域内(例えば、現行の路上喫煙禁止区域内)で重点的に取り締まりを行う方法も考えられる。	4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でない対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
105	個人	電子	208		現在 中目黒 自由が丘 学芸大学 都立大学駅周辺とあるが区内全ての場所で禁止すべきだと思う。なぜ駅周辺としている意味がわからない。歩きタバコや自宅内で吸えない人が家の前の道で吸っているのを見ると道で吸うのに注意する事は難しく近所付き合いに支障が出る恐れがあり言うことが出来ない。別件だが歩きスマホや子供を乗せたママチャリの暴走も規制してほしい。これらを禁止の案内だけではとても規制出来ないのので嚴重注意だけで無く取り締まりと罰則罰金を化すべきである。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
						4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でない対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
						6	<p>●歩きスマホ等について 担当所管に伝えます。 【環境保全課】</p>
106	個 人	電 子	210	1	世田谷区などでは既に全地域で路上喫煙禁止になっている。一部地区のみの路上喫煙禁止は即刻やめて、直ちに全地域で路上喫煙禁止にすべきである。条例を改めるだけでなく、罰則規定をもっと厳格に運営して、実効性のある条例にする必要がある。	2	<p>●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】</p>
						4	<p>●罰則化に関するご意見について 路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。 過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応ができないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。 また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でないに対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。 目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。 過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っていきます。 【環境保全課】</p>

整理 番号	区 分	種 別	個票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
107	個人	電子	211		甘すぎると思います。まず罰則規定がありません。取り締まりに関する記述もありません。歩きタバコ、ポイ捨てをするような人間は、他者への配慮から行動を変えるようなことはしません。ルールを説かれたからといってやめるようなこともしません。だから歩きタバコ、ポイ捨てをし続けるのです。罰則を付け、厳しく容赦なく取り締まるべきです。タバコを「吸う自由」より、タバコから「逃れる自由」のほうが重要なはずで。なぜなら「～をしたい」という積極的自由より、「～から逃れたい」という消極的自由のほうが、権利として根本的に先んじるものだからです。また資料の参考2図に、「健康」に関する記述がないのも気になります。それからポイ捨ての定義について、ポイ捨てをする奴らは、側溝やマンホールに吸い殻を捨てることを、ポイ捨てと思っていません。なんなら「俺ってポイ捨てしないからエライ」くらいに思っている輩もいます。吸い殻入れに捨てる以外は全てポイ捨てと明確化してください。とにかく全てにおいて、罰則の考え方を取り入れてほしいです。ルールを決めるだけ決めておいて、何も取り締まらない、罰則もない、というのは、最初から形骸に過ぎませんし、それをわかっている無法者は、つけあがり増長するだけです。こんな甘いのは日本くらいだと思います。	4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でないことと対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
						2	<p>●健康に関する記述について</p> <p>本条例の目的は、「清潔で美しく快適な生活を営むことのできる地域社会の形成」です。本目的のため、健康に関する記述として「公共の場所以外で喫煙する場合に、受動喫煙防止のための配慮を明確化」しております。</p> <p>【環境保全課】</p>
						7	<p>●ポイ捨ての定義等について</p> <p>現行条例第7条第1項において「何人も、公共の場所にみだりに吸い殻、空き缶等を捨ててはならない。」と明確化しており、趣旨に沿って取り組んでいるところです。</p> <p>条例の意図が正しく伝わるよう、周知の工夫を図っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
108	個人	電子	212		路上喫煙禁止に賛成です。禁止にすることが遅かったと思います。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
109	個人	電子	214		区内全面禁煙に賛成です。喫煙者より受動喫煙者の方が肺ガンに成る比率が高い事やタバコの煙、臭いが非常に気になり良く思えない事や、以前歩きタバコの火が手に当たり火傷をおった事も有り是非全面禁煙にして頂きたいです！	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
110	個人	電子	215		路上喫煙全面禁止に賛成。 理由： 通学路で受動喫煙状態が生起している。 タバコが子供達の目の高さで危険でもある。 また、●●(店舗・施設名)に毎朝出勤時に自宅を出てからタバコに火をつけ、歩きながら吸い終わったら路上に捨てる方がいる。社会人としての常識を疑う。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
111	個人	電子	217	1	路上喫煙全面禁止に賛成です。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
112	個人	電子	218		路上喫煙を禁止してほしいです。	2	●ご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
113	個人	電子	220	1	大分、歩きタバコの方は、少なくなりましたが、歩きタバコは、禁止すべきだと考える。誰に当たるかわからないし、小さい子供が歩いていたら、当たる可能性は、大です。 そのまま、路上に捨てる方が多いと思われます。 喫煙所以外は吸えないことにしたら良いです。	2	●歩きタバコについて 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
114	個人	電子	221	1	路上喫煙禁止には賛成です	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
115	個人	電子	224	1	ぜひ目黒区全体で歩きタバコや駅前周辺での喫煙を禁止頂けるようお願いしたいです	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
116	個人	電子	225		区内全域での路上喫煙禁止骨子案に賛成します。最寄り駅の中目黒周辺でも未だに歩きタバコや自転車に乗りながらの喫煙を良く目にし、さらに住宅街では車からのポイ捨てや、吸い殻を排水溝に捨てる行為も多々目撃します。 海外からの旅行者などで、夜の飲み屋の前(路上)で喫煙し道端に大量の吸い殻を残して行く姿も通常です。 全域での禁煙を施しても改善されるには時間がかかるとは思いますが、路上喫煙者に注意を促せるルールが出来るのは、とてもありがたいです。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
117	個人	電子	227	1	全面禁煙に大賛成ですが、罰則規定とその具体的な適用がないと、お題目だけの制度になる心配があります。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
						4	●罰則化に関するご意見について 路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。 過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応ができないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。 また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でないと対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。 目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。 過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っています。 【環境保全課】

整理 番号	区 分	種 別	個票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
118	個人	電子	228		<p>目黒通りからすぐの私道に家があるため、本当に路上喫煙と、吸い殻のポイ捨てに悩まされています。目黒通り沿いでは、吸いにくいので、私道に入って隠れて吸う人が後をたえません。目黒区で、配布されているステッカーを取り寄せて貼っても全く効き目がない状態で、ほとんど、困り果ててます。</p> <p>今回の取り組みは、すごく有難いとは思いますが、もともと、モラルを持ち合わせていない人が、路上喫煙をしているわけで、果たして、告知を周知したところで、どの程度減るのかは疑問です。</p> <p>条例違反者への罰則等は、ないのでしょうか？是非、そうした事もお考えいただきたいと思っています。</p>	4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でない対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っています。</p> <p>【環境保全課】</p>
119	個人	電子	229		路上喫煙禁止に賛成です。歩行者に対しての危険があります。特に身長の小さい子どもの顔と同じ高さに煙の危険があります。また副流煙による被害もあるため旧来の紙煙草に加えて加熱式電子煙草も一切禁止すべきです。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
						2	<p>●加熱式たばこの取り扱いについて</p> <p>改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例による規制の対象となるものは、たばこ事業法に基づく「製造たばこ」と「製造たばこ代用品」とされており、紙巻きたばこ、葉巻、水たばこ、加熱式たばこ等が該当します。</p> <p>条例改正案では、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例による規制の対象と同一にするため、たばこ葉を使用する加熱式たばこを規制の対象とすることを検討しています。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
120	個人	電子	230	1	罰則を行っていただけると助かります。	4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でない対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
121	個人	電子	231	1	路上喫煙禁止に大賛成です。 細い道で喫煙してる人がいて本当に迷惑しています。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
122	個人	電子	232		罰金(10,000円以上)罰則規定のない条例は意味がない	4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でない対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理 番号	区 分	種 別	個票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
123	個人	電子	233	1	路上喫煙の全面禁止には大賛成です。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
124	個人	電子	235		歩きタバコは罰金など設けて禁止にしてほしいです。	4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でない対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
125	個人	電子	236	1	<p>まず、喫煙についてのルール改正を検討いただき、そしてこのようなアンケートを実施いただき、ありがとうございます！</p> <p>わたしは2年前に練馬区から武蔵小山に引っ越してきました。大変住みやすく気に入っていますが、唯一困っているのが路上喫煙が多いことです。3日に1度は歩きタバコや立ち止まっただけの喫煙に出くわします。立ち止まって喫煙しているところは息を止めて足早に通り過ぎますし、前を歩く人が喫煙している場合は息を止めて小走りで追い越します。平成、いやむしろ昭和かよ！と思っていました。練馬で路上喫煙を見かけたことは、10年で何回あったかな、といった頻度であり、目黒区の人々のマナーの悪さに驚きました。ぜひ区内全域で路上喫煙禁止を実施していただきたいです</p>	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
126	個人	電子	237	1	分煙化、ポイ捨て禁止には賛成だが、圧倒的に喫煙スペースが不足している中で全域禁止というのは如何なものか。受動喫煙の怖れがない場所、時間での喫煙まで禁止するのはファシズム以外の何物でもない。	2	<p>●分煙化等のご意見について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
						2	<p>●喫煙所の整備について</p> <p>区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、喫煙所の整備・拡充を進めています。</p> <p>喫煙所の整備は、場所の確保、事業主や近隣住民の理解等、様々な条件が揃って初めて実現できるものです。</p> <p>そこで、民間事業者による喫煙所の指定受入促進として、従来の整備費補助に加え令和7年度から維持管理費及び改修費の補助を開始し、区内事業者と喫煙所の整備に係る協議を重ね、今年度は新たに複数箇所の指定喫煙所の供用を開始しました。</p> <p>引き続き民間事業者等と粘り強く交渉を続け、喫煙所の整備・拡充を進めていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
						5	●禁止する時間、場所について 公共の場所では、受動喫煙への配慮等が必要なため、まずは今回の条例改正により、マナーとして路上喫煙を禁止することを検討しています。 【環境保全課】
127	個人	電子	238		駅周辺は既に路上喫煙禁止になっているが、毎日のように喫煙している人をみかけます。区内全域でも路上喫煙禁止はよいですが、いかに実効性があるものにするかが、つまりポイント②と③をどう実行しているかが重要だと思います。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
128	個人	電子	240		路地喫煙は、喫煙者の過失による『事故・火事・受動喫煙による健康被害』等の危険性が高い。どうしてもしなければいけない行為ではない為、全面禁止とすべし。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
129	個人	電子	242	目黒区域全てで路上喫煙禁止に強く賛成します 自分は●●(店舗・施設名)の隣のマンションに住んでいます。歩きタバコをする人、●●(店舗・施設名)横にある十字路の、歩道に街路樹や掲示板があって少し広いスペースにて路上喫煙をする人がいて、その煙がベランダに来るため、喘息持ちなのもあって大変辛いです。地面に吸い殻を捨てる人もいたり、駅周辺の路上喫煙禁止マークの前で吸ってる人もいるので、路面駐車のように罰金を科すなど強い罰則を用いて欲しいです	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】	
					4	●罰則化に関するご意見について 路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。 過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。 また、過料の徴収は不利益処分該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でない対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。 目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。 過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っています。 【環境保全課】	
130	個人	電子	244	1	区内全ての場所で路上喫煙禁止は大賛成です。ただし、喫煙所が整備されても歩きタバコは減らないと思います。啓発パトロール強化は良い取り組みですが、実	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】

整理 番号	区 分	種 別	個票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
					際に刑罰がないと減らないのが現実だと思っています。	4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応ができないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でないと対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行ってまいります。</p> <p>【環境保全課】</p>
131	個人	電子	249		路上喫煙の完全禁止について賛成いたします。目黒区原町在住ですが、移住当時は高齢者が多く全体的に沈んだ印象を持った街に感じておりました。しかし最近では若い方も増え、同時にそのお子様世代も徐々に増えているように感じております。特に住民の方で実行できることとして、若い方への配慮して頂くことができる項目の中に路上喫煙の禁止は挙げられると思います。減少していると思いますが、残念ながらまだ啗えタバコで歩いている方が時折目に付きます。また建設等工事関係の車両がアイドリングを止めなかつたり残念ながら複数人で喫煙される場面は目にするとところでもあります。過料制度を導入している千代田区や渋谷区のように他の区でも既に導入されている制度でもあり、目黒区もこの機会にぜひ導入して頂きたいと思います(例、2,000円)。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指してまいります。</p> <p>【環境保全課】</p>
						4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応ができないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でないと対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行ってまいります。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
132	個人	電子	252		吸わない自分にとってはタバコの臭いは地獄です。特に過敏なので一瞬で頭痛になります。吸う人は外なら空気に紛れるかと思っていますが、大きな間違いだとわかって欲しいです。喫煙所等で吸って戻ってきた人の匂いでも気持ち悪くなります。 会社も中目黒ですが、イメージも変わってきて若者も増え、インバウンドも増えて、路上喫煙が物凄い増えています。灰皿を持っていけば吸えると思っている人もいます。吸い殻の問題では無い事をもっと国や自治体が責任を持って伝えて欲しいです。とは言え、罰則がない限り路上喫煙は減りません。そんな甘いことではないです。キチンと告知して罰金を10,000以上にしないと効果は無いと思います。 目黒区に期待します。	4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でない対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
133	個人	電子	253	1	区内全域の路上喫煙禁止に賛成です。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
134	個人	電子	256		路上喫煙は絶対反対です 家の前に毎朝吸い殻が数本捨ててあり これから先枯葉が多くなり大変危険です ポイ捨てるのは決まった人が何人居ると思います 吸う場所、捨てる場所は習慣になっていて毎回同じ場所で捨てているのではないのでしょうか 禁止条例是非ともお願いします	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
135	個人	電子	257		毎日、家の周りの掃除をしています。毎日のようにタバコの吸い殻や時には箱まで落ちていきます。駅周辺以外でも目黒区全ての地域で禁煙、歩きタバコ禁止の条約を作って欲しいと思います。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
136	個人	電子	258		路上喫煙を禁止にすることを強く希望します。歩きタバコ、立ちタバコでポイ捨てる人も非常に多いです。タクシーも路上で止まってタバコを吸って、そのまま捨てる人も多いです。居酒屋の外にも灰皿を出して吸っているところも多いです。路上喫煙の煙で不快に感じることも非常に多いです。私有地以外での喫煙を禁止にすることを強く希望します。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
137	個人	電子	259	1	紙タバコ、電子タバコすべて全面喫煙禁止区域にしたいことを強く希望します。すでに港区など近隣の区は実施しているため、目黒区は対応が遅いと感じます。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
					また、なぜ中目黒、自由が丘、学芸大、都立大の地域のみなのかも理解できません。 今すぐに全区域禁煙にしていきたいです。	4	<p>●電子たばこについて</p> <p>「電子たばこ」はたばこの葉を使わず、専用カートリッジ内の液体(リキッド)を電気加熱することで発生する蒸気(ペイパー)を吸入するものであり、たばこ葉を使用するいわゆる「加熱式たばこ」とは異なります。</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきますが、電子たばこについては、リキッドは医薬品、吸入用のデバイスは医療機器であるため、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例と同じく、規制の対象外とすることを検討しています。</p> <p>【環境保全課】</p>
138	個人	電子	261	1	・とにかく中途半端なので早く全域禁止にしてください。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
139	個人	電子	262		路上喫煙者には罰金 2,000 円を課して欲しい。 あと、自宅近辺の副流煙にも困っています。 間接喫煙にならないように配慮された法改正を望みます。	4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でないと対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っています。</p> <p>【環境保全課】</p>
						2	<p>●間接喫煙にならないように配慮を望む要望について</p> <p>条例改正骨子案において、受動喫煙防止のため、「区内全域で路上喫煙を禁止」とすると共に、「公共の場所以外で喫煙する場合に、受動喫煙防止のための配慮を明確にする」としています。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
140	個人	電子	266	1	毎朝自宅前に10本以上の吸い殻の投げ捨てがあったところ、コロナ禍になってから半数以下に減りましたが、罰則規定のない条例など気休めにもなりません。中央区や大田区のように吸い殻放置の罰則規定を設けるべきです。また、吸い殻の回収については、事業者はその費用を全面負担させるべきと考えます。ご検討願います。	4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方ではないと対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っています。</p> <p>【環境保全課】</p>
						2	<p>●吸い殻回収の費用負担について</p> <p>喫煙所の整備においては、事業者の一部ご協力いただく場合もありますが、適正な喫煙環境の整備に向けて引き続き事業者と連携していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
141	個人	電子	267	1	区内全域での路上喫煙禁止は、受動喫煙防止の観点から非常に重要な施策であり、小さな子を持つ親として改正案の趣旨に強く賛同します。しかし、現状の規定では「歩行中または立ち止まって喫煙する行為」に限定されており、実効性に課題があります。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
						1	<p>●路上に駐車した車両内での喫煙について</p> <p>現行条例においても、路上喫煙の定義を「歩行中や自転車等の運転中を含む公共の場所での喫煙」と定めております。趣旨に沿って取り組んでいるところですが、ご意見を踏まえ条例改正骨子に反映します。</p> <p>【環境保全課】</p>
					実際には、路上に駐車した車両内で喫煙し、窓を開けて煙が外に流れるケースが頻繁に見られます。この場合、周囲の歩行者や子どもは路上喫煙と同様の受動喫煙被害を受けます。したがって、駐車車両内での喫煙も禁止対象に含めるべきです。		

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
					また、条例の実効性を確保するためには、違反者への過料や指導を明確化し、周知徹底することが不可欠です。単なる努力義務ではなく、喫煙者に対する罰則を伴う規定を設けることで、抑止効果が高まります。	4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でないに対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
142	個人	電子	269		飲食店を営んでおります。店舗前の鉄道高架下で喫煙される方が大変多く、副流煙流入に困っています。是非とも早急に条例改正頂き路上喫煙を禁止して頂きたく。条例改正を心待ちに致しております。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
143	個人	電子	270	1	区内全域に拡充とのこと大賛成です。一步踏み込んで、罰金の導入も検討してほしいです。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理 番号	区 分	種 別	個票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
						4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でないに対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
144	個人	FAX	271		条例に賛成です。区内全域の路上喫煙にすべきと思います。路上喫煙は、①本人のすぐ後方を歩く人に不快な思いをさせる、②たばこの火が他人の身体の一部に当たる危険がある、③すいがらのポイ捨てなどゴミの問題もある。以上、美化・安全・健康全てにおいて路上喫煙はマイナスです。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
145	個人	書面	272	1	「目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例」改正骨子案について賛成します。自宅前の6メートル道路は歩行者が多く、歩きタバコをしている人も多いのですが、そのうち一定の割合でたばこのポイ捨てをする人がいるため、毎日の様に道路にタバコの吸い殻が落ちています。又、道路の反対側のすずめのおやど公園の枯れ葉が大量に道路に散乱しているため、タバコのポイ捨てにより火災の危険性もあります。路上喫煙を禁止すれば、タバコのポイ捨てはほぼ無くなると思うので、路上喫煙全面禁止に賛成します。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
146	議会	書面	273	1	2頁改正骨子案(2)改正内容の②公共の場所以外で喫煙する場合に、受動喫煙防止のための配慮を明確にしますについて、受動喫煙は公共の場所以外で止まって煙草を吸う人のことを指すことが多いが、最近バイクやモペットに乗って喫煙することも公共の場所以外に吸う路上喫煙に該当しますが、実際、バイクやモペットに乗って喫煙している人もいることを踏まえ、バイクや自転車も含め、移動しながら吸うこともポイ捨てにつながるため、路上喫煙はバイクや自転車に乗って吸うことも禁止していることを明記すること。	1	<p>●路上喫煙の定義について</p> <p>既に現行条例第8条第1項において路上喫煙の定義を「歩行中や自転車等の運転中を含む公共の場所での喫煙」と定め、趣旨に沿って取り組んでいるところですが、ご意見を踏まえ条例改正骨子に反映します。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
147	議会	書面	275	1	○過料については、先行する自治体の状況を参考にしながら、費用対効果、実効性を踏まえて整理すること。	4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でない対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行ってまいります。</p> <p>【環境保全課】</p>
148	個人	電子	276	1	<p>まず禁止するからには罰則を設けること。</p> <p>罰金であったとしても少額ではなく数百万円等決して小さく無い金額で規定すること。実際に罰金処分した実績も作ること。</p> <p>条例の条文を読む限りは罰則が無いため、実効性が薄い様に伺えます。</p> <p>パトロール等費用面での課題とはありますが、写真付きの通報を認める等の対策を取ればそれだけで抑止力になると思いますので、過料の徴収は明文化すべきと考えます。</p>	4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でない対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行ってまいります。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
149	個人	電子	278	1	違反者への実効ある罰則の適用	4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でない対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
150	個人	電子	279	1	路上喫煙ポイ捨て禁止を、目黒区全域に拡大することに賛成します。罰則までとれるとよいのですが。	2	<p>●路上喫煙禁止について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
						4	<p>●罰則化に関するご意見について</p> <p>路上喫煙に対する規制としては、違反者に対し、行政罰における秩序罰である過料を科す方法があります。</p> <p>過料については、通報だけでは取り締まることができず、現行犯でないと過料の徴収に至らないこと、また私有地で過料を科すことはできないため、公共の場所か否かについて正確に監視しなければ取り締まることができないこと、さらには、実際に過料を徴収している自治体において路上喫煙は減ったものの、その影響で私有地での喫煙が増えてしまい、区へ苦情が寄せられても対応できないケースが増加していることなど、過料を科すにあたっては様々な課題があります。</p> <p>また、過料の徴収は不利益処分に該当するため、処分に際しては、違反行為の現認、過料処分の口頭告知、弁明の機会の付与、不服がある場合は審査請求できる旨の教示等、法に基づく適切な手続きが必要となります。トラブルに至るケースも想定されるので、不利益処分に関する経験を持つ方でない対応が非常に難しいことから、委託ではなく自治体の会計年度任用職員として採用するケースがほとんどです。さらには、近隣自治体の例では、いずれも一億円以上の経費が計上されており、多額の予算が必要となるといった費用対効果の課題もあります。</p> <p>目黒区では住宅地が大半を占めており、優先的に対応すべき場所は、特定の店舗の周辺等、ある程度限定されますので、特定のエリアを重点的にパトロールすることで、対応できると考えています。</p> <p>過料の徴収は、一時的な効果はあっても、根本的な解決には至らないため、区は「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という基本理念の下に区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容①区内全域で路上喫煙を禁止します							
151	個 人	電 子	280	1	<p>①区内全域で路上喫煙禁止</p> <p>私有地であっても「公共の場所に隣接・面している」場合も「禁止」としてください。</p>	3	<p>●私有地を規制対象とする要望について</p> <p>たばこは、法律で認められた合法的な嗜好品であり、公共の場所以外の私有地や私道などに、広く区が規制することは難しいと考えています。</p> <p>私有地での喫煙について区は指導する立場にありませんが、今回の条例改正において、公共の場所以外で喫煙する場合は周囲の者にたばこの煙を吸わせないように配慮するよう明確化しますので、啓発パトロールの強化やチラシ配布等により、機会を捉えて、受動喫煙防止の配慮に向けて理解を求めていきます。</p> <p>【環境保全課・健康推進課】</p>

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容②公共の場所以外で喫煙する場合に、受動喫煙防止のための配慮を明確にします							
152	個人	電子	12	2	まず、全域禁煙は良いかと思いますが、一步でも入った私有地であれば許可される問題が残ります。実害は、喫煙という行為ではなくては副流煙であると理解しています。 そのため、私有地での喫煙であっても、副流煙が公道や隣接地等に流れないことを目的とする規制を行っていただければ助かります。	3	●私有地を規制対象とする要望について 私有地での灰皿設置及び喫煙について区は指導する立場にありませんが、今回の条例改正において、公共の場所以外で喫煙する場合は周囲の者にたばこの煙を吸わせないように配慮するよう明確化しますので、啓発パトロールの強化やチラシ配布等により、機会を捉えて、受動喫煙防止の配慮に向けて理解を求めています。 【環境保全課・健康推進課】
153	個人	電子	13	1	すでに禁止されている西郷山公園(菅刈保育園前のベンチ)で小さい子どもの施設の目の前であるにもかかわらず喫煙している人がいる。 さらに吸い殻はポイ捨てで、ベンチの下にたまっている。 子供に関するエリアについては受動喫煙禁止について特に力を入れていただきたい。 飲食店の軒先に喫煙エリアを設けているところについて、灰皿が置かれているのは店の敷地内ではあるものの、通行の際、受動喫煙となる。店内禁煙としていたため、吸える場所として設置しているが、数人で吸われると、煙も多く、敷地内なので取り締まり対象外とするのか、通行に際し受動喫煙リスクが高まるため不可とするのか明確にしてほしい	3	●子どもに関係するエリアの受動喫煙対策について 特に子どもへの受動喫煙対策は重要と考えており、啓発パトロールの強化やチラシの配布等により機会を捉えて受動喫煙防止の配慮について理解を求めています。 【環境保全課・健康推進課】
						3	●私有地での喫煙に係る配慮・対策の要望について 飲食店等の店内については、健康増進法等で規制が定められており、原則禁煙とされていますが、屋外の敷地内には規制がありません。今回の条例改正においても規制の対象とはしませんが、公共の場所以外で喫煙する場合は周囲の者にたばこの煙を吸わせないように配慮するよう明確化しますので、引き続き、人通りの多い歩道に面している飲食店等に対して、受動喫煙防止の配慮について、理解を求めています。 【環境保全課・健康推進課】
154	個人	電子	33	1	私有地での喫煙の場合における周囲への配慮が盛り込まれていますが、マンション等のベランダでの喫煙により、窓を開けていると部屋の中に煙が入って迷惑することが多々あります。マンションのベランダ等の共用スペースにおいても配慮することを記載し、啓発活動を行なっていただきたいです。路上喫煙については理解も進み少なくなったのですが、部屋にいて被害に遭うことが多いです。	3	●私有地での喫煙に係る配慮・対策の要望について 条例において、具体例をあげることは考えていませんが、周知に当たって工夫するとともに、啓発パトロールの強化やチラシ配布等により、機会を捉えて、受動喫煙防止の配慮に向けて理解を求めています。 【環境保全課・健康推進課】
155	個人	電子	40		近所の住人が外に出てマンションの壁側で喫煙している人がいて副流煙が窓から入ってきて窓を開けることが出来なくて困惑している 吸い殻等はないがこれらも路上喫煙として認知する方法を考えてほしい	3	●私有地での喫煙に係る配慮・対策の要望について 規制の対象外である公共の場所以外の私有地での喫煙について区は指導する立場にありませんが、啓発パトロールの強化やチラシ配布等により、機会を捉えて、受動喫煙防止の配慮に向けて理解を求めています。 【環境保全課・健康推進課】
156	個人	電子	48		路上、歩きタバコはもちろんですが、マンションの下で近隣で勤務されている方がタバコ休憩をされていて非常に迷惑です。目黒区全体が禁止になれば規制しやすいのではないかと思います。	3	●私有地を規制対象とする要望について たばこは、法律で認められた合法的な嗜好品であり、公共の場所以外の私有地や私道などに、広く区が規制することは難しいと考えています。 私有地での喫煙について区は指導する立場にありませんが、今回の条例改正において、公共の場所以外で喫煙する場合は周囲の者にたばこの煙を吸わせないように配慮するよう明確化しますので、啓発パトロールの強化やチラシ配布等により、機会を捉えて、受動喫煙防止の配慮に向けて理解を求めています。 【環境保全課・健康推進課】
157	個人	電子	72	2	エリアがせまい 全面禁煙でお願いします 電子タバコがOKと勘違いしている人が多い。特に川沿い飲食店近辺 渋谷区のように、人を使ってきちんと徴収を毎日実施してほしい タバコをうっているコンビニの裏の敷地内とかも、港区のように、屋外は全面禁煙、と謳ってPRしてほしい	3	●私有地を規制対象とする要望について たばこは、法律で認められた合法的な嗜好品であり、公共の場所以外の私有地や私道などに、広く区が規制することは難しいと考えています。 私有地での喫煙について区は指導する立場にありませんが、今回の条例改正において、公共の場所以外で喫煙する場合は周囲の者にたばこの煙を吸わせないように配慮するよう明確化しますので、啓発パトロールの強化やチラシ配布等により、機会を捉えて、受動喫煙防止の配慮に向けて理解を求めています。 【環境保全課・健康推進課】

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容②公共の場所以外で喫煙する場合に、受動喫煙防止のための配慮を明確にします							
158	個人	電子	73	2	飲食店の出入り口などに灰皿を置いて喫煙させるのを厳重に禁止してほしいです。 狭い歩道に隣接する飲食店の前で喫煙者がたむろしたり、子どもにかかったりしています。 店内や専用の場所にする、公道に隣接させないなど、厳しくしてほしいです。	3	●私有地を規制対象とする要望について 飲食店の店内は健康増進法等において規制がされていますが、屋外の敷地内には規制がなく、私権が及ぶ場所に条例で規制を行うことは困難です。ただし、今回の条例正において、公共の場所以外で喫煙する場合は周囲の者にたばこの煙を吸わせないように配慮するよう明確化しますので、引き続き、人通りの多い歩道に面している飲食店等に対して、受動喫煙防止の配慮について、理解を求めています。 【環境保全課・健康推進課】
159	個人	電子	97	2	賛成です ただし現状路上喫煙禁止区域に面した飲食店などの路上と店内の間のわずかなスペースに灰皿を置いて喫煙させている店舗を多数見かけます そういった店舗の前を通るとタバコの煙にさらされます 路上喫煙禁止にしてもこのような抜け道も塞がなければ意味がありません あわせて検討をお願いします	2	●賛成とのご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
						3	●私有地を規制対象とする要望について 飲食店の店内は健康増進法等において規制がされていますが、屋外の敷地内には規制がなく、私権が及ぶ場所に条例で規制を行うことは困難です。ただし、今回の条例正において、公共の場所以外で喫煙する場合は周囲の者にたばこの煙を吸わせないように配慮するよう明確化しますので、引き続き、人通りの多い歩道に面している飲食店等に対して、受動喫煙防止の配慮について、理解を求めています。 【環境保全課・健康推進課】
160	個人	電子	107		受動喫煙防止のための配慮については、極力具体的な言葉での条例制定&注意書きをお願いします。私有地内なら吸っていいと考えている人がいて、道から一歩だけ私有地に入って堂々と吸っている人がいて、その道を歩くと副流煙を吸います。幼児がいるので心配です。	3	●私有地での喫煙に係る配慮・対策の要望について 公共の場所以外で喫煙する場合は周囲の者にたばこの煙を吸わせないように配慮するよう明確化し、周知に当たって工夫するとともに、啓発パトロールの強化やチラシ配布等により、機会を捉えて、受動喫煙防止の配慮に向けて理解を求めています。 【環境保全課・健康推進課】
161	個人	電子	159	2	路上喫煙については私道についても明確に禁止区域として欲しいです。	3	●私有地を規制対象とする要望について たばこは、法律で認められた合法的な嗜好品であり、公共の場所以外の私有地や私道などに、広く区が規制することは難しいと考えています。 私有地での喫煙について区は指導する立場にありませんが、今回の条例改正において、公共の場所以外で喫煙する場合は周囲の者にたばこの煙を吸わせないように配慮するよう明確化しますので、啓発パトロールの強化やチラシ配布等により、機会を捉えて、受動喫煙防止の配慮に向けて理解を求めています。 【環境保全課・健康推進課】
162	個人	電子	165		都立大学には時間貸の駐車場が多くありますが、その駐車場で喫煙している方がとても多い印象です。(利用の有無関係なく) 駐車場もコインパーキングになりますので管理してる人はいない状況です。 コインパーキングは路上扱いにはならないかと思えますので、こちらも対象としていただけたらと思います。	3	●私有地を規制対象とする要望について たばこは、法律で認められた合法的な嗜好品であり、公共の場所以外の私有地や私道などに、広く区が規制することは難しいと考えています。 私有地での喫煙について区は指導する立場にありませんが、今回の条例改正において、公共の場所以外で喫煙する場合は周囲の者にたばこの煙を吸わせないように配慮するよう明確化しますので、啓発パトロールの強化やチラシ配布等により、機会を捉えて、受動喫煙防止の配慮に向けて理解を求めています。 【環境保全課・健康推進課】
163	個人	電子	176		コンビニ側に住んでおり、コンビニ裏の集合住宅駐車場で、喫煙されていつも困っています。駐車場等も含めて規制してください。 ベランダの洗濯物に臭いが着いたり、ベランダに出ると副流煙の臭いが強くなります。窓を開けての換気も出来なくて困ることが多いです。是非、条例を定めてください。	3	●私有地を規制対象とする要望について たばこは、法律で認められた合法的な嗜好品であり、公共の場所以外の私有地や私道などに、広く区が規制することは難しいと考えています。 私有地での喫煙について区は指導する立場にありませんが、今回の条例改正において、公共の場所以外で喫煙する場合は周囲の者にたばこの煙を吸わせないように配慮するよう明確化しますので、啓発パトロールの強化やチラシ配布等により、機会を捉えて、受動喫煙防止の配慮に向けて理解を求めています。 【環境保全課・健康推進課】

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容②公共の場所以外で喫煙する場合に、受動喫煙防止のための配慮を明確にします							
164	個人	電子	190	1	都立大学駅と自由が丘駅及びその周辺を外出時の乗降駅並びに買い物等で使用していますが、特に都立大学駅周辺では路上の歩きタバコや道路に接する店舗前(飲食店)の30cm~1m程度の屋外空間に灰皿を台や小さなテーブルを置いて喫煙スペースのていで路上で喫煙している人を少なからず見かけます。 ですので、そのような路上喫煙も厳しく禁止し、路上前の屋外空間も禁止には出来ないでしょうか。 また、建築現場の屋外空間や付近の駐車場に座り込み数人で喫煙している姿も見かけます。こちらも行政指導等で規制して欲しい。	3	●私有地を規制対象とする要望について たばこは、法律で認められた合法的な嗜好品であり、公共の場所以外の私有地や私道などに、広く区が規制することは難しいと考えています。 私有地での灰皿設置及び喫煙について区は指導する立場にありませんが、今回の条例改正において、公共の場所以外で喫煙する場合は周囲の者にたばこの煙を吸わせないように配慮するよう明確化しますので、啓発パトロールの強化やチラシ配布等により、機会を捉えて、受動喫煙防止の配慮に向けて理解を求めていきます。 【環境保全課・健康推進課】
165	個人	電子	192		個人の意見を聞く場所を作ってくださいありがとうございます。 我が家の隣はコインパーキング、家の前には車一台が通れるくらいの私道があります。 家から30mほどのところには幼稚園、保育園があります。登園降園、園からのお出かけ以外にも、放課後の時間には小学生以上の子どもが行き交うところでもあります。 住宅地なので妊婦さんや、小さなお子さん、赤ちゃんを連れられた方ももちろんいらっしゃいます。 毎日、隣のコインパーキングでは車を停めて喫煙される方がいます。 その度に駐車場に面している浴室やトイレにタバコの臭いが入ってきます。 私道でも喫煙する方が増えました。 毎日タバコの吸い殻を拾っています。 区内路上喫煙が全面禁止となり、私道や駐車場では受動喫煙に気をつけてということだと、今以上に駐車場や私道に喫煙者が増えてしまうのではないかと心配しています。 私道や駐車場の周りには住宅があることが多いと思います。家の隣で吸われては逃げられません。 私道や駐車場での喫煙も禁止してほしいです。	3	●私有地を規制対象とする要望について たばこは、法律で認められた合法的な嗜好品であり、公共の場所以外の私有地や私道などに、広く区が規制することは難しいと考えています。 私有地での喫煙について区は指導する立場にありませんが、今回の条例改正において、公共の場所以外で喫煙する場合は周囲の者にたばこの煙を吸わせないように配慮するよう明確化しますので、啓発パトロールの強化やチラシ配布等により、機会を捉えて、受動喫煙防止の配慮に向けて理解を求めていきます。 【環境保全課・健康推進課】
166	個人	電子	217	2	路上喫煙全面禁止に賛成です。また、アメリカカリフォルニア州のように公共の建物や集合住宅建物での全面禁煙を希望します。	4	●公共の建物について 公共の建物については、健康増進法等により施設の種類ごとに規制が定められています。また、区立施設については、受動喫煙防止の観点から、原則として敷地内禁煙を進めていますが、ホールを有する等の集客のある施設については、引き続き分煙対策を講じた上で喫煙所を設置していくこととしています。 【健康推進課】
						3	●集合住宅建物について たばこは、法律で認められた合法的な嗜好品であり、公共の場所以外の私有地や私道などに、広く区が規制することは難しいと考えています。 私有地での灰皿設置及び喫煙について区は指導する立場にありませんが、今回の条例改正において、公共の場所以外で喫煙する場合は周囲の者にたばこの煙を吸わせないように配慮するよう明確化しますので、啓発パトロールの強化やチラシ配布等により、機会を捉えて、受動喫煙防止の配慮に向けて理解を求めていきます。 【環境保全課・健康推進課】

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容②公共の場所以外で喫煙する場合に、受動喫煙防止のための配慮を明確にします							
167	個人	電子	220	2	大分、歩きタバコの方は、少なくなりましたが、歩きタバコは、禁止すべきだと考える。誰に当たるかわからないし、小さい子供が歩いていたら、当たる可能性は、大です。 そのまま、路上に捨てる方が多いと思われます。 喫煙所以外は吸えないことにしたら良いです。 但し、携帯用灰皿を携帯し、自分の会社、自宅の敷地内では、喫煙可で良いと思います。	3	●私有地での喫煙に係る配慮・対策の要望について 会社の屋内については、健康増進法等で規制がされていますが、屋外の敷地内や自宅については規制がされておらず、今回の条例改正においても規制は行いません。ただし、健康増進法等において、喫煙者には、受動喫煙を生じさせないよう配慮する義務が定められており、今回の条例改正においても、公共の場所以外で喫煙する場合は周囲の者にたばこの煙を吸わせないように配慮するよう明確化していきます。 【環境保全課・健康推進課】
168	個人	電子	221	2	路上喫煙禁止には賛成ですが、近隣の飲食店などから私道や私有地に入って来る人の喫煙・ポイ捨てにとでも迷惑しています。そのような場合の対策もお願いします。	3	●私有地での喫煙に係る配慮・対策の要望について 規制の対象外である公共の場所以外の私有地での喫煙について区は指導する立場にありませんが、啓発パトロールの強化やチラシ配布等により、機会を捉えて、受動喫煙防止の配慮に向けて理解を求めていきます。 【環境保全課・健康推進課】
169	個人	電子	226		路上に加えて、玄関先など通行人に煙などがかかる場所も禁止してほしいです 「自分の敷地内だ」と言い張る方がいますが、煙は隣りに住んでいる我が家にも入ってきます 一般の方や、通行人や、近隣に迷惑がかかる場所は一切禁止にしてほしいです 我が家の隣のアパレルショップのスタッフは特に酷くて、一日中、道路や入り口で複数人で、喫煙する為、煙と匂いに困っています(我が家は飲食店の為、お客様からも苦情が出ています) あと、目黒区は本当にポイ捨てが多い為、道路が汚いです 綺麗な町になる事を切に望んでいます	3	●私有地を規制対象とする要望について たばこは、法律で認められた合法的な嗜好品であり、公共の場所以外の私有地や私道などに、広く区が規制することは難しいと考えています。 私有地での喫煙について区は指導する立場にありませんが、今回の条例改正において、公共の場所以外で喫煙する場合は周囲の者にたばこの煙を吸わせないように配慮するよう明確化しますので、啓発パトロールの強化やチラシ配布等により、機会を捉えて、受動喫煙防止の配慮に向けて理解を求めていきます。 【環境保全課・健康推進課】
170	個人	電子	233	2	「公共の場以外の私有地で喫煙する場合の周囲への配慮」の具体例として、駐車場だけでなく「ベランダ・屋上等」も明記して欲しいです。	3	●私有地での喫煙に係る配慮・対策の要望について 条例において具体例をあげることは考えていませんが、条例改正の内容の周知・啓発に当たっては、より分かりやすく効果的な表現等について工夫していきます。 【環境保全課・健康推進課】
171	個人	電子	245	1	(1)本件の強力な推進を望みますが、下記事例も規制対象に含まれるように、補足説明があるといいと思います。 (私自身は喫煙せず。下記事例の目撃&被害者です) 例:歩行中の喫煙者が、赤の他人の私有地に立ち入り(マンションのエントランスや駐車スペースなど、公道から1歩私有地に入った場所)、立ち止まって、喫煙。さらに、吸い殻をマンションの植え込み(私有地)に投げ入れ。 つまり、公道、公の場でないと悪知恵の喫煙者が主張し、罰金から逃れるのを防止する文言を追加できたらいいと思います。 (現在の改版が、私有地における権利を明記しているため、これを逆にとられないように、条例など法的な文書は、性悪説でも効力のある表現がいい) (受動喫煙への配慮の個所をもうちょっと強力な文言に。もし私有地に関する条例が既にあるのであれば、それを引用)	3	●私有地を規制対象とする要望について たばこは、法律で認められた合法的な嗜好品であり、公共の場所以外の私有地や私道などに、広く区が規制することは難しいと考えています。 正当な理由なく私有地に立ち入る行為等は、受動喫煙等とは別の観点からの問題となるため、この条例の適用の対象としていませんが、今回の条例改正において、公共の場所以外で喫煙する場合は周囲の者にたばこの煙を吸わせないように配慮するよう明確化しますので、啓発パトロールの強化やチラシ配布等により、機会を捉えて、受動喫煙防止の配慮に向けて理解を求めていきます。 【環境保全課・健康推進課】
172	個人	電子	248		大賛成です。 店内は禁煙とし、店外路上を喫煙所として営業している飲食店を見かけます(灰皿をギリギリ敷地内に置いています)が、歩行中、信号待ち、バス停でのバス待	2	●賛成とご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容②公共の場所以外で喫煙する場合に、受動喫煙防止のための配慮を明確にします							
					<p>ちなどの時に、たばこを吸わない歩行者や子供が煙や匂いなどの受動喫煙や、喫煙者の火・吸い殻の扱いが気になります。</p> <p>また、月極駐車場やコインパーキングに停めている車の陰での喫煙者も見かけます。これは駐車場管理者の責任ではなく路上ではないかもしれませんが、結局タバコの煙いや臭い、吸い殻の始末は、路上の歩行者などの非喫煙者に影響しているので、何らかの対策は必要と思います。</p>	3	<p>●私有地での喫煙に係る配慮・対策の要望について</p> <p>規制の対象外である公共の場所以外の私有地での喫煙について区は指導する立場にありませんが、啓発パトロールの強化やチラシ配布等により、機会を捉えて、受動喫煙防止の配慮に向けて理解を求めています。</p> <p>【環境保全課・健康推進課】</p>
173	個人	電子	250		<p>路上喫煙だけでなく、敷地内喫煙も規制対象にすべきです。</p> <p>現在、路上喫煙は一定の規制がありますが、自宅や会社敷地内での喫煙は「私有地だから自由」とされ、実質的に野放しです。しかし、煙は風に乗って広がり、10メートル以上離れていても臭気が届きます。特に東京のように住居が密集し、道幅も狭い地域では、隣人トラブルの原因にならないはずがありません。</p> <p>庭やベランダ、会社敷地、工事現場などでの喫煙も、周囲にとっては受動喫煙の被害源です。こうした「路上以外の屋外喫煙」も、実態に即した規制を設けるべきです。</p> <p>喫煙は、本人の嗜好の問題ではなく、周囲に健康被害と不快感を与える加害行為です。「好きにさせろ」という主張は、他者の権利を侵害している以上、通用しません。極端な例かもしれませんが、無差別に刃物を振り回して「俺の人生だから自由にさせろ」と言うのと本質的には同じです。</p> <p>「共存できる環境整備」ではなく、「喫煙者ゼロを目指す社会」を掲げてほしい。被害を受ける側からすれば、喫煙行為は迷惑でしかなく、理解や共感を求められても応じられません。自治体には、受動喫煙の根絶に向けた強い姿勢を期待します。</p>	3	<p>●私有地を規制対象とする要望について</p> <p>公共の場所以外の私有地や私道などに、広く区が規制することは難しいと考えています。</p> <p>私有地での喫煙について区は指導する立場にありませんが、今回の条例改正において、公共の場所以外で喫煙する場合は周囲の者にたばこの煙を吸わせないように配慮するよう明確化しますので、啓発パトロールの強化やチラシ配布等により、機会を捉えて、受動喫煙防止の配慮に向けて理解を求めています。</p> <p>【環境保全課・健康推進課】</p>
					<p>庭やベランダ、会社敷地、工事現場などでの喫煙も、周囲にとっては受動喫煙の被害源です。こうした「路上以外の屋外喫煙」も、実態に即した規制を設けるべきです。</p> <p>喫煙は、本人の嗜好の問題ではなく、周囲に健康被害と不快感を与える加害行為です。「好きにさせろ」という主張は、他者の権利を侵害している以上、通用しません。極端な例かもしれませんが、無差別に刃物を振り回して「俺の人生だから自由にさせろ」と言うのと本質的には同じです。</p> <p>「共存できる環境整備」ではなく、「喫煙者ゼロを目指す社会」を掲げてほしい。被害を受ける側からすれば、喫煙行為は迷惑でしかなく、理解や共感を求められても応じられません。自治体には、受動喫煙の根絶に向けた強い姿勢を期待します。</p>	5	<p>●たばこを吸う人と吸わない人の共存について</p> <p>たばこは、法律で認められた合法的な嗜好品です。区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備を推進しています。</p> <p>【環境保全課】</p>
174	個人	電子	259	2	<p>特に、目黒区は目黒川沿い、公園、路地裏、駐車場などでとても多いと感じます。</p> <p>また、空き缶やペットボトルに吸い殻を入れてポイ捨てする喫煙者や、排水溝などに捨てるなどが多く見られ、街の美化も損なわれています。</p> <p>非喫煙者にとって、街中の喫煙は何一つ良いことはありません。</p> <p>また、飲み屋の外に灰皿を置くという対応についてもやめていただきたい。</p>	2	<p>●たばこのポイ捨てについて</p> <p>既に現行条例第7条第1項において「何人も、公共の場所にみだりに吸い殻、空き缶等を捨ててはならない。」と規定し、趣旨に沿って取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き、条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
					<p>また、飲み屋の外に灰皿を置くという対応についてもやめていただきたい。</p>	3	<p>●飲み屋の外に灰皿を置くことについて</p> <p>飲食店の店内は健康増進法等において規制がされていますが、屋外の敷地内には規制がなく、私権が及ぶ場所に条例で規制を行うことは困難です。ただし、今回の条例改正において、公共の場所以外で喫煙する場合は周囲の者にたばこの煙を吸わせないように配慮するよう明確化しますので、引き続き、人通りの多い歩道に面している飲食店等に対して、受動喫煙防止の配慮について、理解を求めています。</p> <p>【環境保全課・健康推進課】</p>
175	個人	電子	270	2	<p>区内全域に拡充とのこと大賛成です。歩きタバコは本当に危険です。私道も含む指導をして欲しいです。そして、一歩踏み込んで、罰金の導入も検討してほしいです。</p>	3	<p>●私有地での喫煙に係る配慮・対策の要望について</p> <p>規制の対象外である公共の場所以外の私有地での喫煙について区は指導する立場にありませんが、啓発パトロールの強化やチラシ配布等により、機会を捉えて、受動喫煙防止の配慮に向けて理解を求めています。</p> <p>【環境保全課・健康推進課】</p>

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容②公共の場所以外で喫煙する場合に、受動喫煙防止のための配慮を明確にします							
176	団体	FAX	274	1	<p>駐車場や私道等の私有地で喫煙する場合には、周囲の者にたばこの煙を吸わせないように配慮することを明確化するとありますが、たばこ店頭など私有地に設置している灰皿は引き続き事業者の判断で設置できるようにしていただくことを求めます</p> <p>➡たばこ店頭灰皿は周辺のポイ捨て・歩きタバコ防止に寄与しており、撤去が進めば環境悪化が懸念されます</p>	3	<p>●私有地での喫煙に係る配慮・対策の要望について</p> <p>規制の対象外である私有地の灰皿設置や喫煙については指導する立場にありませんが、望まない受動喫煙等のお声が寄せられた場合、店舗等に対し受動喫煙配慮義務についてご理解を求めるとともに、密閉型屋内喫煙所の整備助成のご案内や公風避けやパーティションの設置等について協力をお願いさせていただく可能性があります。</p> <p>【環境保全課・健康推進課】</p>
177	議会	書面	275	2	<p>○2(2)② 公共の場所以外で喫煙する場合の受動喫煙防止のための配慮…の部分</p> <p>喫煙者に加えて、灰皿を設置するなど喫煙場所を提供する者に対しても、受動喫煙防止のための配慮を義務付けること。</p>	7	<p>●事業者に対して受動喫煙防止のための配慮を義務付けることについて</p> <p>現行条例第6条第3項において「事業者は、まちの環境美化に関する区の施策に協力する責務を有する」と定めています。ついては、敷地内に灰皿を設置している事業者に対しては、受動喫煙防止のための配慮を新たに義務付けずとも、事業者は路上喫煙を禁止する区の施策や、受動喫煙防止に協力する責務を有すると考えています。</p> <p>【環境保全課】</p>
178	個人	電子	278	2	<p>飲食店の外で平気で喫煙を許している光景も日常的にあります。</p> <p>店側が灰皿を出し、実質的な「店前喫煙所」となっているケースも多く、歩行者や子ども、アレルギー体質の人が煙を浴びざるを得ない状況が放置されています。</p> <p>行政が「店内禁煙」を指導しても、店外に逃げ場をつくってしまっは意味がありません。</p>	3	<p>●私有地を規制対象とする要望について</p> <p>飲食店の店内は健康増進法等において規制がされていますが、屋外の敷地内には規制がなく、私権が及ぶ場所に条例で規制を行うことは困難です。ただし、今回の条例改正において、公共の場所以外で喫煙する場合は周囲の者にたばこの煙を吸わせないように配慮するよう明確化しますので、引き続き、人通りの多い歩道に面している飲食店等に対して、受動喫煙防止の配慮について、理解を求めていきます。</p> <p>【環境保全課・健康推進課】</p>
179	個人	電子	280	2	<p>②公共の場所以外で喫煙する場合に、受動喫煙防止のための配慮を明確化</p> <p>現在私設喫煙所でも「具体性の無い配慮」「不明瞭な配慮」「エクスキューズとしての配慮」を掲出しているところがありますが、内容が不完全であっても喫煙者が配慮している様子を見たことがありません。歩行者、公共施設利用者を認識してからタバコを消す喫煙者も見たことがありませんが、仮に目視した直後にタバコを消しても、副流煙は周辺、空間に漂います。路上喫煙禁止＝技術的な精度をクリアした屋内喫煙所のみ喫煙可と厳格な内容にしてください。「周囲への配慮」といった具体性の無い文言に実行力が無いことは、現行条例が証明しています。改正の意義があるものにするため、曖昧な施策にならぬよう明確な文言を示してください。例えば目黒川沿いには、喫煙者がたまりそうな場所に必ず多めの喫煙禁止のボードが掲出されていますが効果はありますか？喫煙者に配慮や努力を求めても実行力が無い場合があるので、具体的な罰則や通報先も同時に表示してあれば、よいのではないのでしょうか？現状でも効果がある施策があるのであれば、そちらもアップデートしてください。「配慮を明確にしても実行力が無い」のが現状です。喫煙者の「配慮」には期待できません。「配慮」を自動的に解消する屋内喫煙所を増やすという実行力のある改正案にしてください。駐車場、私道、私有地でも煙は広範囲に流れます。実証実験をしたうえで、どの地点からどこまで煙や匂いが流れ、届くか？とどまるか？どの段階でたばこを消せば、どの範囲の空間に影響が無いのか？空間および時間的な実証実験をしたうえで、実行力のある「配慮」を「明確化」してください。実証実験を公表していただければ、喫煙者、非喫煙者どちらにも理解が深まると思います。</p>	2	<p>●喫煙所の整備等について</p> <p>区では、望まない受動喫煙を防止するため、非喫煙区域から空間的に分離され、たばこの煙が非喫煙区域に流出することがないように措置が講じられた密閉型喫煙所の整備を推進しており、パーティション型のような開放型喫煙所の整備はしていません。</p> <p>喫煙所の整備場所については、区内及び区に隣接する駅や区民からの要望等の多い場所を分析し、区民のニーズに基づいて整備していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます(参考1:区の支援案を含む)							
180	個人	電子	1	2	改正条例骨子案に大いに賛同します。①私の家は自由が丘駅まで約5～6分程の通勤・通学路の目黒区道に面しており、②この区道は緑が丘小学校の通学路スクールゾーンでもあります。また、近隣には緑が丘幼稚園のほか保育園が多くあり、多くの保育園のお散歩コースにもなっています。③ところが、家の周囲の現状は、いつも夜間・早朝にたばこの吸い殻がいくつもポイ捨てされており、朝晩の掃き掃除が毎日欠かせません。これは、自由が丘駅周辺が禁止区域なので、私の家の周りだけでなく、その禁止区域外側の住宅地域で通勤時のポイ捨てが恒常化していると考えられます。④よって、改正条例による、啓発、巡回パトロール、禁止表示などを私の家のような住宅地域にも徹底していただければ、まさに「目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる」趣旨が実現できるものと考えます。⑤なお、②のように、小学生や乳幼児が多く利用する道路空間なので、いわゆる電子タバコの臭いもかなり強く、保育士の方たちの懸念を聞くことがあります。あわせて対応策を検討していただければと考えています。以上、よろしく申し上げます。	2	●改正条例骨子案に賛同のご意見について 条例改正骨子案の考え方をもち、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
						2	●条例改正による、啓発、巡回パトロール等徹底について 条例改正に伴い、区公式ウェブサイト及び SNS での周知、区内及び隣接する駅周辺の電柱への掲示、商店街と連携したポスターの掲示、事業者や区内を巡回するバス等でのチラシ配布等による周知、地域清掃活動団体を活用した周知等、さまざまな方法で普及啓発を図っていきます。 また、啓発パトロールに関しては、現在、毎日(年末年始を除く)2回、7:30-9:30/17:30-19:30に実施している路上喫煙禁止区域のパトロールを、条例改正後は区内全域に拡大し、対象時間を拡充することを予定しています。 【環境保全課】
181	個人	電子	2	2	路上喫煙禁止の実効性を高めるため、通報アプリと監視員による対応体制の整備を求めます 区内全域での路上喫煙禁止には賛成ですが、現状でも禁止区域での喫煙が後を絶たないことから、実効性のある仕組みが不可欠です。 具体的には、住民が違反者を簡単に通報できるアプリの導入と、通報に基づいて現場に急行し、指導・過料処分を行える監視員の配置が必要です。 こうした仕組みがあれば、違反抑止力が高まり、住民の安全と快適な生活環境の確保につながります。 単なる「禁止」ではなく、守られる条例にするための実行力ある制度設計を強く望みます。	1	●オンライン相談フォームの導入について 現在、電話や窓口でのみ受付している相談についてオンラインフォームを新設し、時間を問わずお困りごとについて相談できるようにします。 路上喫煙者の目撃報告、見回り強化、啓発シートの配布・貼付、私有地での喫煙に係るご相談などをフォーム送信いただき、順次ご対応いたします。 オンラインフォームを含め、寄せられたご意見については、データとして収集・分析・公開の上、苦情が多い場所や時間帯に応じ、効果的にパトロールを実施することを検討しています。 また、パトロール実績もオンラインで公開していくことを検討しています。 オンライン相談フォームの導入については、条例改正骨子に反映します。 【環境保全課】
182	個人	電子	3	2	区内全域の路上喫煙禁止に賛成いたします。子どもの遊ぶ公園内でのポイ捨ても、いまだ目にする機会が多く、喫煙とともに吸い殻のマナー違反も気になります。明確に禁止いただき、喫煙者の方のマナー向上推進も併せてお願いいたします。	2	●路上喫煙者減少のための施策の実施について 自分たちのまちは自分たちできれいにするという条例に定める基本理念のもと、過料を設けて違反者を取り締まるのではなく、たばこを吸う際には、喫煙マナーを守ると意識啓発を徹底することが必要だと考え、区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行います。 具体的には、シルバー人材センターによる啓発パトロールの実施、子どもの音声によるマナー啓発、商店街と連携したポスター掲示、事業者と連携したチラシの配布や、区内を巡回するバス等での周知、地域清掃活動団体を活用した周知など、子どもから大人まであらゆる方が一体となって取り組みを進めていきます。 皆がルールを守り、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境を作るため、区・区民・事業者が「みんな」で協力して意識啓発できる仕組みづくりを行っていきます。 【環境保全課】
183	個人	電子	4		基本的に素晴らしい取り組みだと思います。日中、工事関係者の方が固まって休憩時に路肩でタバコを吸われていることが多く、住宅地では特に気になります。おそらく喫煙場所がないためだと思われるので、子どもたちから離れた公園の一角などに分かりやすい喫煙スペースがあると良いのかもかもしれません。お掃除の問題がありますが…。	4	●喫煙所の整備等(公園)について。 公園における喫煙所の整備については、受動喫煙の観点、公園の環境、周辺住民の理解、他自治体の状況等を踏まえ、関係する所管課と調査研究していきます。 【環境保全課・土木管理課・みどり土木政策課・道路公園課】

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます(参考1:区の支援案を含む)							
184	個人	電子	6	2	<p>・素晴らしい取り組みで、条例改正に感謝します。</p> <p>・路上喫煙禁止であることがわかるよう、路上の目立つ場所に注意喚起する貼り紙・看板などを増やしてほしい。例えば千代田区では路面のコンクリート上にもわかりやすく表示されていて良かった。パトロールだけでは限界があると思う。</p> <p>・駅前では、喫煙所の周りにはみ出して喫煙する人が多い。喫煙所は駅前の便利な場所に多く、駅前にむしろ喫煙者が集まってそこからはみ出して多くの方が喫煙されているので、かえって受動喫煙する機会が増えている気がする。</p> <p>・罰則(過料)や、電子タバコの禁止も規定してほしい。目黒区のホームページ上では、新たな罰則について「新たな罰則につきましては、行政罰としての過料が考えられますが、実効性を担保するためには、パトロールとともに過料の徴収業務を行う必要があり、費用面での課題があると認識しています。」との回答がのっているが、過料の徴収が進まずとも抑止効果は期待できると思う。</p>	2	<p>●路上に貼付する啓発シートや看板等について</p> <p>路上に貼付可能な啓発シートや掲示プレートについて、言語や年齢に関係なく情報を認識できるようピクトグラム等を活用し、希望する方に配布します。作成にあたっては、目黒のまち並みに合うもので、誰もが分かりやすいものとなるよう努めます。</p> <p>【環境保全課】</p>
185	個人	電子	7		<p>5歳の子供がおります。近くの公園を良く利用していますが、未だ公園喫煙者、タバコのポイ捨てが多く見られます。また近隣道路ではタバコのポイ捨てがあり、子供がいる中非常に残念です。おそらく夜間など人に見られない時に起きている事だと思います。また車内からのタバコポイ捨ても見られます。路上にもタバコ禁止マークを大きく表示するなどの対策は必要と思います。</p>	2	<p>●路上に貼付する啓発シートについて</p> <p>路上に貼付可能な啓発シートや掲示プレートについて、言語や年齢に関係なく情報を認識できるようピクトグラム等を活用し、希望する方に配布します。作成にあたっては、目黒のまち並みに合うもので、誰もが分かりやすいものとなるよう努めます。</p> <p>【環境保全課】</p>
186	個人	電子	8		<p>中目 学大 自由が丘 祐天寺 の各駅前での喫煙は、殆んど見なくなりました。</p> <p>しかし、一步住宅街に入った道では未だに複数の方々の歩行喫煙が後を絶ちません。</p> <p>我が家の前にも、週に1日以上吸殻のぼい捨てが有り廃棄処理をしています。</p> <p>この様な状況を回避するために、現在、住宅街にも防犯カメラが増えていきますので、個人情報の問題の対策が必要ですが、区の条例違反者として顔写真を公の場所に掲示して、違反者に注意勧告をして様子を見るのも現象対策になるのではないのでしょうか。</p> <p>大変かと思いますが、これからも頑張って活動よろしくをお願いします。</p>	5	<p>●条例違反者の公表について</p> <p>条例違反者の公表について、現時点では考えておりません。たばこは、法律で認められた合法的な嗜好品です。自分たちのまちは自分たちできれいにするという条例に定める基本理念のもと、喫煙者がマナー遵守の必要性を理解し、自発的にルールを守っていただくことが重要であると考えます。</p> <p>【環境保全課】</p>
187	個人	電子	9		<p>路上喫煙にとっても憤りを感じていたので意見を募ってくださいととても助かります。</p> <p>路上喫煙禁止とわかりやすくしていただきたいです。電柱や道路に禁止と一目でわかるよう掲示をしていただけたらと思います。</p> <p>今後路上喫煙防止のために喫煙所を作るのであれば、歩道や人通りを避けた場所に作っていただけると助かります。</p>	2	<p>●電柱や道路での啓発について</p> <p>路上に貼付可能な啓発シートや掲示プレートについて、言語や年齢に関係なく情報を認識できるようピクトグラム等を活用し、希望する方に配布します。また区内及び隣接する駅周辺の電柱に路上喫煙禁止の掲示をする予定です。</p> <p>【環境保全課】</p>
					2	<p>●喫煙所の整備等について</p> <p>喫煙所の整備場所については、区内及び区に隣接する駅や区民からの要望等の多い場所を分析し、区民のニーズ等を含め整備し、望まない受動喫煙を防止するため、非喫煙区域から空間的に分離され、たばこの煙が非喫煙区域に流出することがないよう措置が講じられた密閉型喫煙所の整備を推進しています。</p> <p>【環境保全課】</p>	

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます(参考1:区の支援案を含む)							
188	個人	電子	11		禁煙ばかり、目を向けずに、喫煙の方が安心して利用できる場も作っていただくと、公平になると思います。	2	<p>●喫煙所の整備等について</p> <p>喫煙所の整備は、場所の確保、事業主や近隣住民の理解等、様々な条件が揃って初めて実現できるものです。</p> <p>そこで、民間事業者による喫煙所の指定受入促進として、従来の整備費補助に加え、令和7年度から維持管理費及び改修費の補助を開始し、区内事業者と喫煙所の整備に係る協議を重ね、今年度は新たに複数箇所の指定喫煙所の供用を開始しました。</p> <p>たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境を実現するため、引き続き民間事業者等と粘り強く交渉を続け、喫煙所の整備・拡充を進めていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
189	個人	電子	13	2	<p>すでに禁止されている西郷山公園(菅刈保育園前のベンチ)で小さい子どもの施設の目の前であるにもかかわらず喫煙している人がいる。</p> <p>さらに吸い殻はポイ捨てで、ベンチの下にたまっている。</p> <p>子供に関するエリアについては受動喫煙禁止について特に力を入れていただきたい。</p> <p>目黒川沿いのショップ、店舗内で禁煙にしているのか、店先で喫煙をしているのをよく見かける。</p> <p>店舗前の川の欄干に禁止の張り紙があるにもかかわらず、数人で、欄干によりかかりながら、目黒区全域に拡大していただくのはありがたいが現状守られていないところがあるのでどう守ってもらうようにするかもご検討ください。</p> <p>同じく、飲食店の軒先に喫煙エリアを設けているところについて、灰皿が置かれているのは店の敷地内ではあるものの、通行の際、受動喫煙となる。店内禁煙としているため、吸える場所として設置しているが、数人で吸われると、煙も多く、敷地内なので取り締まり対象外とするのか、通行に際し受動喫煙リスクが高まるため不可とするのか明確にしてほしい。</p>	2	<p>●啓発パトロールの強化について</p> <p>現在、毎日(年末年始を除く)2回、7:30-9:30/17:30-19:30に実施している路上喫煙禁止区域のパトロールを、条例改正後は区内全域に拡大し、対象時間を拡充することを予定しています。</p> <p>また、区民からの路上喫煙に関する相談について、電話や窓口に加え、時間と場所を問わずにご相談頂けるようオンラインフォームによる受付も検討しています。オンラインフォームに寄せられたご意見については、データとして収集・分析の上、苦情が多い場所や時間帯に応じ、効果的なパトロールを実施することを検討しています。</p> <p>【環境保全課】</p>
190	個人	電子	14	2	<p>場所柄、お酒を提供する飲食店が多く、夜は飲みに来る若者などが、帰り道や公園等で喫煙するのをよく目にします。</p> <p>(特に目黒川沿い)</p> <p>なので、飲食店側にも喫煙に対する対応(喫煙ブース等)が必要なのではと感じます。</p> <p>また、先日子供と公園で遊んでいたら、外国人観光客の家族が、子供がいる公園で喫煙、ポイ捨てをしていました。</p> <p>文化の違いはあれど、日本では守っていただかないといけないルールを明確に、もっとわかりやすく表示する、周知する必要性を感じます。</p>	2	<p>●喫煙所の整備について</p> <p>区では、飲食店に限らず、誰もが利用できる指定喫煙所の整備を進めております。</p> <p>たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境を実現するため、引き続き民間事業者等と交渉を続け、喫煙所の整備・拡充を進めていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
						2	<p>●掲示・表示の工夫について</p> <p>路上に貼付可能な啓発シートや掲示プレートについて、言語や年齢に関係なく情報を認識できるようピクトグラム等を活用し、希望する方に配布します。作成にあたっては、目黒のまち並みに合うもので、誰もが分かりやすいものとなるよう努めます。</p> <p>【環境保全課】</p>
191	個人	電子	16	2	喫煙所を作るのであれば、密閉型にして横を通行しても受動喫煙しないようにしてほしい。	2	<p>●喫煙所の整備等について</p> <p>区では、望まない受動喫煙を防止するため、非喫煙区域から空間的に分離され、たばこの煙が非喫煙区域に流出することがないように措置が講じられた密閉型喫煙所の整備を推進しています。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます(参考1:区の支援案を含む)							
192	個人	電子	19		<p>ちょうど昨日、子供を保育園を送り出す際に、自転車に乗ったまま電子タバコを吸う親を見かけました。</p> <p>また、目黒区民センターテニスコートと目黒区立下目黒小学校の間の道で路上喫煙される方も何度も見かけました。</p> <p>禁止するだけでなく、画像や映像での通報先を設けて頂ければ、昨今のスマートフォンの普及でみなさんの意識も変わってくるかと思えます。ご検討のほどよろしくお願ひ致します。</p>	1	<p>●オンライン相談フォームの導入について</p> <p>現在、電話や窓口でのみ受付している相談についてオンラインフォームを新設し、時間を問わずお困りごとについて相談できるようにします。</p> <p>路上喫煙者の目撃報告、見回り強化、啓発シートの配布・貼付、私有地での喫煙に係るご相談などをフォーム送信いただき、順次ご対応いたします。</p> <p>オンラインフォームを含め、寄せられたご意見については、データとして収集・分析・公開の上、苦情が多い場所や時間帯に応じ、効果的にパトロールを実施することを検討しています。</p> <p>また、パトロール実績もオンラインで公開していくことを検討しています。</p> <p>オンライン相談フォームの導入については、条例改正骨子に反映します。</p> <p>【環境保全課】</p>
193	個人	電子	20		<p>家路の路上で歩行喫煙者が多く、困っています。南保育園を使っていますが、前の駐車場でもよく吸われています。保育園前の道路も同様で、子供が危ない思いをしています。家の前に吸い殻が落ちてることも多いです。洗足駅前では朝8時前後で同じ人がよく喫煙しています。駅前喫煙所を整備いただきたい。</p>	2	<p>●喫煙所の整備等について</p> <p>喫煙所の整備場所については、区内及び区に隣接する駅や区民からの要望等の多い場所を分析し、区民のニーズに基づいて整備していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
194	個人	電子	22		<p>タバコが吸える場所と吸えない場所をわかりやすく示してほしいです。</p> <p>喫煙者が安心して吸える場所があれば、受動喫煙、ながらタバコなどは減るのではと思います。</p> <p>また、区外から来ている工事業者などのルールが分からない方へのアナウンスについても工夫していただきたいです</p>	2	<p>●分かりやすい周知について</p> <p>改正後条例の周知にあたっては、区公式ウェブサイト及び SNS での周知、区内及び隣接する駅周辺の電柱への掲示、商店街と連携したポスターの掲示、事業者や区内を巡回するバス等でのチラシ配布等による周知、地域清掃活動団体を活用した周知等、さまざまな方法で普及啓発を図っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
195	個人	電子	23	2	<p>非喫煙者、嫌煙者です。その立場からだと、そもそも喫煙者と共存するという前提からおかしくて、極端なことを言えば喫煙者を排除したほうが良いです。マナーやルールを守らない人が歩行中やなんなら自転車乗車中にも喫煙し、そいつらはだいたい風上に立つため、煙を撒き散らす行為を何とも思わずに行っています。それらの行為を本当に迷惑に思っています。そのため、共存などという甘っちょろいことを言うのではなく、排除に向けた取り組み、できないならばルール違反者に対する罰則、厳罰化をするべきかと思えます。また喫煙所という迷惑所はだいたい外にあることが多いですが、その周辺も臭いために屋外に設けるなら排気を外に漏らさないような仕組みを考えるべきです。嫌煙者からすると、それらのために私たちの血税が補助として無駄金を使われることに嫌悪感があります。喫煙者に支払ってほしいです。</p>	2	<p>●喫煙所の整備等について</p> <p>区では、望まない受動喫煙を防止するため、非喫煙区域から空間的に分離され、たばこの煙が非喫煙区域に流出することがないように措置が講じられた密閉型喫煙所の整備を推進しています。なお、喫煙所の整備にあたっては、東京都の補助金等を活用しておりますが、引き続き適切な税の活用にも努めていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
196	個人	電子	26	2	<p>喫煙所も減らしていいと思います。</p>	2	<p>●喫煙所整備について</p> <p>区は、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境を実現するためには、分煙環境の促進に資する喫煙所の整備・拡充は重要であると考えています。喫煙所数については、区民のニーズや社会変化など、今後状況に応じて適切に対応していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます(参考1:区の支援案を含む)							
197	個人	電子	29		小さい子供を連れて街を歩いていると、歩行しながら喫煙されている方に敏感になります。手にさされているタバコの煙は見事に子供の目線の高さに来るからです。健康被害だけでなく、タバコのポイ捨てが街の景観を乱す問題もあります。ゴミをポイ捨てしてはいけなと子供に教えていますが、普段からタバコが普通に公園や通りに捨てられていたり、タバコをポイ捨てる人を見にしている子供達に、「なんでタバコは捨てていいの?」と聞かれても返す言葉がありません。新しい基本指針には違反した場合の罰則が見当たりませんでした。公共の場での喫煙を見かけた際、区がどのような対応を取るのか明確にしない限り現状は何も変わらないと思います。	2	●路上喫煙者減少のための施策の実施について 自分たちのまちは自分たちできれいにするという条例に定める基本理念のもと、過料を設けて違反者を取り締まるのではなく、たばこを吸う際には、喫煙マナーを守るという意識啓発を徹底することが必要だと考え、区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行います。 具体的には、シルバー人材センターによる啓発パトロールの実施、子どもの音声によるマナー啓発、商店街と連携したポスター掲示、事業者と連携したチラシの配布や、区内を巡回するバス等での周知、地域清掃活動団体を活用した周知など、子どもから大人まであらゆる方が一体となって取り組みを進めていきます。 皆がルールを守り、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境を作るため、区・区民・事業者が「みんな」で協力して意識啓発できる仕組みづくりを行っていきます。 【環境保全課】
198	個人	電子	32		路上喫煙が禁止になったとしても、それを取り締まる方がいないとなかなか減らないのかと思います。伊勢脇公園の倉庫が置いてある横あたりで、区の職員の方が喫煙しているところもよく見かけます。(区の自転車を乗られていました) また、区が行なっている水道管工事の現場近くでは作業員の方がまとまって喫煙していることもあります。(保育園の目の前で喫煙していました。登園時にかなり煙の匂いがすることがありました。) 法改正のみでなく、こどもたちの受動喫煙がなくなるような施策を行なってほしいです。	2	●路上喫煙者減少のための施策の実施について 自分たちのまちは自分たちできれいにするという条例に定める基本理念のもと、過料を設けて違反者を取り締まるのではなく、たばこを吸う際には、喫煙マナーを守るという意識啓発を徹底することが必要だと考え、区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行います。 具体的には、シルバー人材センターによる啓発パトロールの実施、子どもの音声によるマナー啓発、商店街と連携したポスター掲示、事業者と連携したチラシの配布や、区内を巡回するバス等での周知、地域清掃活動団体を活用した周知など、子どもから大人まであらゆる方が一体となって取り組みを進めていきます。 皆がルールを守り、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境を作るため、区・区民・事業者が「みんな」で協力して意識啓発できる仕組みづくりを行っていきます。 【環境保全課】
199	個人	電子	33	2	私有地での喫煙の場合における周囲への配慮が盛り込まれていますが、マンション等のベランダでの喫煙により、窓を開けていると部屋の中に煙が入って迷惑することが多々あります。マンションのベランダ等の共用スペースにおいても配慮することを記載し、啓発活動を行なっていただきたいです。路上喫煙については理解も進み少なくなったのですが、部屋にいて被害に遭うことが多いです。 また西小山周辺の公園での喫煙、ポイ捨てが目立ちますのでパトロールの強化をお願いしたいです。 よろしくお願い致します。	4	●公園での啓発パトロールについて 路上における啓発パトロールは実施しておりますが、公園を含む路上喫煙の啓発パトロールについては調査・検討していきます。 【環境保全課】
200	個人	電子	34	2	区内全域での路上喫煙の禁止を、一刻も早く決定してください。マナーの悪い喫煙者が多く、日々迷惑しています。子どもへの配慮がない喫煙者も多くいます。また、違反者の取り締まりや、違反者を見つけた場合の通報制度も同時に確立してください。よろしくお願いたします。	1	●オンライン相談フォームの導入について 現在、電話や窓口でのみ受付している相談についてオンラインフォームを新設し、時間を問わずお困りごとについて相談できるようにします。 路上喫煙者の目撃報告、見回り強化、啓発シートの配布・貼付、私有地での喫煙に係るご相談などをフォーム送信いただき、順次ご対応いたします。 オンラインフォームを含め、寄せられたご意見については、データとして収集・分析・公開の上、苦情が多い場所や時間帯に応じ、効果的にパトロールを実施することを検討しています。 また、パトロール実績もオンラインで公開していくことを検討しています。 オンライン相談フォームの導入については、条例改正骨子に反映します。 【環境保全課】
201	個人	電子	35	2	路上喫煙近所区域に近い所に住んでいるため、駅に行く方が禁止区域に入る直前でポイ捨てをすることが多く掃除が大変でした。そのため、全区域禁煙になることを心待ちにしていました。めぐろ区報を読んでいる方も多いと思いますので、これまでの禁煙区域から出る所にポスターなどでお知らせして頂けると助かります。	2	●周知・啓発について 改正後条例の周知にあたっては、区公式ウェブサイト及び SNS での周知、区内及び隣接する駅周辺の電柱への掲示、商店街と連携したポスターの掲示、事業者や区内を巡回するバス等でのチラシ配布等による周知、地域清掃活動団体を活用した周知等、さまざまな方法で普及啓発を図っていきます。 【環境保全課】

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます(参考1:区の支援案を含む)							
202	個人	電子	37		都立大学駅エリアに居住しています。朝晩の通勤者が多く行き交う場所ということもあり、かねて自宅前道路の煙草吸い殻のポイ捨てが止みません。その理由は、駅から時間にして5分ほど、距離350mほどと、と【ちょうど煙草を1本吸い終わる距離】だからです。今回の全域喫煙禁止にむけて、駅前はもちろん、こうした「駅から半径300m~400m」の地域へ集中して啓蒙活動をする必要があると考えます。	2	●周知・啓発について 改正後条例の周知にあたっては、区公式ウェブサイト及びSNSでの周知、区内及び隣接する駅周辺の電柱への掲示、商店街と連携したポスターの掲示、事業者や区内を巡回するバス等でのチラシ配布等による周知、地域清掃活動団体を活用した周知等、さまざまな方法で普及啓発を図っていきます。なお、周知する場所については、効果的な周知・啓発に努めていきます。 【環境保全課】
203	個人	電子	38	2	区内全域で路上喫煙禁止に賛成です。 小さな子どもの送迎中や妊娠期間中に受動喫煙してしまうことが毎日のようにあり非常に不安を感じています。 また区内の公園でも高確率でタバコの吸い殻が落ちているため、安心して幼児を遊ばせることが出来ません。	2	●喫煙所の整備等について 区では、望まない受動喫煙を防止するため、非喫煙区域から空間的に分離され、たばこの煙が非喫煙区域に流出することがないように措置が講じられた密閉型喫煙所の整備を推進しており、パーテーション型のような開放型喫煙所の整備はしていません。 【環境保全課】
					喫煙可能スペースを作る場合は空間の分煙を徹底してほしいです。 他区などで簡単なパーテーションで区切られただけの喫煙所が多数ありますが、風向きによってはバス停に煙が直撃し、バスの待ち時間の間ずっと喫煙所内にいるかのような煙を浴びることがあり、分煙の意味をなしていません。 喫煙可能スペースは天井から床まで完全に覆われた分煙スペースにして頂きたいです。 路上喫煙は毎日のように見かけますが、パトロールは見かけたことがありません。 全面禁止のあかつきには頻回かつ大々的に周知開発活動もあわせて実施いただき徹底防止をお願いしたいです。	2	●啓発パトロールの強化について 現在、毎日(年末年始を除く)2回、7:30-9:30/17:30-19:30に実施している路上喫煙禁止区域のパトロールを、条例改正後は区内全域に拡大し、対象時間を拡充することを予定しています。 【環境保全課】
						2	●周知・啓発について 改正後条例の周知にあたっては、区公式ウェブサイト及びSNSでの周知、区内及び隣接する駅周辺の電柱への掲示、商店街と連携したポスターの掲示、事業者や区内を巡回するバス等でのチラシ配布等による周知、地域清掃活動団体を活用した周知等、さまざまな方法で普及啓発を図っていきます。 【環境保全課】
204	個人	電子	39	2	1,2,3に賛成です。子供がいるのに、歩きタバコをする人が多く困っています。受動喫煙がされない喫煙所の整備と、路上喫煙の禁止を進めてほしいです。路上喫煙の処罰を整備して、パトロールも行ってください。	2	●賛成のご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
						2	●喫煙所の整備等について たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、区内及び区に隣接する駅や区民からの要望等の多い場所を分析し、区民のニーズに基づいて喫煙所の整備を整備します。 【環境保全課】
						2	●啓発パトロールの強化について 現在、毎日(年末年始を除く)2回、7:30-9:30/17:30-19:30に実施している路上喫煙禁止区域のパトロールを、条例改正後は区内全域に拡大し、対象時間を拡充することを予定しています。 【環境保全課】
205	個人	電子	41		大鳥神社の●●(店舗・施設名)から●●(店舗・施設名)を曲がった先にかけての路地で、頻繁に路上喫煙者を見かけます。 朝から夕方は小学生の通学路でもありますし、夜間は路地で隠れるように喫煙しているため、通るときに嫌な気持ちになります。 条例改正後はパトロールするなり、路上喫煙不可の旨を掲示するなり、何かしら対応頂き路上喫煙者を無くしていただけると助かります。	2	●路上喫煙者減少のための施策の実施について 自分たちのまちは自分たちできれいにするという条例に定める基本理念のもと、過料を設けて違反者を取り締まるのではなく、たばこを吸う際には、喫煙マナーを守るという意識啓発を徹底することが必要だと考え、区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行います。 具体的には、シルバー人材センターによる啓発パトロールの実施、子どもの音声によるマナー啓発、商店街と連携したポスター掲示、事業者と連携したチラシの配布や、区内を巡回するバス等での周知、地域清掃活動団体を活用した周知など、子どもから大人まであらゆる方が一体となって取り組みを進めていきます。 皆がルールを守り、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境を作るため、区・区民・事業者が「みんな」で協力して意識啓発できる仕組みづくりを行っていきます。 【環境保全課】

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます(参考1:区の支援案を含む)							
206	個人	電子	43	2	区内全域の路上喫煙禁止には全面的に賛成します。ただ、犬の糞や空き缶のポイ捨ても吸いがらと同様に散見されます。よって実行に際しては、路上喫煙に加えて、犬の糞や空き缶の放置も条例違反であることと3万円以下の罰金に処せられることを目立つチラシ等で周知することが肝要と考えますので、よろしく願います。	2	●効果的な周知啓発について ポイ捨て防止に関しても、マナーを守ってもらえるよう、路上に貼付可能な啓発シートや掲示プレートについて、言語や年齢に関係なく情報を認識できるようピクトグラム等を活用し、希望する方に配布します。作成にあたっては、目黒のまち並みに合うもので、誰もが分かりやすいものとなるよう努めます。 【環境保全課】
207	個人	電子	44	1	・素晴らしい案だと思います。前向きな取り組みに感謝します ・喫煙所は安易に増やさず熟考いただきたい。喫煙所の周囲では空き缶などゴミの散乱、飲酒を含む集会などができるおそれがあると感じます ・どうしても喫煙所を増やす場合、既設のパチンコ店内に作る/増設するなど、子どもが近づかないエリアがよいと思います ・私の周囲では大通りよりも住宅街や駐車場の陰、高架下など、人が目立たない場所で歩きタバコやポイ捨てが目立ちます。そちらもパトロール強化されると良いと思いました ・私の周囲ではベランダや自宅前公道での喫煙者が目立ち、周囲に臭いが届きます。防止できる啓発案内を希望します	2	●素晴らしい案とのご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
						2	●喫煙所の整備等について 喫煙所の整備場所については、区内及び区に隣接する駅や区民からの要望等の多い場所を分析し、区民のニーズに基づいて整備していきます。 【環境保全課】
						2	●啓発パトロールの強化について 現在、毎日(年末年始を除く)2回、7:30-9:30/17:30-19:30に実施している路上喫煙禁止区域のパトロールを、条例改正後は区内全域に拡大し、対象時間を拡充することを予定しています。 また、区民からの路上喫煙に関する相談について、電話や窓口に加え、時間と場所を問わずにご相談頂けるようオンラインフォームによる受付も検討しています。オンラインフォームに寄せられたご意見については、データとして収集・分析の上、苦情が多い場所や時間帯に応じ、効果的なパトロールを実施することを検討しています。 【環境保全課】
2	●周知・啓発について 改正後条例の周知・啓発にあたっては、区公式サイト及びSNSでの周知、区内及び隣接する駅周辺の電柱への掲示、商店街と連携したポスターの掲示、事業者や区内を巡回するバス等でのチラシ配布等による周知、地域清掃活動団体を活用した周知等、さまざまな方法で普及啓発を図っていきます。 【環境保全課】						
208	個人	電子	45	2	喫煙所の再検討と撤去の方向性 近年では、駅前などの喫煙所に行列ができる光景も見られますが、これは子どもたちに「タバコは我慢してでも吸う価値のあるもの」と誤認させるリスクがあります。 また、喫煙所付近での受動喫煙の被害も無視できません。必要最小限にとどめ、将来的には段階的撤去も視野に入れるべきです。	2	●喫煙所整備について 区は、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境を実現するためには、分煙環境の促進に資する喫煙所の整備・拡充は重要であると考えています。喫煙所の整備数については、区民のニーズや社会変化など、今後の状況に応じて適切に対応していきます。 【環境保全課】
209	個人	電子	47	2	路上喫煙全面禁止でお願いします。喫煙者への配慮で喫煙所は作って良いと思います	2	●喫煙所の整備について たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、引き続き喫煙所の整備・拡充を推進していきます。 【環境保全課】
210	個人	電子	49	2	全面禁煙は賛成だが、要所に喫煙所を設置しないと路上喫煙は絶対に無くならない すべて無くせば良いという問題ではなく、無くした某市などは反対に公道が吸い殻で溢れてしまう街になってしまった	2	●喫煙所の整備について たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、引き続き喫煙所の整備・拡充を推進していきます。 【環境保全課】

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます(参考1:区の支援案を含む)							
211	個人	電子	51	2	<p>私は、目黒区が進めている「区内全域での路上喫煙禁止」に大賛成です。たばこの煙やにおい、吸い殻などによる不快感や環境悪化をなくし、子どもや高齢者も安心して歩ける街を目指すという方向性は、時代に合った非常に良い取り組みだと思います。駅前や商店街などでは、今でも通行人のすぐそばで喫煙する人を見かけることがあります。煙が風に流れてきて息苦しかったり、衣服においがついたり、非喫煙者にとっては大きなストレスです。特に加熱式たばこも含めて禁止される点は、現実に即して評価できます。</p> <p>ただし、どんなに良いルールを作っても、必ず一定数のルールを破る人がいるのが現実です。完全禁止にするなら、その分だけ「吸う人の逃げ場」をきちんと整備しなければ、かえって陰でこっそり吸う人が増え、結果的にマナーが悪化する懸念もあります。その意味で、渋谷駅前にあるような明確な喫煙スペースを設けることは現実的な対応だと思います。場所を限定して厳格に管理し、他の場所では一切吸えないようにする。その線引きが明確であれば、喫煙者・非喫煙者の双方にとって納得感があると思います。</p> <p>一方で、「屋外の喫煙所」は、正直言ってまわりが非常に煙たく、通るだけで不快になることもあります。喫煙スペース自体を設けるなら、完全に隔離された屋内型や半密閉型の喫煙ブースにしてほしいです。空気清浄機や排気装置を備えた「煙の外に漏れない空間」として設計すれば、周囲への悪影響を最小限に抑えられます。吸う人の権利を守りつつ、吸わない人の快適さを守るバランスを大切にしてほしいと思います。</p> <p>要するに、「全面禁止」という理念だけでなく、「現実的に機能する制度設計」が重要だと考えます。罰則の強化や監視カメラの設置ももちろん有効ですが、それ以上に「吸う人が自然に喫煙所へ誘導される」ような仕組みづくりが必要です。区が主導して、駅や商業エリアごとに少数でもよいので高性能な喫煙ブースを設け、位置を地図やサインでわかりやすく示すような整備を希望します。こうした工夫があれば、路上喫煙禁止が単なる理想ではなく、実際に機能する政策になると思います。</p>	2	<p>●喫煙所の整備について</p> <p>たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、引き続き喫煙所の整備・拡充を推進していきます。</p> <p>喫煙所の整備場所については、区内及び区に隣接する駅や区民からの要望等の多い場所を分析し、区民のニーズに基づいて整備していきます。喫煙所の位置等に関しては、グーグルマップで確認できるようにしており、引き続き喫煙所の適切な誘導を進めていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
212	個人	電子	53		<p>共存出来る環境を目指しているのに、なぜ喫煙所を作らずにただ路上喫煙を禁止するのか？喫煙所は全く足りていない。ただ喫煙者を虐めて差別しているようにしか見えない。</p>	2	<p>●喫煙所の整備について</p> <p>喫煙所の整備は、場所の確保、事業主や近隣住民の理解等、様々な条件が揃って初めて実現できるものです。</p> <p>そこで、民間事業者による喫煙所の指定受入促進として、従来の整備費補助に加え、令和7年度から維持管理費及び改修費の補助を開始し、区内事業者と喫煙所の整備に係る協議を重ね、今年度は新たに複数箇所の指定喫煙所の供用を開始しました。</p> <p>受動喫煙への配慮等が必要なため、まずは今回の条例改正により、マナーとして路上喫煙を禁止することを検討していますが、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境を実現するため、引き続き民間事業者等と粘り強く交渉を続け、喫煙所の整備・拡充を進めていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
213	個人	電子	58		<p>大変ありがたく、分煙を進めていただきたいです。喫煙所は子供たちの通学路でないところに設けていただきたいですし、周囲へタバコの臭いが拡散しないような作りをしていただきたいです。他区の某駅近くの喫煙所は、周囲にもタバコの臭いが強く、近くを通るのを避けたくります。</p>	2	<p>●喫煙所の整備等について</p> <p>区では、望まない受動喫煙を防止するため、非喫煙区域から空間的に分離され、たばこの煙が非喫煙区域に流出することがないように措置が講じられた密閉型喫煙所の整備を推進しております。</p> <p>また喫煙所の整備場所については、区内及び区に隣接する駅や区民からの要望等の多い場所を分析し、区民のニーズ等を含め総合的に検討し整備していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます(参考1:区の支援案を含む)							
214	個人	電子	59	2	区内全域で路上喫煙を禁止してほしいです。それでも吸う人は一定数いると思います。張り紙や立て看板など視認性の良い場所に禁止であることと罰則があるなら罰則内容の記載も希望します。	2	<p>●効果的な周知・啓発について</p> <p>路上に貼付可能な啓発シートや掲示プレートについて、言語や年齢に関係なく情報を認識できるようピクトグラム等を活用し、希望する方に配布します。作成にあたっては、目黒のまち並みに合うもので、誰もが分かりやすいものとなるよう努めます。</p> <p>また、区公式ウェブサイト及び SNS での周知、区内及び隣接する駅周辺の電柱への掲示、商店街と連携したポスターの掲示、事業者や区内を巡回するバス等でのチラシ配布等による周知、地域清掃活動団体を活用した周知等、さまざまな方法で普及啓発を図っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
215	個人	電子	60		私も喫煙者ですが、歩きタバコは絶対に禁止にするべきだと思います。その一方で、ちゃんとした喫煙所の確保もして欲しい。喫煙者と非喫煙者の気持ちの良い共存を目指すべきで、ヒステリックな喫煙者バッシングには反吐がでます。	2	<p>●喫煙所の整備について</p> <p>区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、喫煙所の整備・拡充を進めています。</p> <p>喫煙所の整備は、場所の確保、事業主や近隣住民の理解等、様々な条件が揃って初めて実現できるものです。</p> <p>そこで、民間事業者による喫煙所の指定受入促進として、従来の整備費補助に加え、令和7年度から維持管理費及び改修費の補助を開始し、区内事業者と喫煙所の整備に係る協議を重ね、今年度は新たに複数箇所の指定喫煙所の供用を開始しました。</p> <p>引き続き民間事業者等と粘り強く交渉を続け、喫煙所の整備・拡充を進めていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
216	個人	電子	62		目黒区は見回りが無いので意識が低いです。路地に入ったらみんな吸っているので、本当にどうにかしてほしいです。警察署の裏道でも吸ってます。路地でなくても、店舗前や駐車車両の横で吸ってます。保育園に通う子供がいるので大変迷惑しています。制度や罰則を設けても、見回りや監視を増やさないとな実効性がないと思います。	2	<p>●啓発パトロールの強化について</p> <p>現在、毎日(年末年始を除く)2回、7:30-9:30/17:30-19:30に実施している路上喫煙禁止区域のパトロールを、条例改正後は区内全域に拡大し、対象時間を拡充することを予定しています。</p> <p>また、区民からの路上喫煙に関する相談について、電話や窓口に加え、時間と場所を問わずにご相談頂けるようオンラインフォームによる受付も検討しています。オンラインフォームに寄せられたご意見については、データとして収集・分析の上、苦情が多い場所や時間帯に応じ、効果的なパトロールを実施することを検討しています。</p> <p>【環境保全課】</p>
217	個人	電子	65		学芸大学駅周辺で座り込んで路上喫煙をしている人を毎日見る。家の前で吸っている為、家の中に匂いが入ってくる。19:00-22:00頃は特に路上喫煙をしている人が多い。警察の方や区の方の見回りを強化していただきたい。	2	<p>●啓発パトロールの強化について</p> <p>現在、毎日(年末年始を除く)2回、7:30-9:30/17:30-19:30に実施している路上喫煙禁止区域のパトロールを、条例改正後は区内全域に拡大し、対象時間を拡充することを予定しています。</p> <p>また、区民からの路上喫煙に関する相談について、電話や窓口に加え、時間と場所を問わずにご相談頂けるようオンラインフォームによる受付も検討しています。オンラインフォームに寄せられたご意見については、データとして収集・分析の上、苦情が多い場所や時間帯に応じ、効果的なパトロールを実施することを検討しています。</p> <p>また、警察との連携に努めていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
218	個人	電子	66	2	元喫煙者です。路上での全面禁煙については全面的に賛成です。路上で喫煙されると嫌煙者はその影響を避けることができません。それに路上喫煙はポイ捨てにつながりやすい行為であり、自宅などの前にポイ捨てされるのは不快です。喫煙は喫煙所・喫煙室に限るべきだと思います。一方で、元喫煙者の経験としては、一定の喫煙所の整備が必要だと思います。双方にとって自由でメリットのある対策をお願いします。	2	<p>●喫煙所の整備について</p> <p>区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、喫煙所の整備・拡充を進めています。</p> <p>喫煙所の整備は、場所の確保、事業主や近隣住民の理解等、様々な条件が揃って初めて実現できるものです。</p> <p>そこで、民間事業者による喫煙所の指定受入促進として、従来の整備費補助に加え、令和7年度から維持管理費及び改修費の補助を開始し、区内事業者と喫煙所の整備に係る協議を重ね、今年度は新たに複数箇所の指定喫煙所の供用を開始しました。</p> <p>引き続き民間事業者等と粘り強く交渉を続け、喫煙所の整備・拡充を進めていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
219	個人	電子	67	2	賛成です 煙いし火が手や子供の顔の高さで危ないです 看板があっても吸う人はいるので罰金制にして見回してほしい でも吸う人のために喫煙所があるといいなと思います 最近ポイ捨てはないような気がし	2	<p>●賛成とのご意見について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます(参考1:区の支援案を含む)							
					ます 犬の糞を片づけない人の方が多いかも知れません	2	●喫煙所の整備について 区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、喫煙所の整備・拡充を進めています。 喫煙所の整備は、場所の確保、事業主や近隣住民の理解等、様々な条件が揃って初めて実現できるものです。 そこで、民間事業者による喫煙所の指定受入促進として、従来の整備費補助に加え、令和7年度から維持管理費及び改修費の補助を開始し、区内事業者と喫煙所の整備に係る協議を重ね、今年度は新たに複数箇所の指定喫煙所の供用を開始しました。 引き続き民間事業者等と粘り強く交渉を続け、喫煙所の整備・拡充を進めていきます。 【環境保全課】
						7	●ポイ捨てについて 区では、路上に貼付する啓発シートを希望する方に配布等しています。引き続き周知・啓発に努めてまいります。 【環境保全課】
220	個人	電子	68		厳しく取り締まって欲しい。 家の前に吸い殻をすごく捨てられています。 道を歩きながら吸っている人だと思うので、注意喚起するような看板など立てて欲しいです。	2	●看板等による周知・啓発について 路上に貼付可能な啓発シートや、掲示プレートについて、言語や年齢に関係なく情報を認識できるようピクトグラム等を活用し、希望する方に配布します。作成にあたっては、目黒のまち並みに合うもので、誰もが分かりやすいものとなるよう努めます。また、路上喫煙禁止のほか、ポイ捨て禁止の啓発シート等も作成します。 【環境保全課】
221	個人	電子	71		ここに書くべきことは違うかもしれませんが 夜、公園の入口に座って喫煙してる人がいて 煙が流れてくるので困っています(ポイ捨て含)。公園 入口に看板出すなど対応してほしいです。マナーを守 らない喫煙者こそ条例を気にしてないですよ、..	2	●公園での啓発について 必要に応じて公園に喫煙禁止の掲示を行い、周知を図っていきます。 【道路公園サービス事務所】
222	個人	電子	73	3	全面禁止は賛成です。 ただ、しっかり喫煙所を設けてほしいです。主要駅や 施設、公園など。 また、飲食店の1階出入り口などに灰皿を置いて喫 煙させるのを厳重に禁止してほしいです。 狭い歩道に隣接する飲食店の前で喫煙者がたむろし たり、子どもにかかったりしています。 店内や専用の場所にする、公道に隣接させないなど、 厳しくしてほしいです。そういった店舗は大体治安も 悪そうな店舗です。罰則含めてご検討ください。	4	●喫煙所の整備等(公園)について 公園における喫煙所の整備については、受動喫煙の観点、公園の 環境、周辺住民の理解、他自治体の状況等を踏まえ、関係する所管 課と調査研究していきます。 【環境保全課・土木管理課・みどり土木政策課・道路公園課】
						3	●事業者への周知について 飲食店の店内は健康増進法等において規制がされていますが、 屋外の敷地内には規制がなく、私権が及ぶ場所に条例で規制を行 うことは困難です。ただし、今回の条例改正において、公共の場所 以外で喫煙する場合は周囲の者にたばこの煙を吸わせないように 配慮するよう明確化しますので、引き続き、人通りの多い歩道に面 している飲食店等に対して、受動喫煙防止の配慮について、理解を 求めていきます。 【環境保全課・健康推進課】
223	個人	電子	75	2	喫煙所の設置を多くして欲しいです。	2	●喫煙所の整備について 区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、喫煙所の整備・拡充を進めています。 喫煙所の整備は、場所の確保、事業主や近隣住民の理解等、様々な条件が揃って初めて実現できるものです。 そこで、民間事業者による喫煙所の指定受入促進として、従来の整備費補助に加え、令和7年度から維持管理費及び改修費の補助を開始し、区内事業者と喫煙所の整備に係る協議を重ね、今年度は新たに複数箇所の指定喫煙所の供用を開始しました。 引き続き民間事業者等と粘り強く交渉を続け、喫煙所の整備・拡充を進めていきます。 【環境保全課】

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます(参考1:区の支援案を含む)							
224	個人	電子	77	2	是非、路上喫煙禁止にして欲しいです。ご指摘のとおり、受動喫煙は相手に対する配慮がなく、吸い殻のポイ捨てにもつながり、環境的にもよくありません。喫煙者の後ろを歩いている時など、極めて不快です。その分、既に設置済みの喫煙所に加えて、新たな喫煙所を設けるなど、喫煙者に対する配慮も必要かもしれません(喫煙者からの要望がある可能性がある)。その意味では、財源とセットでの議論が必要かもしれません。	2	●喫煙所の整備について 区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、喫煙所の整備・拡充を進めています。 喫煙所の整備は、場所の確保、事業主や近隣住民の理解等、様々な条件が揃って初めて実現できるものです。 そこで、民間事業者による喫煙所の指定受入促進として、従来の整備費補助に加え、令和7年度から維持管理費及び改修費の補助を開始し、区内事業者と喫煙所の整備に係る協議を重ね、今年度は新たに複数箇所の指定喫煙所の供用を開始しました。 引き続き民間事業者等と粘り強く交渉を続け、喫煙所の整備・拡充を進めていきます。 【環境保全課】
225	個人	電子	79		電子タバコを含め、路上喫煙だけではなく自転車やバイクに乗りながら吸っている人もいて本当に不快でしかありません。 喫煙所を設けている駅が多くなりましたが、密閉されていないので外に煙がダダ漏れでそばを歩くと吐き気がします。喫煙所を設けるのであれば、外に煙が一切漏れないように二重扉にするなど配慮して欲しいです。 マナーあってこそ喫煙だと思います。	2	●喫煙所の整備等について 区では、望まない受動喫煙を防止するため、非喫煙区域から空間的に分離され、たばこの煙が非喫煙区域に流出することがないように措置が講じられた密閉型喫煙所の整備を推進しています。 【環境保全課】
226	個人	電子	82		この条例が実現され、目黒の公衆衛生が改善されることを望みます。 権之助坂は路上喫煙が多く、三田公園でも喫煙者を見ます。私には子どもがおり、受動喫煙を気にしています。現在は喫煙者に注意をする理由がなく、条例が必要と考えます。 条例の対象に電子タバコも含まれていることは、重要と考えます。 品川区は路上喫煙防止の指導をする方を巡回させて、より実効を強めているようです。目黒区もこうした対応を講じてほしいです。 区長の選挙の公約だったと記憶しています。ぜひ守ってください。	2	●ご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
						2	●啓発パトロールの強化について 現在、毎日(年末年始を除く)2回、7:30-9:30/17:30-19:30に実施している路上喫煙禁止区域のパトロールを、条例改正後は区内全域に拡大し、対象時間を拡充することを予定しています。 パトロール実施の際は、「路上喫煙全面禁止パトロール中」のベスト及びのぼり旗を装着し、子どもによる路上喫煙全面禁止のアナウンスを流し、視覚と聴覚に訴えかけるような普及啓発を検討しています。 また、区民からの路上喫煙に関する相談について、電話や窓口に加え、時間と場所を問わずにご相談頂けるようオンラインフォームによる受付も検討しています。オンラインフォームに寄せられたご意見については、データとして収集・分析の上、苦情が多い場所や時間帯に応じ、効果的なパトロールを実施することを検討しています。 【環境保全課】
227	個人	電子	85		外国語表記も必要。	2	●誰もがわかりやすい周知・啓発について 路上に貼付可能な啓発シートや掲示プレートについて、言語や年齢に関係なく情報を認識できるようピクトグラム等を活用し、希望する方に配布します。作成にあたっては、目黒のまち並みに合うもので、誰もが分かりやすいものとなるよう努めます。 【環境保全課】
228	個人	電子	86	2	区内全域路上喫煙禁止にするなら喫煙所を増設してほしいです。区内を歩いていて思うのが喫煙所が少ないのか路上喫煙してる人がかなりいる印象があるので喫煙所の増設か、もしくは駅前などの一部地域のみに路上喫煙禁止でもいいのではと思います。	2	●喫煙所の整備について 区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、喫煙所の整備・拡充を進めています。 喫煙所の整備は、場所の確保、事業主や近隣住民の理解等、様々な条件が揃って初めて実現できるものです。 そこで、民間事業者による喫煙所の指定受入促進として、従来の整備費補助に加え、令和7年度から維持管理費及び改修費の補助を開始し、区内事業者と喫煙所の整備に係る協議を重ね、今年度は新たに複数箇所の指定喫煙所の供用を開始しました。 引き続き民間事業者等と粘り強く交渉を続け、喫煙所の整備・拡充を進めていきます。 【環境保全課】

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます(参考1:区の支援案を含む)							
229	個人	電子	90	2	「区内全域の路上喫煙禁止」については全面的に賛成です。私自身は煙草を吸いませんが、吸う友人や知り合いも多くいます。その方たちが口をそろえて言うのは、一部のマナー悪い人たちのせいでルールを守っている人の肩身まで狭くなっている、ということです。区として謳われているように、共存・共生のできるかたちが理想であり、そのためにはルールの順守が不可欠です。しかし、これだけ世の中の空気が変わってきている中でも、ルールを破る方は一定数い続けているので、啓発パトロールだけでは足りないと思います。罰則規定の明確化はもちろん、定めた罰則規定をしっかりと運用すること、そして国や他の市区町村との連携(同じルールにすることで認知をあげる)、喫煙所の増設なども必要かと思えます。吸えるところが少ないから、路上で吸ってしまう、というケースも多いように思うためです。	2	●喫煙所の整備について 区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、喫煙所の整備・拡充を進めています。 喫煙所の整備は、場所の確保、事業主や近隣住民の理解等、様々な条件が揃って初めて実現できるものです。 そこで、民間事業者による喫煙所の指定受入促進として、従来の整備費補助に加え、令和7年度から維持管理費及び改修費の補助を開始し、区内事業者と喫煙所の整備に係る協議を重ね、今年度は新たに複数箇所の指定喫煙所の供用を開始しました。 引き続き民間事業者等と粘り強く交渉を続け、国や市区町村と連携しながら喫煙所の整備・拡充を進めていきます。 【環境保全課】
230	個人	電子	91	2	路上で歩き煙草をする人がいまだにおり、区内全域を禁止地域にさせていただくのはいいと思います。ただ、吸う場所がないと結局路上で喫煙する人が減らないと思うので、喫煙所の整備も合わせて行わないとあまり意味がないと思います。	2	●喫煙所の整備について 区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、喫煙所の整備・拡充を進めています。 喫煙所の整備は、場所の確保、事業主や近隣住民の理解等、様々な条件が揃って初めて実現できるものです。 そこで、民間事業者による喫煙所の指定受入促進として、従来の整備費補助に加え、令和7年度から維持管理費及び改修費の補助を開始し、区内事業者と喫煙所の整備に係る協議を重ね、今年度は新たに複数箇所の指定喫煙所の供用を開始しました。 引き続き民間事業者等と粘り強く交渉を続け、喫煙所の整備・拡充を進めていきます。 【環境保全課】
231	個人	電子	94		喫煙の権利(自由)を主張して、禁煙区域で喫煙をする人を既に路上喫煙禁止区域になっている場所でも多数見受けれます。喫煙場所をわかりやすく設置し、分煙を徹底し、上記主張を退けるようにすべき	2	●分煙の推進について 区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、喫煙所の整備・拡充を進めています。 喫煙所は、だれもが分かりやすい形で周知に努めます。 【環境保全課】
232	個人	電子	95	2	山手通り沿いなど、大通りで歩きタバコの人は減っているように思います。が、一本裏側の通りに入ると、早速火をつけて吸いながらの人、多いです。道も狭いし副流煙を吸うのも嫌ですし、ちゃんと火を消さずに、道端に捨ててる人や多いんです。建物の裏で溜まって喫煙場になっている人も決まっています。会社内で禁煙にしているため、通勤時や、休憩で、外の道端で喫煙されるのは迷惑です。 乾燥してる季節は、火事も心配です。区内の会社に注意喚起していただきたいです。道端喫煙する会社員の管理まで会社がするのか！となりそうですが、仕事に吸えないからちょっと外でとか、通勤中にされるのが納得できないため、書きました。または、路上喫煙者から、罰金徴収厳しくするとかにしてもらいたいです。	1	●事業者への指導に関するご意見について 区内事業者への周知も含めて、啓発パトロールの強化やチラシ配布等により、機会を捉えて、受動喫煙防止の配慮に向けて理解を求めています。ご意見を踏まえ、チラシの配布等により周知・啓発を行っていくことについては、条例改正骨子に反映します。 【環境保全課・健康推進課】
233	個人	電子	96	2	区域全体の路上禁煙に賛成します。 エリア規制などの中途半端なルールではなく全域で進めるべきだと思います。 区界などでゴタゴタするかもしれませんが、必要に応じて看板表示などを進めて頂きたいと考えます。	2	●看板等の表示について 路上に貼付可能な啓発シートや掲示プレートについて、言語や年齢に関係なく情報を認識できるようピクトグラム等を活用し、希望する方に配布します。作成にあたっては、目黒のまち並みに合うもので、誰もが分かりやすいものとなるよう努めます。 【環境保全課】
234	個人	電子	98	2	受動喫煙の問題もあり、路上は完全に禁煙にするべきだと思います。 当初はある程度路上禁煙が守られていたのですが、最近飲食店周辺での喫煙が目立ってきており、店への指導の徹底と、一歩進めて罰金化を真剣に考える時期かと思えます。	1	●事業者への指導に関するご意見について 規制の対象外である私有地での喫煙について区は指導する立場にありませんが、啓発パトロールの強化やチラシ配布等により、機会を捉えて、受動喫煙防止の配慮に向けて理解を求めています。ご意見を踏まえ、チラシの配布等により周知・啓発を行っていくことについては、条例改正骨子に反映します。 【環境保全課・健康推進課】

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます(参考1:区の支援案を含む)							
235	個人	電子	99		ポイ捨ては、駄目なのは分かります。でも公共的な喫煙場所が駅前にしかありません。 例えば碑文谷公園の東西公衆トイレ付近に、新橋駅 SL 広場にある様なプレハブ喫煙所出来ないものではないでしょうか？ 目黒区パトカーから現行犯で迷惑防止条例違反みて宜しいのでしょうか？	2	●喫煙所の整備について 区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、喫煙所の整備・拡充を進めています。 喫煙所の整備は、場所の確保、事業主や近隣住民の理解等、様々な条件が揃って初めて実現できるものです。 そこで、民間事業者による喫煙所の指定受入促進として、従来の整備費補助に加え、令和7年度から維持管理費及び改修費の補助を開始し、区内事業者と喫煙所の整備に係る協議を重ね、今年度は新たに複数箇所の指定喫煙所の供用を開始しました。 引き続き民間事業者等と粘り強く交渉を続け、喫煙所の整備・拡充を進めていきます。 【環境保全課】
						4	●喫煙所の整備等(公園)について 公園における喫煙所の整備については、受動喫煙の観点、公園の環境、周辺住民の理解、他自治体の状況等を踏まえ、関係する所管課と調査研究していきます。 【環境保全課・土木管理課・みどり土木政策課・道路公園課】
236	個人	電子	103		喫煙所をちゃんと設置してほしい。吸う所がなければ路上喫煙はなくならないと思う。ただ禁煙というだけなら誰にでも言える。対策講じてほしいです。	2	●喫煙所の整備について 区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、喫煙所の整備・拡充を進めています。 喫煙所の整備は、場所の確保、事業主や近隣住民の理解等、様々な条件が揃って初めて実現できるものです。 そこで、民間事業者による喫煙所の指定受入促進として、従来の整備費補助に加え、令和7年度から維持管理費及び改修費の補助を開始し、区内事業者と喫煙所の整備に係る協議を重ね、今年度は新たに複数箇所の指定喫煙所の供用を開始しました。 引き続き民間事業者等と粘り強く交渉を続け、喫煙所の整備・拡充を進めていきます。 【環境保全課】
237	個人	電子	106		受動喫煙は理解できますが、喫煙所の設置も併せてお願いします。 私は喫煙者ですが、自宅周辺は目立たない路地になっており、タバコのポイ捨てが目立ちます。特に付近の大学や高校で外部試験やイベントなどがあるときは路地に入って目立たない場所での喫煙が多く、自動販売機も近いので空き缶を灰皿がわりにしてそのまま放置もあります。火災の心配もあります。 コンビニも今は灰皿はないが、タバコを販売する場所に補助金を付けて喫煙所を設置するか、あるいは喫煙所を有料で提供するなど、どこかに喫煙所があれば減らせると思います。喫煙所の維持や清掃は費用がかかりますが、禁止ばかりではなく、吸う側の事も考えてもらいたいです。	2	●喫煙所の整備について 区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、喫煙所の整備・拡充を進めています。 喫煙所の整備は、場所の確保、事業主や近隣住民の理解等、様々な条件が揃って初めて実現できるものです。 そこで、民間事業者による喫煙所の指定受入促進として、従来の整備費補助に加え、令和7年度から維持管理費及び改修費の補助を開始し、区内事業者と喫煙所の整備に係る協議を重ね、今年度は新たに複数箇所の指定喫煙所の供用を開始しました。 引き続き民間事業者等と粘り強く交渉を続け、喫煙所の整備・拡充を進めていきます。 【環境保全課】
238	個人	電子	110		いつもお疲れ様です！検討いただいていること大変嬉しく思います。 今1歳の子供がいるのですが、公園に行くたびに喫煙されている方がいらっしゃいます。私自身妊娠中ということもあり、副流煙に敏感になってしまいます。 子供もおり、妊娠中で肉体的に弱者なので、喫煙されている方を注意することはできず、我慢するか、公園を帰るかなどの対応をしております。せっかく素敵な公園がたくさんあるので、気持ちよく使えるとありがたいです。 もしかしたら、禁止にするだけではなく、喫煙ブースを公園内に置くなどすると、副流煙は避けられるのかなと思ったりしました(公園で吸いたい方、区外から来て、ルールを把握していない方は絶対減らないので)。ご検討よろしく申し上げます！	4	●喫煙所の整備等(公園)について 公園における喫煙所の整備については、受動喫煙の観点、公園の環境、周辺住民の理解、他自治体の状況等を踏まえ、関係する所管課と調査研究していきます。 【環境保全課・土木管理課・みどり土木政策課・道路公園課】

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます(参考1:区の支援案を含む)							
239	個人	電子	111		我が家の向かいの集合住宅の住民男性がいつもタバコをすいながら周辺をぐるぐると歩いています。完全にタバコを吸うために外に出ていると思われます。周囲はタバコの煙やにおいで本当に迷惑をしています。条例改正で地域全域が禁止区域となった場合、このような人を見かけた時にどこに報告すればいいのか明確にしていきたいです。また、この場所に看板を立てて欲しい！等の要望を聞いてもらえるのか知りたいです。	1	<p>●オンライン相談フォームの導入について</p> <p>現在、電話や窓口でのみ受付している相談についてオンラインフォームを新設し、時間を問わずお困りごとについて相談できるようにします。</p> <p>路上喫煙者の目撃報告、見回り強化、啓発シートの配布・貼付、私有地での喫煙に係るご相談などをフォーム送信いただき、順次ご対応いたします。</p> <p>オンラインフォームを含め、寄せられたご意見については、データとして収集・分析・公開の上、苦情が多い場所や時間帯に応じ、効果的にパトロールを実施することを検討しています。</p> <p>また、パトロール実績もオンラインで公開していくことを検討しています。</p> <p>オンライン相談フォームの導入については、条例改正骨子に反映します。</p> <p>【環境保全課】</p>
240	個人	電子	113		所定の喫煙場所以外で喫煙されるのは控えてほしいです。歩いている途中で、喫煙する方の近くで歩くことになってしまった際は、追い抜かしたり、立ち止まって距離を取るまでずっと受動喫煙をしている状態になり不快です。駅付近に喫煙所を設ける事は賛成です。	2	<p>●喫煙所の整備について</p> <p>喫煙所の整備場所については、区内及び区に隣接する駅や区民からの要望等の多い場所を分析し、区民のニーズに基づいて整備していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
241	個人	電子	119	2	区内全域の路上喫煙禁止に賛成です。最寄り駅の駒場東大前東口を利用していますが、駅階段下の通路、綺麗な花の植え込みにタバコの吸い殻がいつも落ちています。路上喫煙者の方がポイ捨てをする光景もよく目にします。学生も多く通う町ですので、町の美化のためにタバコのポイ捨て禁止看板の設置などを検討して頂きたいです。	2	<p>●ポイ捨て禁止看板の設置について</p> <p>ポイ捨て防止のため、路上に貼付可能な啓発シートや掲示プレートについて、言語や年齢に関係なく情報を認識できるようピクトグラム等を活用し、希望する方に配布します。作成にあたっては、目黒のまち並みに合うもので、誰もが分かりやすいものとなるよう努めます。</p> <p>【環境保全課】</p>
242	個人	電子	120		路上喫煙を減らすために喫煙所増設が良いと思う	2	<p>●喫煙所の整備について</p> <p>区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、喫煙所の整備・拡充を進めています。</p> <p>喫煙所の整備は、場所の確保、事業主や近隣住民の理解等、様々な条件が揃って初めて実現できるものです。</p> <p>そこで、民間事業者による喫煙所の指定受入促進として、従来の整備費補助に加え、令和7年度から維持管理費及び改修費の補助を開始し、区内事業者と喫煙所の整備に係る協議を重ね、今年度は新たに複数箇所の指定喫煙所の供用を開始しました。</p> <p>引き続き民間事業者等と粘り強く交渉を続け、喫煙所の整備・拡充を進めていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
243	個人	電子	122	1	禁止するのであれば、きちんと税金を投入して喫煙できるエリアを増やさないこと 単なる締付となり実効性も担保されないままポイ捨ての増加や隠れた場所での喫煙の増加など臭いものに蓋をするだけとなります。	2	<p>●喫煙所の整備について</p> <p>区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、喫煙所の整備・拡充を進めています。</p> <p>喫煙所の整備は、場所の確保、事業主や近隣住民の理解等、様々な条件が揃って初めて実現できるものです。</p> <p>そこで、民間事業者による喫煙所の指定受入促進として、従来の整備費補助に加え、令和7年度から維持管理費及び改修費の補助を開始し、区内事業者と喫煙所の整備に係る協議を重ね、今年度は新たに複数箇所の指定喫煙所の供用を開始しました。</p> <p>引き続き民間事業者等と粘り強く交渉を続け、喫煙所の整備・拡充を進めていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
244	個人	電子	126	2	路上喫煙禁止の主旨に賛成。私はタバコを吸いません。ある一定以上の喫煙者が存在する限りは極端な規制は逆効果になり、隠れて喫煙する人を増やすこととなります。路上喫煙禁止と同時に、いまは一律に禁止している公園などの喫煙場所の設置などを検討すべきと考えます。隠れて喫煙する人を減らす対策がこれまで以上に必要になると考えます。	4	<p>●喫煙所の整備等(公園)について</p> <p>公園における喫煙所の整備については、受動喫煙の観点、公園の環境、周辺住民の理解、他自治体の状況等を踏まえ、関係する所管課と調査研究していきます。</p> <p>【環境保全課・土木管理課・みどり土木政策課・道路公園課】</p>

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます(参考1:区の支援案を含む)							
245	個人	電子	134	2	区内全域大賛成です。中目黒在住ですが、まだ歩きタバコの方がいて後ろを歩いていると、とても不快になりますし、幼児と歩いていると怖いです。ここはOKな道なのか?と不思議に思っていました。可能ならば、外の指定の喫煙所も、通リ道の場合は周りの空気が悪く遠回りしたりするため、無くしてほしいです。	2	●喫煙所について たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境を実現するためには、分煙環境の促進に資する喫煙所の整備・拡充は重要であると考えています。 喫煙所の整備(数、場所等)については、区民のニーズなど、今後の状況に応じて適切に対応していきます。 なお、区では、望まない受動喫煙を防止するため、非喫煙区域から空間的に分離され、たばこの煙が非喫煙区域に流出することがないよう措置が講じられた密閉型喫煙所の整備を推進しています。 【環境保全課】
246	個人	電子	135	2	路上喫煙禁止に大賛成です。 拙宅の裏の暗渠には、よく吸殻(たまに箱も)が落ちています。 近所に民泊が出来て外国人観光客が増えていますし、明確なルール設定と明示が必要だと思います。	2	●誰もが分かりやすい周知について 路上に貼付可能な啓発シートや掲示プレートについて、言語や年齢に関係なく情報を認識できるようピクトグラム等を活用し、希望する方に配布します。作成にあたっては、目黒のまち並みに合うもので、誰もが分かりやすいものとなるよう努めます。その他、分かりやすい周知・啓発に努めます。 【環境保全課】
247	個人	電子	138	2	ぜひ路上禁煙を進めてください。 特に駅周辺などはひどい状況です。 喫煙可能な場所の案内なども充実して喫煙者がいたら案内できるようにもしてください。	2	●喫煙可能な場所の案内について Google マップで喫煙所の位置を把握できるようにするなど、喫煙所への誘導を一層進めていきます。 【環境保全課】
248	個人	電子	144	2	区内全面禁煙に賛成。我が町内でも路上に吸い殻がない日は無い。サラリーマン、現場作業者が捨て去るのであろう。自前のポケット灰皿を持つ歩行者は見たことが無い。 職場、現場で配布すべき。あるいは、タバコ購入時に灰皿付加金で購入する制度とし、灰皿の中身はタバコ購入場所かコンビニ、スーパーで有料で回収する制度を整備する。	4	●ポケット灰皿の配布等について 条例改正骨子案では、路上喫煙の定義を「道路、公園、広場などの公共の場所(区の喫煙所等を除きます)で、歩行中又は立ち止まって喫煙する行為」と定めており、携帯灰皿での喫煙は路上喫煙に該当し、認められません。マナーを守ってもらうため、効果的な普及啓発の方法について、今後の検討・研究の課題とします。 【環境保全課】
249	個人	電子	145	2	区内全域を禁煙にするのはいいけど、うちの前の自販機周りでは、いつもタバコを吸いながらスマホをしたり何人かで時間関係なく喋っていたりで、マナーが悪い。そういう人たちを取り締まるというか、周知したりなど、本当に徹底できるのでしょうか？誰がやってくれるのでしょうか？私有地は対象外なのだとしたら、自販機周りであらゆる方々は減らないのでは？	2	●路上喫煙者減少のための施策の実施について 自分たちのまちは自分たちできれいにするという条例に定める基本理念のもと、過料を設けて違反者を取り締まるのではなく、たばこを吸う際には、喫煙マナーを守るといった意識啓発を徹底することが必要だと考え、区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行います。 具体的には、シルバー人材センターによる啓発パトロールの実施、子どもの音声によるマナー啓発、商店街と連携したポスター掲示、事業者と連携したチラシの配布や、区内を巡回するバス等での周知、地域清掃活動団体を活用した周知など、子どもから大人まであらゆる方が一体となって取り組みを進めていきます。 皆がルールを守り、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境を作るため、区・区民・事業者が「みんな」で協力して意識啓発できる仕組みづくりを行っていきます。 【環境保全課】
250	個人	電子	146	2	ポイ捨て禁止の看板に効果がない人がいるので、大変なのは承知ですが、見回りの強化をして欲しいです。 権之助坂の横に入った道を歩行しているとほぼ毎日誰かしらが歩きタバコをしています。周辺に幼稚園、保育園、小学校、高校もあります。妊娠中で、こちらがベビーカーを押しており、わざと咳払いをしてもお構いなしに歩きタバコをしている人ばかりです。近隣の住人ですが、自宅前でタバコを踏み潰してから帰宅する人も見かけたこともありました。	2	●啓発パトロールの強化について 現在、毎日(年末年始を除く)2回、7:30-9:30/17:30-19:30に実施している路上喫煙禁止区域のパトロールを、条例改正後は区内全域に拡大し、対象時間を拡充することを予定しています。 また、区民からの路上喫煙に関する相談について、電話や窓口に加え、時間と場所を問わずにご相談頂けるようオンラインフォームによる受付も検討しています。オンラインフォームに寄せられたご意見については、データとして収集・分析の上、苦情が多い場所や時間帯に応じ、効果的なパトロールを実施することを検討しています。 【環境保全課】
251	個人	電子	147	1	基本的には賛成ですが、喫煙場所が囲いだけでは余計に煙いだけですので喫煙室を作り煙を出さないようにしてほしい。自由が丘の喫煙場所なんて大勢が喫煙し周りを歩くのもつらいですが、駅前の通路なので	2	●賛成とのご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます(参考1:区の支援案を含む)							
					通らないわけには行かず迷惑の上ないです。ちゃんと現場視察して下さい。	2	●喫煙所の整備等について 区では、望まない受動喫煙を防止するため、非喫煙区域から空間的に分離され、たばこの煙が非喫煙区域に流出することがないように措置が講じられた密閉型喫煙所の整備を推進しており、パーティション型のような開放型喫煙所の整備はしていません。 【環境保全課】
252	個人	電子	149		あまり厳しくしてしまうと強い反発を生んでしまうと感じます。公共の場で少人数でも喫煙できるスペースを確保できないでしょうか。	2	●喫煙所の整備について 区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、喫煙所の整備・拡充を進めています。 喫煙所の整備は、場所の確保、事業主や近隣住民の理解等、様々な条件が揃って初めて実現できるものです。 そこで、民間事業者による喫煙所の指定受入促進として、従来の整備費補助に加え、令和7年度から維持管理費及び改修費の補助を開始し、区内事業者と喫煙所の整備に係る協議を重ね、今年度は新たに複数箇所の指定喫煙所の供用を開始しました。 引き続き民間事業者等と粘り強く交渉を続け、喫煙所の整備・拡充を進めていきます。 【環境保全課】
253	個人	電子	150		喫煙所設置箇所を増やしてくれれば異存なし。	2	●喫煙所の整備について 区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、喫煙所の整備・拡充を進めています。 喫煙所の整備は、場所の確保、事業主や近隣住民の理解等、様々な条件が揃って初めて実現できるものです。 そこで、民間事業者による喫煙所の指定受入促進として、従来の整備費補助に加え、令和7年度から維持管理費及び改修費の補助を開始し、区内事業者と喫煙所の整備に係る協議を重ね、今年度は新たに複数箇所の指定喫煙所の供用を開始しました。 引き続き民間事業者等と粘り強く交渉を続け、喫煙所の整備・拡充を進めていきます。 【環境保全課】
254	個人	電子	151	2	喫煙者です。駅周辺だけで無く、公道や公園等での路上喫煙やポイ捨て等は、ルールとして禁止は当然だと思う。受動喫煙により非喫煙者なのに健康的影響を受けると言われれば、どこでも吸えるわけでは無くなったのも当然だと理解出来る。 喫煙者としては、たいがい非喫煙者であろうと想像し、人を避けて喫煙するしかない。高い煙草税なんだから、まずはきちんとした喫煙ブースを増設することを希望。禁止だけじゃ無く、救いも必要。そうでないと区内路上喫煙全面禁止にしたところでルール守らない人は出て来る。喫煙所の場所を分かりやすく示すことも必要。	2	●喫煙所の整備等について 区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、喫煙所の整備・拡充を進めています。 喫煙所の整備は、場所の確保、事業主や近隣住民の理解等、様々な条件が揃って初めて実現できるものです。 そこで、民間事業者による喫煙所の指定受入促進として、従来の整備費補助に加え、令和7年度から維持管理費及び改修費の補助を開始し、区内事業者と喫煙所の整備に係る協議を重ね、今年度は新たに複数箇所の指定喫煙所の供用を開始しました。 引き続き民間事業者等と粘り強く交渉を続け、喫煙所の整備・拡充を進めていきます。 また喫煙所の場所については、グーグルマップで喫煙所の位置を把握できるようにしておりますが、引き続き分かりやすい周知に努めます。 【環境保全課】
255	個人	電子	153		56歳、会社員、男性、非喫煙者です。 吸える場所を明示し吸える場所を整えることを前提に賛成します 出勤途上、中目黒駅周辺で、有難いことに毎日、犬の散歩がてら吸い殻やごみを拾ってくれている方がいます。中目黒駅周辺は禁煙区域ですが、禁煙はまったく守られておらず、そういう人がいなくなったら、中目黒駅周辺は更に汚い状態です。側溝がタバコやヘドロで汚く、そこに飲食店があるのは不衛生に感じます。訪れる人にも、住む人にも心地よい目黒を実現してほしいです。	2	●喫煙所の整備等について 区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、喫煙所の整備・拡充を進めています。 喫煙所の整備は、場所の確保、事業主や近隣住民の理解等、様々な条件が揃って初めて実現できるものです。 そこで、民間事業者による喫煙所の指定受入促進として、従来の整備費補助に加え、令和7年度から維持管理費及び改修費の補助を開始し、区内事業者と喫煙所の整備に係る協議を重ね、今年度は新たに複数箇所の指定喫煙所の供用を開始しました。 引き続き民間事業者等と粘り強く交渉を続け、喫煙所の整備・拡充を進めていきます。 また、パトロールに関しては、現在、毎日(年末年始を除く)2回、7:30-9:30/17:30-19:30に実施している路上喫煙禁止区域のパトロールを、条例改正後は区内全域に拡大し、対象時間を拡充することを予定しています。 【環境保全課】

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます(参考1:区の支援案を含む)							
256	個人	電子	157		喫煙者です。たばこ税を利用してさらに喫煙所の拡充をお願いします。	2	<p>●喫煙所の整備について</p> <p>区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、喫煙所の整備・拡充を進めています。</p> <p>喫煙所の整備は、場所の確保、事業主や近隣住民の理解等、様々な条件が揃って初めて実現できるものです。</p> <p>そこで、民間事業者による喫煙所の指定受入促進として、従来の整備費補助に加え、令和7年度から維持管理費及び改修費の補助を開始し、区内事業者と喫煙所の整備に係る協議を重ね、今年度は新たに複数箇所の指定喫煙所の供用を開始しました。</p> <p>引き続き民間事業者等と粘り強く交渉を続け、喫煙所の整備・拡充を進めていきます。なお、喫煙所の整備にあたっては、東京都の補助金等を活用しておりますが、引き続き適切な税の活用にも努めていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
257	個人	電子	158	<p>喫煙者です。</p> <p>駅前に喫煙所が無くなりとても悲しく思います。喫煙所が無いことで路上喫煙が増えているのは当たり前では無いかと思う。</p> <p>吸わない人にとっては害悪であることは間違い無いと思いますが、それにしても他の区に比べて目黒区は喫煙所が極端に少なすぎる。</p> <p>たばこ販売会社などに協力を求めてクリーンな喫煙所を作って欲しいです。</p> <p>私は路上喫煙を良く思わないし、同じ喫煙者として出来るだけルールは守りたい。</p> <p>同じように思う人の方が多いはずです。</p> <p>近年渋谷区などではデザイン性の高い公共トイレが増えましたね。</p> <p>品川区や港区は非常に綺麗で使い勝手の良い喫煙所が増えました。</p> <p>路上喫煙について取り締まるだけでなく、デザイン性がよくクリーンな喫煙所が誕生すれば課金制でも利用者は増えます。</p> <p>オフィスビルでも月額性が導入されているところは非常に多いです。</p> <p>もっと広い目で考えていただきたい。</p> <p>海外のトイレを参考にしても良いですね。</p> <p>1回利用する毎に100円程度支払い、そのお金で清掃や管理費を支払い雇用を増やしています。何故やらないのか不思議です。</p> <p>それをケチるような路上喫煙者は遠慮なく捕まえていただきたいです。</p>	2	<p>●喫煙所の整備等について</p> <p>区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、喫煙所の整備・拡充を進めています。</p> <p>喫煙所の整備は、場所の確保、事業主や近隣住民の理解等、様々な条件が揃って初めて実現できるものです。</p> <p>そこで、民間事業者による喫煙所の指定受入促進として、従来の整備費補助に加え、令和7年度から維持管理費及び改修費の補助を開始し、区内事業者と喫煙所の整備に係る協議を重ね、今年度は新たに複数箇所の指定喫煙所の供用を開始しました。</p> <p>引き続き民間事業者等と粘り強く交渉を続け、喫煙所の整備・拡充を進めていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>	
					4	<p>●喫煙所の使用料の徴収について</p> <p>喫煙所の利用にあたり使用料を徴収することは、区民等に広くご利用いただく趣旨を鑑み現時点では検討していませんが、今後の状況変化等を踏まえ調査・研究していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>	
258	個人	電子	162		<p>鉄道駅を降りたらすぐに利用できる喫煙所があれば、路上喫煙は大きく減らせると思います。路上喫煙禁止を取り締まる人員と予算を考えれば、まず、喫煙所を増やしてほしい。</p>	2	<p>●喫煙所の整備について</p> <p>たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、引き続き喫煙所の整備・拡充を推進していきます。</p> <p>喫煙所の整備場所については、区内及び区に隣接する駅や区民からの要望等の多い場所を分析し、区民のニーズに基づいて整備していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます(参考1:区の支援案を含む)							
259	個人	電子	163	2	紙巻タバコの喫煙者です。路上喫煙の禁止には全面的に賛成です。その上で現状の喫煙所の状況の改善を是非検討していただきたいです。 (1)時間帯により喫煙所が混雑しますが、それを助長する要因の1つがスマホの利用です。このことで吸い終わっても滞留時間が長い喫煙者が多数見受けられます。混雑を助長するので喫煙所内を圏外とすることを検討していただきたいです。 (2)現状の喫煙所は紙巻タバコと電子タバコの喫煙者が混在していますが、これを分離するか、喫煙所中央に大きな灰皿、隅に小さな灰皿を設置できないものかと感じています。理由としては喫煙中に灰が発生しない電子タバコの喫煙者が灰皿周辺を占拠していると紙巻タバコの灰を灰皿に捨て難く、結果的に床に灰が落ちてしまいます。また、混雑時に火の点いたタバコを持って灰皿まで移動することは他人に火種を接触させるリスクもあります。 予算や設置スペースの確保の問題があるかと思いますが、タバコの税率は約61.7%であることから、受益者負担の原則に鑑み、使い勝手の良い喫煙所の設置と増設(住宅街を除く)をお願いしたいと思います。	2	●喫煙所の整備等について 区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、喫煙所の整備・拡充を進めています。 喫煙所の整備は、場所の確保、事業主や近隣住民の理解等、様々な条件が揃って初めて実現できるものです。 そこで、民間事業者による喫煙所の指定受入促進として、従来の整備費補助に加え、令和7年度から維持管理費及び改修費の補助を開始し、区内事業者と喫煙所の整備に係る協議を重ね、今年度は新たに複数箇所の指定喫煙所の供用を開始しました。 引き続き民間事業者等と粘り強く交渉を続け、喫煙所の整備・拡充を進めていきます。 なお、喫煙所の適切なあり方については、状況に応じて適切に進めていくことを考えており、喫煙所整備の際の参考とさせていただきます。 【環境保全課】
260	個人	電子	164		タバコ会社の負担で喫煙所を整備し、かつ取り締まりを民間に委託するなどして実効的な条例になるようにして欲しい。 吸える所はあるんだから、それ以外で吸ったら罰ねって感じにしないと、闇雲に禁止にしても、皆守らない。	2	●喫煙所の整備について 区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、喫煙所の整備・拡充を進めています。 喫煙所の整備は、事業者の一部ご協力いただく場合もあり、引き続き事業者と連携して進めていきます。 【環境保全課】
						2	●啓発パトロールの強化について 現在、毎日(年末年始を除く)2回、7:30-9:30/17:30-19:30に実施している路上喫煙禁止区域のパトロールを、条例改正後は区内全域に拡大し、対象時間を拡充することを予定しています。 また、区民からの路上喫煙に関する相談について、電話や窓口に加え、時間と場所を問わずにご相談頂けるようオンラインフォームによる受付も検討しています。オンラインフォームに寄せられたご意見については、データとして収集・分析の上、苦情が多い場所や時間帯に応じ、効果的なパトロールを実施することを検討しています。 【環境保全課】
261	個人	電子	168		禁止区域となっている場所で喫煙する姿はよく見受けられます。特に日本人でも観光客がくる自由が丘など、大変マナーが悪く、タバコのポイ捨てをしている人、子供の顔の横にタバコを持ってくる人がいて大変怖いです。 自由が丘の北口は見回りを強化して欲しいです。 また、このまま管理が出来ないのであれば、早急に区内全域を路上喫煙禁止にしていただきたいです。	2	●啓発パトロールの強化について 現在、毎日(年末年始を除く)2回、7:30-9:30/17:30-19:30に実施している路上喫煙禁止区域のパトロールを、条例改正後は区内全域に拡大し、対象時間を拡充することを予定しています。 また、区民からの路上喫煙に関する相談について、電話や窓口に加え、時間と場所を問わずにご相談頂けるようオンラインフォームによる受付も検討しています。オンラインフォームに寄せられたご意見については、データとして収集・分析の上、苦情が多い場所や時間帯に応じ、効果的なパトロールを実施することを検討しています。 【環境保全課】
262	個人	電子	170		ポイ捨て防止にも効果があり、歩きタバコは迷惑。特に鉄道駅近辺を重点的に道路にマークを表示するなどの対応を求めます	2	●効果的な周知・啓発について 改正後条例の周知にあたっては、区内及び隣接する駅周辺の電柱への掲示等を進めると共に、路上に貼付する啓発シートを希望する区民に配布します。 【環境保全課】

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます(参考1:区の支援案を含む)							
263	個人	電子	171	2	屋内外を問わず、市内全域あらゆる区域での喫煙禁止に賛成します。 喫煙所の整備・拡充については、そこにコストをかけるのではなく、むしろ喫煙所を廃止し、違反者やポイ捨てをした者、また違反者等に注意した際に威嚇行為を行った者などに対する対策にコストをかけるべきと考えます。 また、違反者に対する罰則も強化すべきと考えます。 喫煙は本人の嗜好の問題ではなく、医療費の増加など社会全体の問題であり、喫煙者のために、非喫煙者の税金を使って喫煙所の整備・拡充することは、行政が喫煙を励行・黙認しているとも捉えられかねず、強く反対します。 もし喫煙所の整備・拡充するのであれば、タバコや喫煙者に対する課税や、喫煙所を有料化し、その収入を財源として最小限で整備すべきだと思います。	2	●喫煙所整備等について たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境を実現するためには、分煙環境の促進に資する喫煙所の整備・拡充は重要であると考えています。 喫煙所の在り方(場所、数等)については、引き続き区民のニーズ等を含め調査・研究していくと共に、喫煙マナーの普及啓発に努めていきます。喫煙所の利用にあたり使用料を徴収することは、区民等に広くご利用いただく趣旨を鑑み検討していません。 【環境保全課】
264	個人	電子	172	2	家の前が駒沢公園となっており、駒沢公園を出てすぐに歩きタバコや道端で喫煙をする人が沢山いて困っています。なので、家の前によく吸殻が捨てられています。この状況を変えていただきたいので、目黒区全面喫煙に賛成です。また、明確に分かるように看板などの設置をお願いします。	2	●看板等の設置について 区では、路上に貼付可能な啓発シートや掲示プレートについて、言語や年齢に関係なく情報を認識できるようピクトグラム等を活用し、希望する方に配布します。作成にあたっては、目黒のまち並みに合うもので、誰もが分かりやすいものとなるよう努めます。 【環境保全課】
265	個人	電子	174	2	子供達の通学路でも歩行喫煙、ポイ捨てが多く見られます。以前より全面路上禁煙を望んでいました。是非歩行喫煙者などへの告知などを遂行して頂きたいと思えます。またアパレル店舗の前などでの喫煙もよく見受けられます。歩行喫煙者も含め喫煙場所を提供する必要もあるかと思っています。	2	●喫煙所整備等について 区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境を実現するためには、分煙環境の促進に資する喫煙所の整備・拡充は重要であると考えています。引き続き喫煙所の整備・拡充を推進していきます。また、マナーを守ってくださるよう、喫煙マナーの普及・啓発に努めていきます。 【環境保全課】
266	個人	電子	177	2	区内全域での路上喫煙禁止に賛成します。家の近くの路上喫煙者に迷惑しているからです。喫煙者の、近隣空間(空気)は全て自分のものというような傍若無人な態度は、周囲の人間を傷つけます。無くすことができるのならそれを望みたい。 経過措置として、彼らのために喫煙所を整備することに賛成です。が、区の費用で整備する場所については、乗降客数が多い等、明らかに人流が多いというエビデンスが得られる場所に限定すべきかと考えます。なぜなら喫煙場所の整備、また日常の維持清掃に費用が生じるからです。水に溶けたニコチンは人体に有毒ですから、適切な処理が必要です。間違っただけで子供が口にするようなことがあってはなりません。 また、小規模な公園に喫煙所を作ることに反対です。そもそもスペースがないので、煙の影響を避けるため、利用できる公園スペースが大きく制限される結果になる事を懸念しています。 よろしくをお願いします。	2	●喫煙所の整備等について 喫煙所の整備場所については、区内及び区に隣接する駅や区民からの要望等の多い場所を分析し、区民のニーズに基づいて整備していきます。 【環境保全課】
267	個人	電子	180	2	緑地や公園などには必ず空気清浄のできるタイプの喫煙所を設けて分煙して欲しいです。また、高架付近などの空の狭いところ、大型のオフィスビルなどの喫煙所の換気が出ている通りなどでの副流煙の対策を考えて頂きたいです。	2	●喫煙所の整備等について 区では、望まない受動喫煙を防止するため、非喫煙区域から空間的に分離され、たばこの煙が非喫煙区域に流出することがないように措置が講じられた密閉型喫煙所の整備を推進しています。 【環境保全課】
268	個人	電子	181	2	今回の改正へ概ね賛同致します。 区内全域への禁止区域の拡大により、マナーの悪い喫煙者への一定の示しになると思うからです。ただ、駅前を含め、人通りの多い道には以前として喫煙者や	2	●改正に概ね賛同とのご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます(参考1:区の支援案を含む)							
					ポイ捨てが多くあります。 マナーや配慮では最早取り締まりは出来ないレベルになっていると感じています。目に見える罰則を設けて、見回りをして頂きたいです。今回の改正を機により、行政の建前ではなく、本当に綺麗な地域になることを期待しております。	2	●啓発パトロールについて 現在、毎日(年末年始を除く)2回、7:30-9:30/17:30-19:30に実施している路上喫煙禁止区域のパトロールを、条例改正後は区内全域に拡大し、対象時間を拡充することを予定しています。 また、区民からの路上喫煙に関する相談について、電話や窓口に加え、時間と場所を問わずにご相談頂けるようオンラインフォームによる受付も検討しています。オンラインフォームに寄せられたご意見については、データとして収集・分析の上、苦情が多い場所や時間帯に応じ、効果的なパトロールを実施することを検討しています。 【環境保全課】
269	個人	電子	182	2	是非、区内全面禁煙をお願いします。 ところ構わず喫煙している人に腹がたちます。 歩いていて前を歩く人が喫煙しているときは、いつもまわり道するようにしてます。 基本的に路上喫煙者は周りの人のことを考えていません。是非早く区内全面禁煙をお願いします。 一応、喫煙者のためにいくつか喫煙所を作ってあげてください。 ただし、その煙が外に出ないようにしてください！ また、区内全域喫煙禁止がわかるように掲示板や看板、標識などをたててアピールをしてください。 また喫煙場所については、Google マップだけでなく、標識などで場所を知らせることも必要と思います。 条例とはいえ、何度注意しても従わない人にはペナルティを与えることも必要かもしれません。 以上、よろしくをお願いします。	2	●喫煙所の整備等について 区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、喫煙所の整備・拡充を進めています。また、望まない受動喫煙を防止するため、非喫煙区域から空間的に分離され、たばこの煙が非喫煙区域に流出することがないように措置が講じられた密閉型喫煙所の整備を推進しています。喫煙所の周知については、分かりやすい周知に努めていきます。 【環境保全課】
270	個人	電子	184		今まで、路上喫煙全面禁止になってなかったんですか？驚きです。 具体的にどうやって取り締まるのでしょうか？ 相変わらず公園には、タバコの吸い殻でいっぱいですよ。	2	●路上喫煙者減少のための施策の実施について 自分たちのまちは自分たちできれいにするという条例に定める基本理念のもと、過料を設けて違反者を取り締まるのではなく、たばこを吸う際には、喫煙マナーを守るという意識啓発を徹底することが必要だと考え、区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行います。 具体的には、シルバー人材センターによる啓発パトロールの実施、子どもの音声によるマナー啓発、商店街と連携したポスター掲示、事業者と連携したチラシの配布や、区内を巡回するバス等での周知、地域清掃活動団体を活用した周知など、子どもから大人まであらゆる方が一体となって取り組みを進めていきます。 皆がルールを守り、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境を作るため、区・区民・事業者が「みんな」で協力して意識啓発できる仕組みづくりを行っていきます。 【環境保全課】
271	個人	電子	186		外国人が路上でタバコを吸っているのを見かけることがあります。(特に人通りや店舗の多い恵比寿駅から駒沢通り周辺)インバウンドも増えている中、日本語のわからない人々に向けての周知も必須だと思います。	2	●誰もが分かりやすい周知について 区では、路上に貼付可能な啓発シートや掲示プレートについて言語や年齢に関係なく情報を認識できるようピクトグラム等を活用して作成し、希望する方に配布します。その他の周知においても、誰もが分かりやすい啓発を推進していきます。 【環境保全課】
272	個人	電子	195		喫煙所を新たに増設する場合は治安の悪化に配慮して適切な場所を検討してほしい	2	●喫煙所の整備等について 喫煙所の整備場所については、区内及び区に隣接する駅や区民からの要望等の多い場所を分析し、区民のニーズに基づいて整備していきます。 【環境保全課】

整理 番号	区 分	種 別	個票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます(参考1:区の支援案を含む)							
273	個人	電子	200		禁止区域での歩行しながらの喫煙や路上への吸殻ポイ捨てなど、喫煙者のマナーが非常に悪いルールが周知徹底されていないので、千代田区のように取り締まってほしい	2	<p>●路上喫煙者減少のための施策の実施について</p> <p>自分たちのまちは自分たちできれいにするという条例に定める基本理念のもと、過料を設けて違反者を取り締まるのではなく、たばこを吸う際には、喫煙マナーを守るという意識啓発を徹底することが必要だと考え、区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行います。</p> <p>具体的には、シルバー人材センターによる啓発パトロールの実施、子どもの音声によるマナー啓発、商店街と連携したポスター掲示、事業者と連携したチラシの配布や、区内を巡回するバス等での周知、地域清掃活動団体を活用した周知など、子どもから大人まであらゆる方が一体となって取り組みを進めていきます。</p> <p>皆がルールを守り、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境を作るため、区・区民・事業者が「みんな」で協力して意識啓発できる仕組みづくりを行っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
274	個人	電子	203		条例改正骨子案に賛成です。また路上禁煙禁止にする場合、サイン等を目に付きやすい位置に掲出してほしいです。	2	<p>●条例改正骨子案に賛成とのご意見について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
						2	<p>●周知・啓発について</p> <p>改正後条例の周知にあたっては、路上に貼付する啓発シートの配布の他、区公式ウェブサイト及びSNSでの周知、区内及び隣接する駅周辺の電柱への掲示、商店街と連携したポスターの掲示、事業者や区内を巡回するバス等でのチラシ配布等による周知、地域清掃活動団体を活用した周知等、さまざまな方法で普及啓発を図っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
275	個人	電子	204		改正案に賛成です。一方で、すでに禁止されている地域でも夜間など監視の目が届かない場合には路上喫煙している人を見かけることが多く、改正後はより実効性のある運用がなされることを期待しております。	2	<p>●改正案に賛成とのご意見について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
						2	<p>●啓発パトロールの強化について</p> <p>現在、毎日(年末年始を除く)2回、7:30-9:30/17:30-19:30に実施している路上喫煙禁止区域のパトロールを、条例改正後は区内全域に拡大し、対象時間を拡充することを予定しています。</p> <p>また、区民からの路上喫煙に関する相談について、電話や窓口に加え、時間と場所を問わずにご相談頂けるようオンラインフォームによる受付も検討しています。オンラインフォームに寄せられたご意見については、データとして収集・分析の上、苦情が多い場所や時間帯に応じ、効果的なパトロールを実施することを検討しています。</p> <p>【環境保全課】</p>
276	個人	電子	205		<p>歩きタバコだけではなく、一部の駐車場、飲食店前、コンビニ前などの路上での喫煙の定常化が多く見受けられます。</p> <p>近隣の住民や通学路を利用する小学生に大きく迷惑がかかっており、ポイ捨ても多く問題になっています。</p> <p>西小山近隣では●●(店舗・施設名)近辺や、ゴミ捨て場などがひどい状況で火災のリスクや小学生の被害などが懸念されます。</p> <p>路上喫煙のきっかけを作っている飲食店やコンビニなどへの指導も検討いただければと思います。</p>	1	<p>●事業者への指導に関するご意見について</p> <p>規制の対象外である私有地での喫煙について区は指導する立場にありませんが、啓発パトロールの強化やチラシ配布等により、機会を捉えて、受動喫煙防止の配慮に向けて理解を求めていきます。ご意見を踏まえ、チラシの配布等により周知・啓発を行っていくことについては、条例改正骨子に反映します。</p> <p>【環境保全課・健康推進課】</p>
277	個人	電子	209		<p>分かりやすい場所 駅 公園など公共施設の側 住区センターなど区の施設 幹線道路沿いなどに多数の喫煙所の開設を希望します。</p> <p>設備の簡略化、清掃作業の省力化のため喫煙者に携帯灰皿を持参することを使用条件にするなどの喫煙者へ協力を依頼することも良いかもしれません。</p>	2	<p>●喫煙所の整備について</p> <p>区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、喫煙所の整備・拡充を進めており、喫煙所の整備場所については、区内及び区に隣接する駅や区民からの要望等の多い場所を分析し、区民のニーズに基づいて整備していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます(参考1:区の支援案を含む)							
					喫煙場所マップを区のホームページで公開してください。	4	●喫煙所の整備等(公園)について 公園における喫煙所の整備については、受動喫煙の観点、公園の環境、周辺住民の理解、他自治体の状況等を踏まえ、関係する所管課と調査研究していきます。 【環境保全課・土木管理課・みどり土木政策課・道路公園課】
						4	●喫煙所の整備等(区立施設)について 住区センターなどの区立施設については、受動喫煙防止の観点から、原則として敷地内禁煙を進めていますが、ホールを有する等の集客のある施設については、引き続き分煙対策を講じた上で喫煙所を設置していくこととしています。 【環境保全課・健康推進課】
						2	●喫煙所マップについて 既に区公式ウェブサイト(ページ ID:4526)において喫煙所マップを公開しており、今後も継続して公開していきます。 【環境保全課】
278	個人	電子	210	2	世田谷区などでは既に全地域で路上喫煙禁止になっている。一部地区のみの路上喫煙禁止は即刻やめて、直ちに全地域で路上喫煙禁止にすべきである。又、喫煙コーナー単に囲いを設置するのではなく、煙や匂いが漏れないようにすべき。又、条例を改めるだけでなく、罰則規定をもっと厳格に運営して、実効性のある条例にする必要がある。	2	●喫煙所の整備等について 区では、望まない受動喫煙を防止するため、非喫煙区域から空間的に分離され、たばこの煙が非喫煙区域に流出することがないように措置が講じられた密閉型喫煙所の整備を推進しており、パーティション型のような開放型喫煙所の整備はしていません。 【環境保全課】
279	個人	電子	216		自宅付近の路上で喫煙されたり、幼児と一緒にいる時に歩きタバコの人がいったりして大変迷惑していた。また、公園に吸い殻が落ちていたり子どもが触ろうとしてしまうこともあり、危険だと思っていたので、今回の改正は賛成。 現在配布いただいているように、路上喫煙禁止のステッカーを希望者がもらえるようにしていただけるとありがたい。また、喫煙禁止というサインがある場所にも拘らず守らない人が現在でもいるので、どのように徹底させるかは課題かと思う。	2	●改正に賛成とのご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
						2	●路上喫煙者減少のための施策の実施について 区では、自分たちのまちは自分たちできれいにするという条例に定める基本理念のもと、過料を設けて違反者を取り締まるのではなく、たばこを吸う際には、喫煙マナーを守るという意識啓発を徹底することが必要だと考え、区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行います。 具体的には、路上に貼付する啓発シートの配布のほか、シルバー人材センターによる啓発パトロールの実施、子どもの音声によるマナー啓発、商店街と連携したポスター掲示、事業者と連携したチラシの配布や、区内を巡回するバス等での周知、地域清掃活動団体を活用した周知など、子どもから大人まであらゆる方が一体となって取り組みを進めていきます。 皆がルールを守り、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境を作るため、区・区民・事業者が「みんな」で協力して意識啓発できる仕組みづくりを行っていきます。 【環境保全課】
280	個人	電子	222		家の前の道を歩きながら、時々立ち止まって、たばこを吸う人がいます。 窓を開けていると臭いが部屋に入ってきますし、2階に干している洗濯物にも臭いが移りそうで気になります。また小さい子がいるので影響もとても気になります。 なので路上喫煙禁止はとても有難い制度です。きちんと広めて頂き、喫煙者のモラルを高めて欲しいです。	2	●路上喫煙者減少のための施策の実施について 区では、自分たちのまちは自分たちできれいにするという条例に定める基本理念のもと、過料を設けて違反者を取り締まるのではなく、たばこを吸う際には、喫煙マナーを守るという意識啓発を徹底することが必要だと考え、区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行います。 具体的には、路上に貼付する啓発シートの配布のほか、シルバー人材センターによる啓発パトロールの実施、子どもの音声によるマナー啓発、商店街と連携したポスター掲示、事業者と連携したチラシの配布や、区内を巡回するバス等での周知、地域清掃活動団体を活用した周知など、子どもから大人まであらゆる方が一体となって取り組みを進めていきます。 皆がルールを守り、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境を作るため、区・区民・事業者が「みんな」で協力して意識啓発できる仕組みづくりを行っていきます。 【環境保全課】

整理 番号	区 分	種 別	個票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます(参考1:区の支援案を含む)							
281	個人	電子	223		説明動画の内容には全面的に賛成ですが、啓蒙手段についてコメントします。現在、自由が丘駅と都立大学駅の間地点(目黒通り沿い)に住んでいますが、駅から数分離れた場所での自宅前や路上での喫煙・歩きタバコを散見します。今後啓発に力を入れる際、駅から離れた場所については、人による指導はリソース的に難しいと思います。そこで、住宅街の交差点の全電柱に、路上喫煙廃止のポスター(やぶれないプラ製)を設置して頂きたいです。内容は①区内が屋外禁煙になった②指定の喫煙所または自宅内のみ喫煙可③子ども達等の健康被害の防止に協力してほしい④子どもが大人のバッドマナーを見ている事を分かりやすく明記する形でお願したいです。宜しくお願い致します。	2	●説明動画に関するご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、タバコを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
						2	●路上喫煙者減少のための施策の実施について 区では、自分たちのまちは自分たちできれいにするという条例に定める基本理念のもと、過料を設けて違反者を取り締まるのではなく、タバコを吸う際には、喫煙マナーを守るという意識啓発を徹底することが必要だと考え、区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行います。 具体的には、駅周辺の電柱に看板を設置するほか、シルバー人材センターによる啓発パトロールの実施、子どもの音声によるマナー啓発、商店街と連携したポスター掲示、事業者と連携したチラシの配布や、区内を巡回するバス等での周知、地域清掃活動団体を活用した周知など、子どもから大人まであらゆる方が一体となって取り組みを進めていきます。 皆がルールを守り、タバコを吸う人と吸わない人が共存できる環境を作るため、区・区民・事業者が「みんな」で協力して意識啓発できる仕組みづくりを行っていきます。 【環境保全課】
282	個人	電子	230	2	ループやバイクなどの二輪に乗った人が住宅街の間の小道や公園前にちょっと停まって吸って、そのまま流れるようにポイ捨てして走り去ってゆくのを何度か見かけました。 巡回でタイミング良く補足するのは難しいと思うので、簡単に通報出来るシステム(併せて誤認が無いように車両ナンバーをきちんと大きなものにして視認性を損なわず掲示する条例義務も)と罰則、およびその周知を行っていただけると助かります。	1	●オンライン相談フォームの導入について 現在、電話や窓口でのみ受付している相談についてオンラインフォームを新設し、時間を問わずお困りごとについて相談できるようにします。 路上喫煙者の目撃報告、見回り強化、啓発シートの配布・貼付、私有地での喫煙に係るご相談などをフォーム送信いただき、順次ご対応いたします。 オンラインフォームを含め、寄せられたご意見については、データとして収集・分析・公開の上、苦情が多い場所や時間帯に応じ、効果的にパトロールを実施することを検討しています。 また、パトロール実績もオンラインで公開していくことを検討しています。 オンライン相談フォームの導入については、条例改正骨子に反映します。 【環境保全課】
283	個人	電子	231	2	路上喫煙禁止に大賛成です。 <u>細い道で喫煙してる人がいて本当に迷惑しています。</u> しっかり取り締まりをして頂けると嬉しいです。	2	●啓発パトロールの強化について 現在、毎日(年末年始を除く)2回、7:30-9:30/17:30-19:30に実施している路上喫煙禁止区域のパトロールを、条例改正後は区内全域に拡大し、対象時間を拡充することを予定しています。 【環境保全課】
284	個人	電子	233	3	路上喫煙の全面禁止になった際は、自宅の外壁やコンクリート路面に張ることができる「ポイ捨て禁止」のステッカー等を希望者に配布して欲しいです。	2	●ステッカーの配布について 希望される方に対しては、現在も路上に貼付可能な啓発シート等の配布を行っておりますが、路上喫煙の全面禁止となった際は、啓発シートや掲示プレートについて、言語や年齢に関係なく情報を認識できるようピクトグラム等を活用したものを作成します。作成にあたっては、目黒のまち並みに合うもので、誰もが分かりやすいものとなるよう努めます。 【環境保全課】

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます(参考1:区の支援案を含む)							
285	個人	電子	236	2	<p>まず、喫煙についてのルール改正を検討いただき、そしてこのようなアンケートを実施いただき、ありがとうございます！</p> <p>わたしは2年前に練馬区から武蔵小山に引っ越してきました。大変住みやすく気に入っていますが、唯一困っているのが路上喫煙が多いことです。3日に1度は歩きタバコや立ち止まっての喫煙に出くわします。立ち止まって喫煙しているところは息を止めて足早に通り過ぎますし、前を歩く人が喫煙している場合は息を止めて小走りで追い越します。平成、いやむしろ昭和かよ！と思っていました。練馬で路上喫煙を見かけたことは、10年で何回あったかな、といった頻度であり、目黒区の人のマナーの悪さに驚きました。ぜひ区内全域で路上喫煙禁止を実施していただきたいです。ただ、当然喫煙者の権利もあるため、喫煙所の整備もお願いします。吸う人、吸わない人、双方が住みやすい目黒区になることを願っています。長々と読んでくださり、ありがとうございました！</p>	2	<p>●喫煙所の整備について</p> <p>区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、喫煙所の整備・拡充を進めます。</p> <p>【環境保全課】</p>
286	個人	電子	237	2	<p>分煙化、ポイ捨て禁止には賛成だが、圧倒的に喫煙スペースが不足している中で全域禁止というのは如何なものか。受動喫煙の怖れがない場所、時間での喫煙まで禁止するのはファシズム以外の何物でもない。喫煙者、非喫煙者の共生を目指すなら広い公園や駅周辺などもっと喫煙所、喫煙スペースを充実させてから禁止を提案するべきだ。</p>	2	<p>●喫煙所の整備について</p> <p>区では、区内全域の路上喫煙禁止に向けて、喫煙マナーの普及・啓発を全面的に見直しながら、条例改正による規制と喫煙所の整備・拡充を推進しております。</p> <p>令和7年度は、条例改正による規制に先立ち、指定喫煙所に対する補助を拡充するなど、喫煙所の整備・拡充を進めており、引き続きたばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備を進めていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
287	個人	電子	239	2	<p>たばこ店を営んでいます。今回、区内全域が路上喫煙禁止となると知り、商売をする私たちにも影響すると思いますし、ますますたばこを吸う方にとって厳しい世の中になると感じました。お客様からよく喫煙所はどこにありますかと聞かれます。ですので駅近くにもたばこ税を活用して区の方で喫煙所をつくって欲しいです。目黒区は全体的に喫煙所が少ないと思っています。もしたばこ店で喫煙所をつくるとしても毎月5万円の運営費では足りないのも、もっと補助金を増やすべきだと思います。</p>	2	<p>●喫煙所の整備について</p> <p>区では、区内全域の路上喫煙禁止に向けて、喫煙マナーの普及・啓発を全面的に見直しながら、条例改正による規制と喫煙所の整備・拡充を推進しております。</p> <p>令和7年度は、条例改正による規制に先立ち、指定喫煙所に対する補助を拡充するなど、喫煙所の整備・拡充を進めており、引き続きたばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備を進めていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
						2	<p>●喫煙所整備等補助の充実について</p> <p>毎月の維持管理費補助については、店舗の状況や他区との均衡等を踏まえ設定しておりますが、月々の店舗の見合い等も含め適切に対応していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
288	個人	電子	241	2	<p>私は喫煙者だが、区内全域を禁煙エリアとするのは非常に厳しいルールだと感じており複雑な気持ちである、</p> <p>受動喫煙を防止する観点からも喫煙所を多く設置するべきであり、区内全域の禁煙化は喫煙所の整備が整ってからするべきでは無いだろうか。</p> <p>特に最寄りの中目黒駅前の喫煙所についても、常に列ができて混雑しており、現時点でも十分に整備されているとは言いがたい。</p> <p>たばこ税も各自自治体で利用されているとのことなので、重要な財源を提供しているものとして喫煙者のことも考えてほしい。</p>	2	<p>●喫煙所の整備について</p> <p>区では、区内全域の路上喫煙禁止に向けて、喫煙マナーの普及・啓発を全面的に見直しながら、条例改正による規制と喫煙所の整備・拡充を推進しております。</p> <p>令和7年度は、条例改正による規制に先立ち、指定喫煙所に対する補助を拡充するなど、喫煙所の整備・拡充を進めており、引き続きたばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備を進めていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
289	個人	電子	247	2	<p>まず先に行わなければならない事は路上喫煙禁止にむけての必要な支援では無く喫煙場所を増やす事です。</p> <p>以前の様に公園の一部や住区センター等の一部などを復活させる等の措置が先だと思う。</p> <p>喫煙場所を確保せずに路上等の喫煙禁止はあり得ないし誰も守ることが出来ないと思う。</p>	2	<p>●喫煙所の整備について</p> <p>区では、区内全域の路上喫煙禁止に向けて、喫煙マナーの普及・啓発を全面的に見直しながら、条例改正による規制と喫煙所の整備・拡充を推進しております。</p> <p>令和7年度は、条例改正による規制に先立ち、指定喫煙所に対する補助を拡充するなど、喫煙所の整備・拡充を進めており、引き続きたばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備を進めていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます(参考1:区の支援案を含む)							
						4	●喫煙所の整備等(公園)について 公園における喫煙所の整備については、受動喫煙の観点、公園の環境、周辺住民の理解、他自治体の状況等を踏まえ、関係する所管課と調査研究していきます。 【環境保全課・土木管理課・みどり土木政策課・道路公園課】
						4	●喫煙所の整備等(区立施設)について 住区センター等の区立施設に関しては、受動喫煙防止の観点から、原則として敷地内全面禁煙に向けた取組を進めています。一方で、ホールを有する等の集客のある施設については、引き続き分煙対策を講じた上で喫煙所を設置していくこととしています。今後も、施設の状況や、周辺環境等を踏まえながら、適切な分煙環境の整備に向けて検討していきます。 【環境保全課・健康推進課】
290	個人	電子	251		東京都の調査によると約2割の方が喫煙をしています。喫煙場所の拡充とうたっていますが人の集まる場所(駅、公園、商店街、バス停)に喫煙場所を設けてください。人の集まる付近に喫煙所を設置しないと結局は隠れて路上喫煙する方が増えます。 三軒茶屋の喫煙所などは屋根がない為、雨の日は傘をさして喫煙所内で吸っているため喫煙所は雨天でも吸える環境でお願いいたします。 喫煙所を多数設置後の清掃などはシルバー人材センターなどを活用して雇用する、もしくは清掃請負業者に発注すれば管理が楽になると思います。 現状は喫煙者が非常に「肩身が狭い思い」をしている状況です。喫煙者が目黒区内でタバコ(加熱たばこ)を購入すればそれだけ目黒区にも税金として入る仕組みなのだから「喫煙者が肩身の狭い思い」をしない様をお願い致します。	2	●喫煙所の整備について 区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、喫煙所の整備・拡充を進めています。 喫煙所の整備は、場所の確保、事業者や近隣住民の理解等、様々な条件が揃って初めて実現できるものです。 そこで、民間事業者による喫煙所の指定受入促進として、従来の整備費補助に加え令和7年度から維持管理費及び改修費の補助を開始し、区内事業者と喫煙所の整備に係る協議を重ね、今年度は新たに複数箇所の指定喫煙所の供用を開始しました。 引き続き民間事業者等と粘り強く交渉を続け、喫煙所の整備・拡充を進めていきます。 【環境保全課】
						4	●喫煙所の整備等(公園)について 公園における喫煙所の整備については、受動喫煙の観点、公園の環境、周辺住民の理解、他自治体の状況等を踏まえ、関係する所管課と調査研究していきます。 【環境保全課・土木管理課・みどり土木政策課・道路公園課】
291	個人	電子	253	2	区内全域の路上喫煙禁止に賛成です。 碑文谷公園線路沿い、公園通りに住んでいますが、この地に引っ越してきてびっくりしたのは家の前にポイ捨てされることでした。 区から頂いたポイ捨て禁止と歩きタバコ禁止のシートを貼ってもなお、ポイ捨ては無くなりません。不快な思いをしています。 高架下に商店街がつくられ、さらに治安も悪化しています。(座り込みがあたり、店の客がタバコを路上で吸っています。) どうか区で路上喫煙を違反、迷惑行為として厳しく取り締まって欲しいと思っております。よろしく願います。	2	●路上喫煙者減少のための施策の実施について 自分たちのまちは自分たちできれいにするという条例に定める基本理念のもと、過料を設けて違反者を取り締まるのではなく、たばこを吸う際には、喫煙マナーを守るという意識啓発を徹底することが必要だと考え、区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行います。 具体的には、シルバー人材センターによる啓発パトロールの実施、子どもの音声によるマナー啓発、商店街と連携したポスター掲示、事業者と連携したチラシの配布や、区内を巡回するバス等での周知、地域清掃活動団体を活用した周知など、子どもから大人まであらゆる方が一体となって取り組みを進めていきます。 皆がルールを守り、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境を作るため、区・区民・事業者が「みんな」で協力して意識啓発できる仕組みづくりを行っていきます。 【環境保全課】
292	個人	電子	254		区が必要な支援を行うということで、「喫煙所への誘導」の記載がある。喫煙所がある駅付近なら分かるが、喫煙所がない駅に関して誘導は難しいと感じる。各駅の周りに喫煙所がないと路地裏や駐車場などで喫煙が増えると危惧している。私はたばこを吸わないが、喫煙所は一定数必要だと考えている。	2	●喫煙所の整備について 区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、喫煙所の整備・拡充を進めており、喫煙所の整備場所については、区内及び区に隣接する駅や区民からの要望等の多い場所を分析し、区民のニーズに基づいて整備していきます。 【環境保全課】
293	個人	電子	255		住宅街での歩きタバコも目につき、回避出来ないことも多いので本件は是非進めてほしいです。喫煙所も壁があるだけでは副流煙が漏れてくるのも心配です。駅前等は学生も子どもも多く、喫煙所の設置場所にも考慮を求めます。	2	●是非進めてほしいとのご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
						2	●喫煙所の整備等について 区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、喫煙所の整備・拡充を進めており、喫煙所の整備場所については、区内及び区に隣接する駅や区民からの要望等の多い場所を分析し、区民のニーズに基づいて整備していきます。 【環境保全課】

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます(参考1:区の支援案を含む)							
294	個人	電子	259	3	目黒区民ではないと思われる方も、多数路地裏などで喫煙しており、もっと強く取り締まっていただきたいです。取締強化等、必ず路上喫煙者が減るように対策をし、継続して検討してもらわないと困ります。	2	<p>●路上喫煙者減少のための施策の実施について</p> <p>自分たちのまちは自分たちできれいにするという条例に定める基本理念のもと、過料を設けて違反者を取り締まるのではなく、たばこを吸う際には、喫煙マナーを守ると意識啓発を徹底することが必要だと考え、区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行います。</p> <p>具体的には、シルバー人材センターによる啓発パトロールの実施、子どもの音声によるマナー啓発、商店街と連携したポスター掲示、事業者と連携したチラシの配布や、区内を巡回するバス等での周知、地域清掃活動団体を活用した周知など、子どもから大人まであらゆる方が一体となって取り組みを進めていきます。</p> <p>皆がルールを守り、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境を作るため、区・区民・事業者が「みんな」で協力して意識啓発できる仕組みづくりを行っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
295	個人	電子	260		目黒区民です。喫煙所の補助金があり、喫煙所を作ることを進めるとありますが、実際に喫煙所は増えているのが疑問です。私の知人も喫煙者ですが、喫煙所が少なくなればたばこを吸う場所がないといつも嘆いています。たばこは吸える場所で吸う分には誰にも迷惑をかけず、合法的嗜好品なのでマナーを守って吸えば良いと思っています。喫煙難民も一定数いることは理解して欲しいです。具体的にいつまでに何か所を作る予定ですか？	2	<p>●喫煙所の整備について</p> <p>区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、喫煙所の整備・拡充を進めています。</p> <p>喫煙所の整備は、場所の確保、事業者や近隣住民の理解等、様々な条件が揃って初めて実現できるものです。</p> <p>そこで、民間事業者による喫煙所の指定受入促進として、従来の整備費補助に加え令和7年度から維持管理費及び改修費の補助を開始し、区内事業者と喫煙所の整備に係る協議を重ね、今年度は新たに複数箇所の指定喫煙所の供用を開始しました。</p> <p>引き続き民間事業者等と粘り強く交渉を続け、喫煙所の整備・拡充を進めていきます。</p> <p>喫煙所の整備数に関しては、区内及び区に隣接する駅や区民からの要望等の多い場所を分析し、区民ニーズ等に基づいて社会状況の変化に応じて整備していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
296	個人	電子	261	2	<p>・駅周辺止まっても吸えないPOPがわかりづらい。他の場所ならいいと思っている人が多い。</p> <p>・いまだに路上喫煙禁止になってないのは目黒区くらい。</p> <p>・歩きたばこはやめましようの黄色いPOPが小さい。他の区のように大きくしないと誰も見ません。大体歩きスマホしています。</p> <p>・本当に歩きたばこ多い。商店街過ぎて、住宅街入るところからタバコ吸い始めます。吸い殻ポイ捨て多いです。いつも大体同じ人です。</p> <p>・とにかく中途半端なので早く全域禁止にしてください。</p> <p>・一度でいいから巡回してみてください。</p>	2	<p>●路上喫煙者減少のための施策の実施について</p> <p>自分たちのまちは自分たちできれいにするという条例に定める基本理念のもと、過料を設けて違反者を取り締まるのではなく、たばこを吸う際には、喫煙マナーを守ると意識啓発を徹底することが必要だと考え、区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行います。</p> <p>具体的には、シルバー人材センターによる啓発パトロールの実施、子どもの音声によるマナー啓発、商店街と連携したポスター掲示、事業者と連携したチラシの配布や、区内を巡回するバス等での周知、地域清掃活動団体を活用した周知など、子どもから大人まであらゆる方が一体となって取り組みを進めていきます。</p> <p>皆がルールを守り、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境を作るため、区・区民・事業者が「みんな」で協力して意識啓発できる仕組みづくりを行っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
297	個人	電子	263		目黒区民として意見をお伝えします。昨年自由が丘に喫煙所ができたことは大変ありがたいと思っています。たばこのポイ捨てもいくらか減ったように感じます。やはり喫煙所を作ることはポイ捨てを防ぐことに繋がると感じています。自由が丘は再開発もあり、これから人がさらに多くなります。喫煙所が混み合っていることが多いので多くの方が利用できるように自由が丘に喫煙所を追加していただき、そして目黒区全体としても増やしていくべきです。	2	<p>●喫煙所の整備について</p> <p>区では、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備のため、喫煙所の整備・拡充を進めています。</p> <p>喫煙所の整備は、場所の確保、事業者や近隣住民の理解等、様々な条件が揃って初めて実現できるものです。</p> <p>そこで、民間事業者による喫煙所の指定受入促進として、従来の整備費補助に加え令和7年度から維持管理費及び改修費の補助を開始し、区内事業者と喫煙所の整備に係る協議を重ね、今年度は新たに複数箇所の指定喫煙所の供用を開始しました。</p> <p>引き続き民間事業者等と粘り強く交渉を続け、喫煙所の整備・拡充を進めていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます(参考1:区の支援案を含む)							
298	個人	電子	265	1	パトロールの強化。 喫煙者に個別に告知した方が費用も抑えられ、効果も上がると思う。そこで、スマートフォン上、タバコに関連する検索をしたとき、タバコを購入した時に路上喫煙禁止区域と喫煙所の告知が出るようにした方が良いと思う。	2	●啓発パトロールの強化について 路上喫煙全面禁止の際は、委託先として検討しているシルバー人材センターの指導員に対して、接遇や安全確保の研修等を実施することを予定しています。 なお、現在、毎日(年末年始を除く)2回、7:30-9:30/17:30-19:30に実施している路上喫煙禁止区域のパトロールを、条例改正後は区内全域に拡大し、対象時間を拡充することを予定しています。 また、区民からの路上喫煙に関する相談について、電話や窓口に加え、時間と場所を問わずにご相談頂けるようオンラインフォームによる受付も検討しています。オンラインフォームに寄せられたご意見については、データとして収集・分析の上、苦情が多い場所や時間帯に応じ、効果的なパトロールを実施することを検討しています。 【環境保全課】
						4	●検索サービスを用いた喫煙者への個別周知について 現在、無数に存在するインターネット上の検索サービスにおいて、特定の単語で検索した場合に特定の文章を表示させることを区から働きかけることは困難ですが、今後の検討・研究の課題とします。 【環境保全課】
299	個人	電子	267	2	区内全域での路上喫煙禁止は、受動喫煙防止の観点から非常に重要な施策であり、小さな子を持つ親として改正案の趣旨に強く賛同します。しかし、現状の規定では「歩行中または立ち止まって喫煙する行為」に限定されており、実効性に課題があります。 実際には、路上に駐車した車両内で喫煙し、窓を開けて煙が外に流れるケースが頻繁に見られます。この場合、周囲の歩行者や子どもは路上喫煙と同様の受動喫煙被害を受けます。したがって、駐車車両内での喫煙も禁止対象に含めるべきです。 また、条例の実効性を確保するためには、違反者への過料や指導を明確化し、周知徹底することが不可欠です。単なる努力義務ではなく、喫煙者に対する罰則を伴う規定を設けることで、抑止効果が高まります。さらに、違反行為の通報窓口や、公園付近等重点監視エリアの設定など、実効性を担保する仕組みも必要です。 子どもは受動喫煙による健康被害を特に受けやすく、短時間の曝露でもリスクがあります。区民の健康を守るため、より包括的で強制力のある規制を強く要望します。	1	●オンライン相談フォームの導入について 現在、電話や窓口でのみ受付している相談についてオンラインフォームを新設し、時間を問わずお困りごとについて相談できるようにします。 路上喫煙者の目撃報告、見回り強化、啓発シートの配布・貼付、私有地での喫煙に係るご相談などをフォーム送信いただき、順次ご対応いたします。 オンラインフォームを含め、寄せられたご意見については、データとして収集・分析・公開の上、苦情が多い場所や時間帯に応じ、効果的にパトロールを実施することを検討しています。 また、パトロール実績もオンラインで公開していくことを検討しています。 オンライン相談フォームの導入については、条例改正骨子に反映します。 【環境保全課】
300	議会	書面	273	2	2頁改正骨子案(2)改正内容の②公共の場所以外で喫煙する場合に、受動喫煙防止のための配慮を明確にしますについて、受動喫煙は公共の場所以外で止まって煙草を吸う人のことを指すことが多いが、最近バイクやモペットに乗って喫煙することも公共の場所以外に吸う路上喫煙に該当しますが、実際、バイクやモペットに乗って喫煙している人もいることを踏まえ、バイクや自転車も含め、移動しながら吸うこともポイ捨てにつながるため、路上喫煙はバイクや自転車に乗って吸うことも禁止していることを明記すること。3頁参考2の図について、必要な支援をおこなうことについて骨子改正案なので、明記するのは難しいと思うが、私有地内に吸い殻のスタンドなどが設置されている場合、設置可能なスペースがあると判断した場合には、積極的に喫煙BOXの設置に関する支援があることを案内し、受動喫煙防止ができるよう、子どもたちが影響を受けない対策をセットで推進すること。	3	●喫煙所の整備等について 敷地内に吸い殻のスタンドなどが配置されており、喫煙所を整備できる可能性があるスペースを見つけた場合は、喫煙所整備補助についてご案内するとともに、路上喫煙及び受動喫煙に係るご理解を求めるチラシの配布を行うなど、子どもたちの受動喫煙防止対策の視点を持って取組を進めていきます。 【環境保全課・健康推進課】

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます(参考1:区の支援案を含む)							
301	団体	FAX	274	2	<p>平素より分煙に対するご理解とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。「目黒区ポイ捨てのないまちをみんなでつくる条例」改正骨子案に関し、喫煙者の声も代弁し、以下の通り意見を申し述べます。お取り計らいのほど何卒よろしく願い申し上げます。</p> <p>【意見】</p> <p>○区内全域路上喫煙禁止の条例施行前に、喫煙所を整備することを優先し、喫煙所が不足しているエリア(特に池尻大橋駅、祐天寺駅周辺)を含め、区内全域での喫煙環境整備を完了していただくよう求めます。</p> <p>➡喫煙所整備に向け所管の部署においても設置に向けてご対応いただいていると思いますが、まだ不足していると認識しています。喫煙所が整備されないまま、区内全域路上喫煙禁止が先行してしまえば、隠れて喫煙する方も増え、結果的に、ポイ捨ての増加や火災に繋がるリスクもあると考えます</p> <p>○駐車場や私道等の私有地で喫煙する場合には、<u>周囲の者にたばこの煙を吸わせないように配慮することを明確化するとありますが、たばこ店頭など私有地に設置している灰皿は引き続き事業者の判断で設置できるようにしていただくことを求めます</u></p> <p>➡たばこ店店頭の灰皿は周辺のポイ捨て・歩きタバコ防止に寄与しており、撤去が進めば環境悪化が懸念されます</p> <p>○指定喫煙所に対する補助制度については令和8年度以降も継続していただき、整備費補助や維持管理補助の増額など、制度の拡充を実施いただくよう求めます</p> <p>➡喫煙所を増やすためには多くの民間事業者の協力を得る必要があります。現行の制度をより充実させ、民間事業者にとって活用しやすい内容にいただき、官民連携の上、整備を進めるべきです。また、渋谷区「安全、安心なまちづくりのための大規模建築物に関する条例」のような、新たに大規模建築物を建設する際、民間事業者に喫煙場所整備を求めるような条例があれば区内の喫煙所整備も拡大していくと考えます</p>	2	<p>●喫煙所の整備について</p> <p>区では、区内全域の路上喫煙禁止に向けて、喫煙マナーの普及・啓発を全面的に見直しながら、条例改正による規制と喫煙所の整備・拡充を推進しております。</p> <p>令和7年度は、条例改正による規制に先立ち、従来の整備費補助に加え、維持管理費及び改修費の補助を開始し、喫煙所の整備・拡充を進めており、引き続きたばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備を進めていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
					2	<p>●喫煙所整備等補助の充実について</p> <p>毎月の維持管理費補助については、店舗の状況や他区との均衡等を踏まえ設定しておりますが、月々の店舗の見合い等も含め適切に対応していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>	
					5	<p>●大規模建築物を建設する際の喫煙所整備について</p> <p>渋谷区の「安全、安心なまちづくりのための大規模建築物に関する条例」は住宅を除く部分が1万㎡以上の公共性の高い大規模な建築物において、総合的に防災、通信、駐車施設なども含めて喫煙所が整備されるものであると捉えています。</p> <p>区では、喫煙所については公共性の高い施設として区が計画的に整備することや、再開発などの中で必要に応じて公共貢献として整備されることを考えており、条例に基づいて民間建築物に整備を義務付けることは現状では検討しておりません。</p> <p>【環境保全課・都市整備課】</p>	
302	議会	書面	275	3	<p>○私有地や駐車場等での喫煙やポイ捨て増加、マナーの悪化を防ぐために、携帯灰皿の持参や区民・事業所への周知・啓発に努めること。</p> <p>○2(2)③ 区内全域路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行う…の部分</p> <p>喫煙所の補助拡充については支援の側面もあるが、区内全域路上喫煙禁止に向けての必要な取り組みは、区が主体的に行うべきことである。「支援」という表現は、区が外部の取組を補助するような位置づけに見せてしまっている。実施主体としての明確な姿勢と責務を条例上に位置づけるべき。</p> <p>○パトロール体制は、シルバー人材センターに委託する予定である。パトロール時に発生しうるトラブルを予見し、警察と相談・連携して、指導員の研修や安全確保、取り締まりの強化に努めること。</p> <p>○条例を改正しても、ポイ捨てした人が見過ごされるようであれば、条例に何ら実効性もなくポイ捨ては減らない。実効性のある改正内容にしなければ意味なが</p>	2	<p>●改正後条例の周知等について</p> <p>区民・事業者への周知については、区公式ウェブサイト及び SNS での周知、区内及び隣接する駅周辺の電柱への掲示、商店街と連携したポスターの掲示、事業者と連携したチラシ配布や区内を巡回するバス等での周知、地域清掃活動団体を活用した周知等、さまざまな方法で普及啓発を図っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
					7	<p>●区の責務について</p> <p>現行条例第3条において「まちの環境美化は、自分たちのまちは自分たちできれいにするという考えの下に、区、区民等及び事業者が協働して取り組むことを基本として行わなければならない」という基本方針を定めており、区は、実施主体として自主的にまちの美化に取り組む区民等及び事業者を支援することを責務の1つに定めていますので、引き続き趣旨に沿って取り組んでいきます。</p> <p>【環境保全課】</p>	
					2	<p>●啓発パトロールの強化について</p> <p>路上喫煙全面禁止の際は、委託先として検討しているシルバー人材センターの指導員に対して、接遇や安全確保の研修等を実施することを予定しています。また、警察・関係団体との連携に努めていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>	

整理 番号	区 分	種 別	個票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます(参考1:区の支援案を含む)							
					ない。先行する自治体では、条例を知らない区外(地域外)の人たちのポイ捨てが散見されるため、目黒区民だけでなく、区外の人や観光客(桜開花時など一層強化)への周知と対応も検討すべき。	2	●区民以外の方への周知について 区民以外の方への周知については、区公式ウェブサイト及びSNSでの周知、区内及び隣接する駅周辺の電柱への掲示、商店街と連携したポスターの掲示、事業者と連携したチラシ配布や区内を巡回するバス等での周知、地域清掃活動団体を活用した周知等、さまざまな方法で普及啓発を図っていきます。 【環境保全課】
303	個人	電子	276	2	まず禁止するからには罰則を設けること。 罰金であったとしても少額ではなく数百万円等決して小さく無い金額で規定すること。実際に罰金処分した実績も作ること。 次に、実際に取り締まる為に区内で特に路上喫煙が深刻なエリアやスポットにカメラを設置して喫煙者を特定して吸い逃げさせない様な取り組みも必要だと考える。 場合によっては路上喫煙者の容貌を撮影しての通報を許可するなど、区民を巻き込んだ対応が求められると思う。 最後に、区内外への積極的な発信が必要。SNSはじめとしたネットは当然のこと、各駅に目立つ様な掲示をする、テレビといったオールドメディアの活用、喫煙者が集いやすいパチンコ店や居酒屋への掲示、周知活動を進めると言った不断の働き掛けを区民巻き込んで進めて行ける様な施策を進めてほしい。 条例の条文を読む限りは罰則が無いため、実効性が薄い様に伺えます。 パトロール等費用面での課題とはありますが、写真付きの通報を認める等の対策を取ればそれだけで抑止力になるとは思いますので、過料の徴収は明文化すべきと考えます。	5	●路上喫煙者の撮影等について たばこは、法律で認められた合法的な嗜好品です。自分たちのまちは自分たちできれいにするという条例に定める基本理念のもと、喫煙者がマナー遵守の必要性を理解し、自発的にルールを守っていただくことが重要であると考えます。 【環境保全課】
						2	●路上喫煙者減少のための施策の実施について 自分たちのまちは自分たちできれいにするという条例に定める基本理念のもと、過料を設けて違反者を取り締まるのではなく、たばこを吸う際には、喫煙マナーを守るといった意識啓発を徹底することが必要だと考え、区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行います。 具体的には、シルバー人材センターによる啓発パトロールの実施、子どもの音声によるマナー啓発、商店街と連携したポスター掲示、事業者と連携したチラシの配布や、区内を巡回するバス等での周知、地域清掃活動団体を活用した周知など、子どもから大人まであらゆる方が一体となって取り組みを進めていきます。 皆がルールを守り、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境を作るため、区・区民・事業者が「みんな」で協力して意識啓発できる仕組みづくりを行っていきます。 【環境保全課】

304	個人 電子	278	<p>3 喫煙者の中には、自由が丘駅や都立大学駅周辺などで路上喫煙が禁止されていることを標識などで知りながら、喫煙をやめるのではなく、一般の建物内や敷地内、もしくは敷地の側に入って吸う人がいます。</p> <p>その結果、タバコにアレルギーがある人にとっては、有害な煙が流れてくることで健康被害を受けるなど、不利益を被ることになります。</p> <p>このような状況を改善できる望ましい条例になるのでしょうか。</p> <p>タバコは、どこで吸っていても煙やにおいで周囲に迷惑をかけるだけでなく、吸っていない時でも体や衣服に残った臭いや吸い殻によっても人に不快感を与えるものです。</p> <p>目黒区、また他の自治体にも共通して言えることですが、喫煙禁止区域やそれ以外の場所で喫煙している人の多くは夜間に見られます。 この点について、目黒区としては夜間の対策をどのように考えているのかお伺いしたいです。</p> <p>これまで問い合わせをした際には、「午後5時～6時ごろに巡回している」との回答をいただきましたが、実際に喫煙行為が多いのは、それ以降のもっと遅い時間帯です。</p> <p>もし本気で禁煙を徹底させるのであれば、夜間の時間帯にも巡回を行う必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>港区や品川区などの繁華街では、警備員を配置して対策している事例もあります。 目黒区でも、同様に繁華街への警備員配置などの取り組みを検討していただけないのでしょうか。</p> <p>区としての「本気の姿勢」を示し、タバコアレルギーを持つ私のような区民を喫煙者からしっかり守る対策を期待しています。</p> <p>これまでの路上喫煙禁止区域の設定や「めぐろたばこルール」の制定など、区が受動喫煙防止のために取り組んできたこと自体は評価しています。 しかし、現場の実態を見ると、この条例には本当の意味で“タバコの被害者の目線”が入っていないと感じざるを得ません。</p> <p>実際、路上喫煙禁止区域でも、またそれ以外の場所でも、吸っているのは区外から来た人が多いのが現状です。 注意しても暴力的な態度を取られたり、逆ギレされたりすることが少なくありません。都度警察を呼ぶしかないものの、すぐに来るわけではなく、その間、煙を吸わされ、危険な思いをしています。 この状況は「喫煙者を取り締まる条例」ではあっても、「被害を受ける側を守る条例」にはなっていません。</p> <p>また、飲食店の外で平気で喫煙を許している光景も日常的にあります。 <u>店側が灰皿を出し、実質的な「店前喫煙所」となっているケースも多く、歩行者や子ども、アレルギー体質の人が煙を浴びざるを得ない状況が放置されています。</u> 行政が「店内禁煙」を指導しても、店外に逃げ場をつく</p>	<p>2 ●路上喫煙者減少のための施策の実施について</p> <p>自分たちのまちは自分たちできれいにするという条例に定める基本理念のもと、過料を設けて違反者を取り締まるのではなく、たばこを吸う際には、喫煙マナーを守るという意識啓発を徹底することが必要だと考え、区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行います。</p> <p>具体的には、シルバー人材センターによる啓発パトロールの実施、子どもの音声によるマナー啓発、商店街と連携したポスター掲示、事業者と連携したチラシの配布や、区内を巡回するバス等での周知、地域清掃活動団体を活用した周知など、子どもから大人まであらゆる方が一体となって取り組みを進めていきます。</p> <p>また、現在、電話や窓口でのみ受付している相談についてオンラインフォームを新設し、時間を問わずお困りごとについて相談できるようにします。</p> <p>皆がルールを守り、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境を作るため、区・区民・事業者が「みんな」で協力して意識啓発できる仕組みづくりを行っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
-----	----------	-----	---	--

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます(参考 1:区の支援案を含む)							
					<p>ってしまっは意味がありません。</p> <p>さらに見落とされがちなのが、タバコアレルギーのように、わずかな煙や臭いでも体調を崩す人たちの存在です。</p> <p>私自身、タバコの煙だけでなく、喫煙者の衣服や髪に残るにおいでも呼吸が苦しくなったり、頭痛や吐き気を起こしたりします。</p> <p>中には、タバコの箱が近くにあるだけでアレルギー反応を起こす人もいます。</p> <p>それほどまでに敏感で、命に関わることもあるのです。</p> <p>こうした被害の深刻さを前提に、条例は設計されていません。</p> <p>つまり、今の制度は「吸う人」側の行動制限には一定のルールを設けていますが、「吸わない人」「吸えない人」を具体的に守る仕組みが弱いのです。</p> <p>受動喫煙対策は「加害の抑止」だけではなく、「被害者を守る」ための体制整備が必要です。</p> <p>たとえば、暴力的・威圧的な喫煙者から市民を守る通報窓口、警備・巡回の強化、違反者への実効ある罰則の適用などです。</p> <p>また、アレルギー体質の人が避けられるように、「喫煙エリア」「非喫煙安全エリア」を明確に区分する都市設計も欠かせません。</p> <p>タバコは誰も幸せにしません。</p> <p>吸っている本人は一時的に気持ちが落ち着くかもしれませんが、その代わりに脳も体も蝕まれ、周囲を苦しめています。</p> <p>それでも吸うということは、結局「自分の快樂のために他人を犠牲にしている」ということです。</p> <p>そんな行為を“文化”や“嗜好”として認める社会であってはならないと思います。</p> <p>禁煙条例を本当に人にやさしいものにするなら、タバコを吸わない人・吸えない人・タバコに苦しめられてきた人の立場を中心に置いた設計が必要です。</p> <p>煙を出す人を罰するだけでなく、煙にさらされる人を守るための具体的手立て——それが、いま目黒区に求められています。</p>		
305	個人	電子	279	2	<p>近所の路上のいたるところに、ポイ捨て禁止シートが貼ってありますが、ポイ捨てされた吸い殻をみかけます。</p> <p>ごみ出しの場所の近くだと、大変危険です。</p> <p>役所より、シートやプレートを取り寄せ、ウチの近所の塀や道に貼りました。</p> <p>プレートは、大きくインパクトあり、よいと思いますが、シートぐらいでは、抑制力は弱いようです。</p> <p><u>路上喫煙ポイ捨て禁止を、目黒区全域に拡大することに賛成します。罰則までとれるとよいのですが。</u></p> <p>パトロールをしてくれる案については、夜中にポイ捨てる人が多いと思われるので、効果は少ないかとも思</p>	2	<p>●掲示・表示の工夫、啓発シートの充実について</p> <p>路上に貼付可能な啓発シートや掲示プレートについて、言語や年齢に関係なく情報を認識できるようピクトグラム等を活用し、希望する方に配布します。作成にあたっては、目黒のまち並みに合うもので、誰もが分かりやすいものとなるよう努めます。また、路上喫煙禁止のほか、ポイ捨て禁止の啓発シート等も作成します。</p> <p>改正後条例の周知にあたっては、区公式ウェブサイト及び SNS での周知、区内及び隣接する駅周辺の電柱への掲示、商店街と連携したポスターの掲示、事業者や区内を巡回するバス等でのチラシ配布等による周知、地域清掃活動団体を活用した周知等、さまざまな方法で普及啓発を図っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
改正内容③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことを定めます(参考1:区の支援案を含む)							
					<p>います。 喫煙禁止に開き直る人もいるかと思われます。 要所、要所に、ポイ捨て禁止のポスターなど張れないでしょうか？</p> <p>ウチの近くの道には、夜タバコ吸って(多分家中で吸えない事情)、ポイ捨てする人がいるみたいです。 パトロールでは、現場は見つけにくいと思います。 ポケット携帯灰皿(ソフト)が100円ショップでも売っています。 目黒区タバコ売り場ショップで、無料で配布してはいかががでしょうか？</p>	4	<p>●その他対策について 効果的な普及啓発の方法について、今後の検討・研究の課題とします。 【環境保全課】</p>
306	個人	電子	280	3	<p>③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行う</p> <p>「喫煙所の整備・拡充」の要望は②の回答と同様です。最も実行力のある自治体という先行例となることを期待しています。千代田区よりも踏み込んだ現実的な改正案という印象です。</p> <p>「喫煙マナーの普及・啓発」①啓発パトロールの強化、可能でしょうか？区民から相談の多い地域、私設喫煙所、駐車場、私有地もパトロールしてください。パトロールで喫煙者が注意されているシーンを目撃したことがありません。以前目黒署に相談したときは「迷わず110番してください。近くの警官が注意、パトロールします」という回答でした。職員パトロールが時間外の場合、相談・通報できる連絡先が表示してあると抑止力になり、相談もしやすくなると思います。②喫煙所への誘導。Googleマップで示すのは良いと思います。コメントで苦情も書き込めることになると思います。また区民から相談の多い地域、私設喫煙所、駐車場、私有地周辺で「公式喫煙所マップ」がわかるチラシを配布、区報に掲載、喫煙者に「公式喫煙所利用マップ」(紙でもQRコードでも)を提供するなどご検討よろしくおねがいします。「公式喫煙所利用」を利用すると電子タバコ移行推進チケットがもらえるなど、喫煙者にとっても前向きな施策があると良さそうです。③区民から相談の多い地域、私設喫煙所、駐車場、私有地周辺、タバコ店、コンビニとタバコを扱う場所全てで周知してください。</p> <p>以上、繰り返しますが、現行条例で機能しない「喫煙者に求める配慮」や「区の働き」を全て実行力のある具体的な内容にしてください。理念やお願いの発表では意味がありません。</p> <p>自動販売機設置者に空き缶回収箱設置を義務付けることも機能していません。また、目黒区に限らず、ゴミ箱の設置が少ない日本社会では、ゴミの回収場所が無いことで、ポイ捨てが広がります。生産者や行政がゴミ回収の責任を持たず、市民個人のマナーや配慮に委ねる、という本末転倒の構造が生み出しているのが、現行の条例で機能しない受動喫煙の問題です。</p> <p>喫煙者が、非喫煙者に配慮するのは当然です。非喫煙者が喫煙者の権利を奪うこともまた違いますが、現実的には配慮のない喫煙者に非喫煙者が我慢し、努力して回避している状況です。公共空間で共存するためのお互いの権利を守るためには、科学的かつ客観的なデータ、事実と同時に、機能しない喫煙者の配慮を包括的に機能させる喫煙所の整備と周知しかな</p>	2	<p>●区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うことについて 条例改正後はパトロールを区内全域に拡大し、対象時間を拡充することを予定しています。 また、現在、電話や窓口でのみ受付している相談についてオンラインフォームを新設し、時間を問わずお困りごとについて相談できるようにします。 路上喫煙者の目撃報告、見回り強化、啓発シートの配布・貼付、私有地での喫煙に係るご相談などをフォーム送信いただき、順次ご対応いたします。 オンラインフォームを含め、寄せられたご意見については、データとして収集・分析・公開の上、苦情が多い場所や時間帯に応じ、効果的にパトロールを実施することを検討しています。 また、パトロール実績もオンラインで公開していくことを検討しています。 改正後条例の周知にあたっては、区公式ウェブサイト及びSNSでの周知、区内及び隣接する駅周辺の電柱への掲示、商店街と連携したポスターの掲示、事業者や区内を巡回するバス等でのチラシ配布等による周知、地域清掃活動団体を活用した周知等、さまざまな方法で普及啓発を図っていきます。 【環境保全課】</p>
						1	<p>●事業者への指導に関するご意見について 指定喫煙所の設置責任者及び連絡先の表示については、区として設置責任者である事業者等に協力を要請することを検討しています。 また、区では指定喫煙所の要件に適切な喫煙所の管理運営についての項目を設けており、必要に応じて指導していきます。 一方で、特定の喫煙所付近の路上喫煙者を当該喫煙所の利用者と認定することは困難であるため、啓発パトロールの強化や、チラシの配布等により、路上喫煙防止に向けて取り組んでいきます。ご意見を踏まえ、チラシの配布等により周知・啓発を行っていくことについては、条例改正骨子に反映します。 【環境保全課・健康推進課】</p>
						2	<p>●公衆喫煙所及び区の指定する喫煙所について 区では、望まない受動喫煙を防止するため、非喫煙区域から空間的に分離され、たばこの煙が非喫煙区域に流出することがないように措置が講じられた密閉型喫煙所の整備を推進しており、東京都の保健医療政策区市町村包括補助事業補助金交付要綱や、平成30年11月9日付け健発1109第6号「屋外分煙施設の技術的留意事項について(通知)」に基づき、喫煙所の整備等を進めています。また、整備された喫煙所等は、定期的な清掃・点検等を実施しています。 【環境保全課】</p>
						3	<p>●喫煙所の責任者名等表示について 指定喫煙所の設置責任者及び連絡先の表示については、区から喫煙所設置責任者である事業者等に協力を要請することを検討しています。 また、区では指定喫煙所の要件に適切な喫煙所の運営についての項目を設けており、必要に応じて指導していきます。 【環境保全課】</p>

いのではないのでしょうか？ 繰り返しますが、現在進行形の課題に対処する地方自治体の義務を果たすためにも、区議、職員、外部の専門家、市民おたがい協力のもと、権利と権利のぶつかりを整理整頓し、現実的な問題が解消する改正条例の検討をお願いします。地域の問題を解決する、こうした基本的な地方自治を感じられる機会となるよう、前向きな広報・周知活動を期待します。もちろんできることは協力いたします。よろしく願いいたします。

修正追加で送信したかったのですが方法がわからないため補足の意見提出失礼致します。

③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行う

「喫煙所の整備・拡充」に関して、追加の要望です。

●●(店舗・施設名)が私設喫煙所、灰皿設置をしていましたが、ここ数日工事が入っています。改正条例案を前に、ようやく店舗内喫煙所を設置する流れと期待していますが懸念事項をまとめます。改正条例案の要望に加えます。

(1)屋内喫煙所の性能評価基準を設けること。

単に屋内だけでは意味を為しません。喫煙所として屋外に煙や臭いが漏れ出さない密閉構造、および空気清浄機を設置することを義務付けてください。掃除機と同じで排気が臭うだけでは意味がありません。また掃除機もダストパックやフィルターを掃除しないと性能が落ちます。喫煙所機能の維持、および点検を義務付けてください。

(2)屋内喫煙所の設置責任と責任者名と連絡先を表示し、喫煙所利用者の違反は設置責任者の管理責任も罰則化する。

●●(店舗・施設名)の私設喫煙所が、近隣の喫煙者にとって「吸っていい場所」の認識となっている可能性が高いです。屋内喫煙所が設置されたとしても外で喫煙していたら意味がありません。また店舗の営業時間外に屋内喫煙所が閉まっていたら、同じように外で喫煙者が集まる可能性があります。こうした責任をタバコ販売店および喫煙所設置者の管理責任として明確にしてください。喫煙所利用者の違反は、喫煙所設置責任者ともに罰則を被る厳しい内容にしてください。

マンションのエントラスと公道の間に灰皿があり、住民と通行人がタバコを吸っています。管理人および理事会に喫煙者がいることで設置されてしまっているのですが、改正条例後はこうした私設喫煙所も撤去されるべき拘束力のあるものとしてください。たまたま前に横断歩道が無いだけであり、人通りも少ない道ではありますが、特に夕方～夜以降は喫煙者が利用しています。こうしたマンションごとの会議で喫煙所の有無が決定されてしまうと、地域として、目黒区としての打ち出しが無効になります。

こういった私有地内の喫煙所も設置不可となる条例にしてください。(2)改正内容②の要望でまとめた「駐車場、私道、私有地でも煙は広範囲に流れます。実証実験をしたうえで、どの地点からどこまで煙や匂いが流れ、届くか？とどまるか？ どの段階でたばこを消せば、どの範囲の空間に影響が無いのか？ 空間および時間的な実証実験をしたうえで、実行力のある「配慮」を「明確化」してください。」という部分とリンクします。

以上補足とさせていただきます。

5 ●喫煙所利用者の違反に対する罰則等について

たばこは、法律で認められた合法的な嗜好品です。喫煙所利用者の違反に対する、喫煙所設置責任者への罰則等は検討しておりません。区では、自分たちのまちは自分たちできれいにするという条例に定める基本理念のもと、喫煙者がマナー遵守の必要性を理解し、自発的にルールを守っていただくため、周知・啓発に努めます。

【環境保全課】

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
その他(全体へのご意見等)							
307	個人	電子	16	3	<p>(1)喫煙所を作るのであれば、密閉型にして横を通行しても受動喫煙しないようにしてほしい。</p> <p>(2)犯罪心理学の観点から見て、ルールを守らない人にルールを守らせる方法は、何かしらのペナルティがあること、悪いことの成功体験を積ませないことが重要です。パトロールは路上喫煙禁止の啓発だけでなく、過料を徴収することが違反者を増やさないために有効な手段です。パトロール要員に過料徴収の権限を与え、手続きもその場で完結するような簡単な仕組みにする。例えば、クレジットカード決済や、QRコード決済ができる端末を導入し、現金を持っていなくても確実に徴収できるようにしたり、身分証を持っていなくても現行の違反を確認できれば、過料の徴収ができるようにするなどです。現在の条例では科料が定められているため、科料徴収の手続きが煩雑で、実効性がないことが問題だと思います。今回の条例改正を機に、実効性のあるペナルティに変えて欲しいと思います。</p> <p>(3)過料の徴収は路上喫煙だけでなく、ポイ捨ても対象とする。ポイ捨てはタバコだけでなく、ゴミも含める。</p> <p>(4)パトロール要員の報酬は基本給+徴収できた過料の何%というふうに、インセンティブを与えることで、違反を見つけても見て見ぬふりするパトロール要員を減らすことができると思います。</p>	7	<p>●ポイ捨ての罰金について</p> <p>既に現行条例第7条第1項において「何人も、公共の場所にみだりに吸い殻、空き缶等を捨ててはならない。」と定め、第11条第1項においてポイ捨てした違反者への勧告、第12条第1項で命令、第15条で指導・勧告を経て命令に従わない悪質な者に対して罰則(30,000円以下の罰金)を定めており、趣旨に沿って取り組んでいるところです。</p> <p>条例の意図が正しく伝わるよう、周知の工夫を図っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
308	個人	電子	17		<p>子供を持つ親として、歩きタバコや路上喫煙者がいない街になって欲しいと日々切に願っています。</p>	2	<p>●改正趣旨について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
その他(全体へのご意見等)							
309	個人	電子	18		<p>ずっと気になっている喫煙場所があります。</p> <p>●●(店舗・施設名)の前に灰皿が置かれていて常時自由に喫煙者たちが集まって来てはそこでタバコを吸っています。灰皿が置かれている歩道は大変狭い。</p> <p>「今日は三人も吸っているから息を止めて通り過ぎよう」と思って大急ぎでなるべく離れながらタバコの煙を吸わないように息を止めて通り過ぎなければなりません。</p> <p>帰り道は店舗の前を見て喫煙者がいるかどうかを確認。</p> <p>もしいたら少しでも離れて煙を避けなければなりません。</p> <p>私1人だけならまだしも、孫を連れて歩いて通るときやもっと小さい孫をベビーカーに乗せているときは絶対に回避したい場所で、避けるのが大変です。小学生がタバコを避けて私と同じようにそこから少し離れる姿を何度も見えています。</p> <p>多いときは4人並んで吸っているのを何度も見えます。なぜ公道での喫煙が波動で許されるのでしょうか？</p> <p>30代の娘にこの「煙くて迷惑な駅に向かう途中の店舗の話」をすると「そんなの私が子供の時からタバコ吸う場所になっていてずっと迷惑だった」と言っていました。いつから狭い歩道で堂々と喫煙所になっているのかは覚えていませんが、かなり長期間このおかしな疑問に思う状況が続いています。</p> <p>路上喫煙禁止になれば、晴れてこの公道なのにノンモーターには迷惑な煙い場所も禁止されるのでしょうか。</p> <p>今すぐにもタバコやだから許される？特権？のような迷惑な喫煙所を禁止にしてほしいです。</p> <p>近所に人に話すとみんな「あそこは迷惑」と認識しています。</p> <p>が、今まで公に意見を言いたくても言う場もなく、わざわざ店舗に言うとか区役所にお尋ねする、とかいう行動には出られませんでした。長いことずっと不快に思っているオープンな喫煙所。煙くない場所を確保してほしいです。</p> <p>よろしくご検討のほどお願いします。</p>	2	<p>●店舗に対するご意見について</p> <p>ご意見いただいた店舗については、煙の漏れない形で指定喫煙所として整備しました。引き続きたばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備に取り組んでいきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
310	個人	電子	26	3	<p>路上喫煙の禁止に賛同します。喫煙所も減らしていると思います。特に自由が丘駅の線路下の喫煙所付近を通過する際、タバコの煙でとても不快です。九品仏緑道の雰囲気も台無しです。駅の両側にアクセスするにあたって重要な場所なので、あの場所からは撤去いただきたいです。ご検討よろしくお願ひいたします。</p>	6	<p>●喫煙所へのご意見について</p> <p>当該喫煙所は、世田谷区が管理・運営する「自由が丘駅南口(九品仏川緑道)指定喫煙場所」かと存じますので、世田谷区環境政策部環境保全課にご意見の趣旨をお伝えいたします。</p> <p>【環境保全課】</p>
311	個人	電子	30		<p>路上喫煙が本当に多いです。</p> <p>歩いて吸っている人の周り、かなりの範囲で煙が漂ってきます。</p> <p>道を変えてこちらが避けなければならないのは何故か。ルールを守ってほしいです。</p> <p>また、家の中で吸うのを避けるために家の外で吸っている人も多いです。敷地内で吸っているのも良いと思うのかもしれませんが、その煙は公共の道路まで流れています。</p> <p>パーシモンホールの裏にある喫煙所は前から疑問で、ただ灰皿が置いてあるだけで、出入りするたびに必ず煙を吸うことになります。</p> <p>早く改善を求めます。</p>	2	<p>●ルールを守っていただくための区の対策について</p> <p>喫煙者の方にルールを守っていただくため、区公式ウェブサイト及びSNSでの周知、区内及び隣接する駅周辺の電柱への掲示、商店街と連携したポスターの掲示、事業者や区内を巡回するバス等でのチラシ配布等による周知、地域清掃活動団体を活用した周知等、さまざまな方法で普及啓発を図っていきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
					2	<p>●喫煙所について</p> <p>関係所管等と連携しながら対応します。</p> <p>【環境保全課】</p>	

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
その他(全体へのご意見等)							
312	個人	電子	31		最近、個別にゴミネットを出す家があります。 1つには、ゴミネットの出し入れの当番を嫌がるのが原因です。 これは、全く関係ない家、指定住民以外の家がそこにゴミを出すことに起因します。 これによりゴミネット出し入れ当番家は指定住民以外の家の為に当番をしている訳ではない！という問題が発生します。(出す家では清掃事務所に許可を取っていないケースもあります) さらに清掃事業者の負担にもなります。 一度、この現況を広報して指定住民以外に注意を促して頂きたい。	6	●ゴミネットについて 担当所管に伝えます。 【環境保全課】
313	個人	電子	36		向原小学校近くの●●(店舗・施設名)で喫煙している人が多く、さすがに学校の目の前なのでやめて欲しい。健康被害に子供達があってしまう。 また桜並木でタバコを吸う高齢者、歩きタバコイコスもよく見かけ、民度が低い区に感じる。	2	●店舗について ご意見いただきました店舗については、喫煙所整備補助についてご案内するとともに、路上喫煙及び受動喫煙に係るご理解を求めるチラシの配布を行うなど、子どもたちの受動喫煙防止対策の視点を持って取組を進めていきます。 【環境保全課・健康推進課】
314	個人	電子	44	2	・素晴らしい案だと思います。前向きな取り組みに感謝します ・喫煙所は安易に増やさず熟考いただきたい。喫煙所の周囲では空き缶などゴミの散乱、飲酒を含む集会などができるおそれがあると感じます ・どうしても喫煙所を増やす場合、既設のパチンコ店内に作る/増設するなど、子どもが近づかないエリアがよいと思います ・私の周囲では大通りよりも住宅街や駐車場の陰、高架下など、人出が目立たない場所で歩きタバコやポイ捨てが目立ちます。そちらもパトロール強化されると良いと思いました ・私の周囲ではベランダや自宅前公道での喫煙者が目立ち、周囲に臭いが届きます。防止できる啓発案内を希望します ・喫煙者との共存は第一歩だと思います。今後、徐々に喫煙者を減らしていく方向で取り組みがあると良いと思います	3	●禁煙対策に関するご意見について 区の健康増進計画である「健康めぐろ21」において、「受動喫煙防止の推進」を定めており、受動喫煙が及ぼす健康への影響について普及啓発を行うとともに、区の施設において禁煙を進めるなどの取組を行っています。 【健康推進課】
315	個人	電子	45	3	私は、今回の区内全域の路上喫煙禁止に全面的に賛成いたします。その上で、以下の点をぜひ条例に盛り込んでいただきたく、意見を提出させていただきます。 1. 区内全域での路上喫煙禁止について	5	●販売の制限について たばこは法律で認められた合法的な嗜好品であり、特定の企業の営業活動に対し、区が何かを申し上げる立場にありませんので、意見の趣旨に沿うことは困難です。 【環境保全課】

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 番号	検討結果(対応策) 【所管課】
その他(全体へのご意見等)							
					<p>特定の駅周辺のみならず、目黒区全域において路上喫煙を禁止する方針は極めて有意義であり、健康的で清潔なまちづくりに大きく貢献するものと考えます。現在も喫煙者によるマナー違反は散見されており、限定的な指定区域だけでは十分に機能していません。全域禁止こそが、区民の安心・安全の確保につながるものと確信しております。</p> <p>2. 未成年が立ち入る施設における販売の制限について コンビニエンスストア等、未成年が日常的に立ち寄る施設においてのたばこの販売は、無意識に喫煙行動を肯定的に印象付ける可能性があります。販売場所の見直しや、表示の徹底、ゾーニングなど、販売についても積極的な条例化を希望します。</p> <p>3. 歩きたばこに対する厳罰化 歩きたばこは火傷や衣服の損傷、受動喫煙などの実害を伴う「迷惑行為」ではなく「危険行為」です。抑止効果を高めるためにも、初回で5万円、再犯ごとに増額される罰金制度の導入を検討していただきたいと考えます。</p> <p>4. 喫煙所の再検討と撤去の方向性 近年では、駅前などの喫煙所に行列ができる光景も見られますが、これは子どもたちに「タバコは我慢してでも吸う価値のあるもの」と誤認させるリスクがあります。 また、喫煙所付近での受動喫煙の被害も無視できません。必要最小限にとどめ、将来的には段階的撤去も視野に入れるべきです。</p> <p>5. 禁煙の啓蒙活動の強化 私は過去に長年喫煙を続けていましたが、禁煙して10年が経ちます。それでもなお、喫煙由来の気管支疾患による医療費負担が続いています。喫煙の健康被害は想像以上に大きく、本人だけでなく社会保障費全体にも影響を及ぼします。若年層への啓蒙を含め、禁煙に向けた啓蒙活動の強化を強く希望します。以上の観点から、目黒区の条例改正のさらなる前進を期待しております。国際的に見てもクリーンで誇れる区であり続けるために、目黒区が時代をリードする存在になることを願っております。</p>	3	<p>●禁煙対策に関するご意見について 区の健康増進計画である「健康めぐろ21」において、「禁煙支援の推進」を掲げ、喫煙や受動喫煙が及ぼす健康への影響についての正しい知識の普及や、禁煙希望者への相談支援など、禁煙支援及び受動喫煙防止に向けた取組を推進しています。 現在、禁煙治療の開始を後押しするために禁煙外来にかかる治療費の一部助成制度を行っています。 ご意見を踏まえて、若年層等への一層の働きかけについて検討していきます。 【健康推進課】</p>
316	個人	電子	46		<p>通り沿いに●●(店舗・施設名)があります。</p> <p>その店の前に灰皿があるため 昼夜を問わず、喫煙者がそこでたばこを吸っています。 大人だけでなく子供も通る場所です。 ほんの数分でも、吸わない者にとっては苦痛です。 喫煙を禁止するか、灰皿の位置を移動するなどして、なんとかしていただきたいと思えます。</p> <p>喫煙所を設ける際、どこに設けるかがかなり重要になるかと思えます。 中目黒駅前の喫煙所についても、南改札からGTプラザへ向かう通り道なので できれば変更していただきたいです。</p> <p>路上での歩きたばこにも頻繁に遭遇しますが 喫煙者はたいてい男性で、注意しづらい場合が圧倒的に多いです。 ただ禁止を謳うだけでなく、しっかりと効力をもつ方法で実施していただきたいです。</p>	2	<p>●店舗に対するご意見について ご意見いただいた店舗については、煙の漏れない形で指定喫煙所として整備しました。引き続きたばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備に取り組んでいきます。 なお、中目黒駅南改札からGTプラザへ向かう通り道にあった公衆喫煙所については、廃止の上、煙が流出することがないように措置が講じられた密閉型喫煙所を整備しました。 【環境保全課】</p>
						2	<p>●効力ある施策の運営に関するご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】</p>

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
その他(全体へのご意見等)							
317	個人	電子	54		賛成です。 ただ、現在でも路上喫煙禁止区域で吸われている方が多くおります。 路上喫煙禁止区域の飲食店でも店前の道に灰皿を置いている店舗も多くあります。 条例改正と共に、実際に運用がされるところまでご検討いただきたいです。 よろしく願いたします。	2	●ご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
318	個人	電子	55		柿の木坂交番バス待ちの時や●●(店舗・施設名)付近のガードレールでは紙タバコを吸ってるおじさんを時折見かけます。 路上ではないですがバス停近くの会社さんも喫煙場所が道路付近なので結構匂いがします。	2	●ご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
319	個人	電子	61		全域禁止は理想的だが、禁止に伴う喫煙所の設置費やメンテナンス費が持続的にかかること、また、設置箇所が少ない場合、禁止をして規制をしても喫煙禁止区域での喫煙が起こるので無意味なのではと、某区を見て思う。	2	●ご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
320	個人	電子	69		外のどこでもタバコは、吸ってほしくない。 家の人を守るため？か、外で吸ってる人がいるが、気付かずに、受動喫煙してしまう場合があり、とても不愉快。 歩きタバコも、知らずに風下に入ってしまうと受動喫煙してしまうことがある。あわてて走って風上に行く。 共存などできないと思う。 空間が、しきられただけの喫煙場所も意味がない。通る時に息を止める必要がある。 どうしても吸いたければ、自分の部屋でのみ吸って欲しい。	2	●ご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
321	個人	電子	75	3	路面店の飲食店等が店先に灰皿を設置して路上にはみ出て喫煙している等が見受けられます。 店内で吸えない様にしているのはわかりますが、路上に出て吸っていたら誰への配慮がわからなくなります。 <u>路上喫煙者への罰則を強化して飲食店での喫煙の緩和や喫煙所の設置を多くして欲しいです。</u>	4	●禁煙対策に関するご意見について 飲食店等の店内については、健康増進法等で規制が定められており、原則禁煙とされていますが、要件・技術的基準を満たした喫煙専用室等を設置することができるとされています。喫煙場所を屋外に設ける場合には、健康増進法等において、受動喫煙を生じさせない場所とするように配慮する義務が定められています。今回の条例改正においても、公共の場所以外で喫煙する場合は周囲の者にたばこの煙を吸わせないように配慮するよう明確化していきます。罰則を強化することは、運用面や効果の点からの課題がありますので検討していませんが、啓発パトロールの強化やチラシの配布等により、飲食店等に対して、受動喫煙防止に向けて理解を求めていきます。 【環境保全課・健康推進課】
322	個人	電子	76		町会で月に一度町内のごみ拾いをしていますが、タバコの吸殻のポイ捨てが非常に多いです。我が家は生け垣の中にまで吸殻をポイ捨てされるので火災も怖いです。歩きタバコもポイ捨てもやめてほしいです。	7	●歩きタバコやポイ捨てについて 歩きタバコは「めぐろたばこルール」で禁止しており、ポイ捨てについても、現行条例第7条第1項において「何人も、公共の場所にみだりに吸い殻、空き缶等を捨ててはならない。」と規定し、禁止しています。マナーを守ってもらえるように、周知・啓発に努めていきます。 【環境保全課】
323	個人	電子	78		前々から喫煙者の方が上記の場所特に道路にて、喫煙されているという状況に遭遇した際は必ずと言っていいほど煙を吸ってしまい、酷い時には数秒止まらないくらい咳をしていましたので、とても不快に思い今回こちらに入力させていただきましたぜひ推し進めていただきたいと思います。 よろしく願いたします。	2	●ご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
その他(全体へのご意見等)							
324	個人	電子	80		自宅の前に吸い殻をポイ捨てされて迷惑しています。通学路でもあり、歩きタバコ含めて気になります。	7	●歩きタバコやポイ捨てについて 歩きタバコは「めぐろたばこルール」で禁止されており、ポイ捨てについても、現行条例第7条第1項において「何人も、公共の場所にみだりに吸い殻、空き缶等を捨ててはならない。」と規定し、禁止しています。マナーを守ってもらえるように、周知・啓発に努めていきます。 【環境保全課】
325	個人	電子	81		タバコのポイ捨ては美観、健康、安全面からも止めるべきです。	7	●たばこのポイ捨てについて 既に現行条例第7条第1項において「何人も、公共の場所にみだりに吸い殻、空き缶等を捨ててはならない。」と規定し、趣旨に沿って取り組んでいるところです。 引き続き、条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
326	個人	電子	87		自宅がバス通りから一本入った道にあり、駅に徒歩で向かう人が利用しているようです。静かな住宅街なので人とすれ違う事も無いからか、この道を「歩きながらの喫煙所」としている人が見受けられ、道の端に吸い殻を投げ捨てています。ゴミ捨てで出た際にタバコの臭いが残っていて非常に不快です。先日はお隣と利用しているゴミ捨てスペースの黄色いネット上に吸い殻があり憤りを感じました。もしもネットが燃えていたら明らかに放火です。火災の危険がありました。本当にやめてほしいです。どうすれば、歩きタバコをやめて頂けるか教えてください。	7	●歩きタバコについて 歩きタバコは「めぐろたばこルール」で既に禁止されています。マナーを守ってもらえるように、周知・啓発に努めていきます。 【環境保全課】
327	個人	電子	88		臭くて、健康に悪いのでとても迷惑しています。絶対禁止にしましょう。	2	●ご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
328	個人	電子	89		ぜひお願いします 私 83 歳ゴミだしのとき区の樹木の下やゴミ収集場所や学童通路などにポイ捨てがある見かけたら拾い処分しているこれから冬風で火事につながりも心配する ぜひ中止私 30 年も喫煙者でしたのでポイ捨てタバコ見るたび腹立ちます。よろしくお願いします	2	●ご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
329	個人	電子	92		自分も喫煙者ですが路上喫煙には反対です。外出中は喫煙できる場所で喫煙してもらいたいです。ただ、路上喫煙だけでなく路上飲酒も禁止してもらいたいです。よく酒類の缶が最寄り駅周辺で置きっぱなしになっているのを見かけます。路上喫煙、路上飲酒ともに公共の場でのトラブルや清掃して下さる方に迷惑だと思います。	2	●路上喫煙禁止について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
						7	●路上飲酒について 現時点で、路上飲酒の禁止は検討しておりませんが、既に現行条例第7条第1項において「何人も、公共の場所にみだりに吸い殻、空き缶等を捨ててはならない。」と規定し、酒類の缶のポイ捨てを禁止しております。まちの環境美化のため、引き続きポイ捨て防止に係る周知・啓発やまちの清掃活動に努めていきます。 【環境保全課】
330	個人	電子	93		いつもすみやすい街を考えてくださりありがとうございます。 子供がまだ小さいのですが、歩きながら喫煙する人がたまにいらっしやるので路上では控えてもらいたいです。 また受動喫煙も嫌なので屋外では自粛してほしいです。 吸わない人の権利も守っていただきたい。	2	●ご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】

整理 番号	区 分	種 別	個票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
その他(全体へのご意見等)							
331	個人	電子	105		路上喫煙禁止という貼り紙の前ですら喫煙者を見かけます。また、歩きタバコもかなり見受けられます。外から遊びに来られた方よりも、区内で働いているのかなという方が多いように感じます。厳密にはわかりませんが…お昼休みの時間帯に見かけたり、飲食店の従業員がお店の前で…など。ポイ捨てもよく見かけます。一方で、自宅マンションのベランダや子供部屋にいるときに、おそらく同じマンションのベランダで吸っている方の煙が流れてくるときがあります(マンション内全て禁煙)、在住者は近所の目があるので街中では控えて自宅でこっそり解禁している方もいそうで、それも困るなと思っています。 喫煙者用のブースと、ブース内で禁煙啓発、禁煙外来助成など、短期的な分煙対策と共に根本的に喫煙者を減らせる対策も期待します。(たとえば、喫煙をファッションと捉える若い方や飲食関係者に向けて、芸能事務所等とのコラボで啓発や、短期的な行動変容を促すナッジを活用するなど…)	7	●歩きタバコやポイ捨てについて 歩きタバコは「めぐろたばこルール」で禁止されており、ポイ捨てについても、現行条例第7条第1項において「何人も、公共の場所のみだりに吸い殻、空き缶等を捨ててはならない。」と規定し、禁止しています。マナーを守ってもらえるように、周知・啓発に努めていきます。 【環境保全課】
						3	●禁煙対策に関するご意見について 区の健康増進計画である「健康めぐろ21」において、「禁煙支援の推進」を掲げ、喫煙や受動喫煙が及ぼす健康への影響についての正しい知識の普及や、禁煙希望者への相談支援など、禁煙支援及び受動喫煙防止に向けた取組を推進しています。 現在、禁煙治療の開始を後押しするために禁煙外来にかかる治療費の一部助成制度を行っています。 ご意見を踏まえて、若い世代や喫煙者への一層の働きかけについて検討していきます。 【健康推進課】
332	個人	電子	108		自室、喫煙可能エリア以外での喫煙は許可しない。屋外、路上喫煙した場合、かなりの確率でポイ捨てされる為。	2	●ご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
333	個人	電子	115		近くの●●(店舗・施設名)前に灰皿が置いてあり、喫煙する人が多くいる。 子供の登下校に使用する場所となっていて、登下校の時間であっても喫煙している人がいるのでやめてもらいたい。 駅までの道でも歩きタバコは多いのもっと注意喚起して欲しい。	2	●注意喚起等の周知・啓発について 自分たちのまちは自分たちできれいにするという条例に定める基本理念のもと、過料を設けて違反者を取り締まるのではなく、たばこを吸う際には、喫煙マナーを守ると意識啓発を徹底することが必要だと考え、区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行います。 具体的には、シルバー人材センターによる啓発パトロールの実施、子どもの音声によるマナー啓発、商店街と連携したポスター掲示、事業者と連携したチラシの配布や、区内を巡回するバス等での周知、地域清掃活動団体を活用した周知など、子どもから大人まであらゆる方が一体となって取り組みを進めていきます。 また、現在、電話や窓口のみ受付している相談についてオンラインフォームを新設し、時間を問わずお困りごとについて相談できるようにします。 皆がルールを守り、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境を作るため、区・区民・事業者が「みんな」で協力して意識啓発できる仕組みづくりを行っていきます。 【環境保全課】
334	個人	電子	117		余りにもモラルが無い人が多く見られます 家族(両親、お爺さん、お祖母さん)が悪い事をして見ても見て見ぬふりをして何もすっかり注意をしない 通りを歩いていても前から来る人が誰が見たって避けないとぶつかってしまうに避けようとする仕草すらしません (傘をさしていても同様) 小学生(特に私立)が電車の中で周りの人の迷惑も顧みずランドセルを当てて移動する 大人も子供もすいませんの一言も無い 人は気遣いの中で生活していると思います 親しき仲にも礼儀ありでね 結果として喫煙者にもモラルが無くて当たり前です しっかりルールを厳しくしてやらないと将来大変な事になります	2	●ご意見について 路上喫煙は、自分たちのまちは自分たちできれいにするという条例に定める基本理念のもと、過料を設けて違反者を取り締まるのではなく、たばこを吸う際には、喫煙マナーを守ると意識啓発を徹底することが必要だと考え、区全体で「喫煙マナーの普及・啓発」を行います。 具体的には、シルバー人材センターによる啓発パトロールの実施、子どもの音声によるマナー啓発、商店街と連携したポスター掲示、事業者と連携したチラシの配布や、区内を巡回するバス等での周知、地域清掃活動団体を活用した周知など、子どもから大人まであらゆる方が一体となって取り組みを進めていきます。 また、現在、電話や窓口のみ受付している相談についてオンラインフォームを新設し、時間を問わずお困りごとについて相談できるようにします。 皆がルールを守り、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境を作るため、区・区民・事業者が「みんな」で協力して意識啓発できる仕組みづくりを行っていきます。 【環境保全課】

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
その他(全体へのご意見等)							
335	個人	電子	122	2	現状維持でいいと思います。 こういったものは大多数の非喫煙者が賛成するというが他区でも傾向的にあるので、慎重に検討してください。 <u>禁止するのであれば、きちんと税金を投入して喫煙できるエリアを増やさないと単なる締付となり実効性も担保されないままポイ捨ての増加や隠れた場所での喫煙の増加など臭いものに蓋をするだけとなります。</u>	4	●ご意見について 受動喫煙への配慮等が必要なため、まずは今回の条例改正により、マナーとして路上喫煙を禁止することを検討しています。 今後につきましても、社会状況の変化等に応じて適切に対応していきます。 【環境保全課】
336	個人	電子	125		毎朝、路上に捨てられたたばこを見ない日はない。なかには火を消さないまま捨てている者もいる。一定数モラルを守れない人がいる以上、ポイ捨てを防ぐ条例を改正し、根絶を目指してほしい。また、条例を改正する以上、予算を確保して遵守させるための具体的な方策をとってほしい。条例を改正しただけでは改善しない。	2	●ご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
337	個人	電子	127		以前はそのようなことはなかったのですが、最近ワンルームマンションが増えたせいか、路上にタバコの吸い殻が毎日のように落ちています。種類が幾つかあるようなので、1人ではなくて複数人かと思います。まとめて捨てたのか数本まとめて落ちてたこともありましたが、歩きながら吸っている人を見た事はないのですが、例え見かけても、注意するには勇気が要ります。なぜ吸い殻を持ち帰らないのでしょうか。近所の方々は皆様、毎朝道路をお掃除しますが、葉っぱなら自然なことですが、吸い殻は迷惑です。 いま知ったのですが、中目黒から自由が丘にかけて路上喫煙禁止なのに、祐天寺は入っていないんですね。なぜでしょう？区内全域を喫煙禁止にして欲しいと強く望みます。	2	●ご意見について 路上喫煙禁止区域外の駅は、地域ごとの事情により禁止区域の指定には至っていませんでしたが、このたび、社会情勢の変化等も踏まえ、区内全域の路上喫煙禁止に向けて検討を進めています。 【環境保全課】
338	個人	電子	130		大賛成です。	2	●賛成とのご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
339	個人	電子	131	2	<u>目黒区全域路上禁煙賛成です。</u> <u>ポイ捨て禁止。</u> <u>家の周りにタバコ吸い殻毎日落ちてます。</u> <u>罰則を厳しくしてほしいです。</u> <u>法整備をお願いいたします。</u> 犬のおしっこ問題も同様にあります。 家の玄関前に、タバコ吸い殻、おしっこのダブルパンチです。 悲しい事に、目黒区の品位が落ちてます。	3	●犬の糞尿について 区では、犬の糞放置については、昨年度から区内全域において土日を含め毎日定期的にパトロールを実施(年末年始除く)し、苦情が多い場所には重点的にパトロールを実施しています。また、「犬のフン放置」を禁止する啓発シートを配布しているほか、マナー向上のため「犬の飼い方セミナー」等を継続して実施しています。今後も犬の糞尿に対しては同様の取組を推進していきます。 【環境保全課・生活衛生課】
340	個人	電子	133		いいと思う。タバコを吸っている人を見るとムカつくし、なにしろ自分は肺腺癌にかかっているから煙(無煙でも)きつい。	2	●ご意見について 受動喫煙防止の観点も含めた環境整備に努めていきます。 【環境保全課】
341	個人	電子	139	2	路上喫煙禁止大賛成です。 喫煙は当人だけでなく周囲にも健康被害をもたらします。 タバコにおいて不愉快にもなります。 大幅な税引き上げについて国へ要望してください。	4	●たばこ税の引き上げについて たばこ税は普通税(一般の行政に広く活用される税金)であり、目的税(使い道が特定の目的に限定されている税金)ではありませんが、国では、今後の防衛力強化に係る財源として、たばこ税の引上げを予定しています。 区は、現在、路上喫煙対策を含む健康被害抑制を目的としたたばこ税の引上げについて国に対して要望する予定はありませんが、ご意見の趣旨を踏まえ、今後の検討・研究課題とします。 【環境保全課・税務課】

整理番号	区分	種別	個票No.	枝番	要旨	対応区分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
その他(全体へのご意見等)							
342	個人	電子	140	2	昔程酷くなくなりましたが、家がバス停の前の為、タバコの吸い殻のポイ捨てが今もあります。もっと困っているのは、隣家の人が窓際でタバコを吸って吸い殻をうちの庭にポイ捨てする事です。火事が心配です。隣人ですが、いつの間にか住んでいる様で名前もしりません。路上(うちの前や隣家の前の歩道)に出て吸っているのをみかけます。小さい孫も来ますので、歩いていて子供の顔のあたりに歩きタバコの火が来ると思うと心配です。 <u>渋谷区などはだいたい前から路上タバコ禁止だったので、なぜ目黒区は禁止にならないのでしょうか？早く禁止になって欲しいです。</u>	7	●歩きタバコやポイ捨てについて 歩きタバコは「めぐろたばこルール」で禁止しており、ポイ捨てについても、現行条例第7条第1項において「何人も、公共の場所にみだりに吸い殻、空き缶等を捨ててはならない。」と規定し、禁止しています。マナーを守ってもらえるように、周知・啓発に努めていきます。 【環境保全課】
343	個人	電子	142		個人的にはタバコの煙、匂いで咳き込んでしまうので、決められた場所での喫煙をお願いしたいです。路上であっても通勤路では逃げ場もなく、息を止めていても限界があり強制的に煙を吸い込まさるので、地獄です。また、目の前でポイ捨てされた吸い殻に、まだ、火が付いているのを目撃すれば、自分の靴で消さなければならず、なんとも理不尽な気持ちです。喫煙はニコチン中毒であり、自分の意思では如何ともしようがないという事ですが、なんとか、最低限のマナーを守ってほしいです。ただ、目撃して、注意喚起や通報をして、報復されるの恐怖でただ日々泣き寝入りの状態です。	2	●ご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。マナーについては、引き続き周知啓発に努めていきます。 【環境保全課】
344	個人	電子	147	2	基本的には賛成ですが、喫煙場所が囲いだけでは余計に煙いだけですので喫煙室を作り煙を出さないようにしてほしい。 <u>自由が丘の喫煙場所なんて大勢が喫煙し周りを歩くのもつらいですが、駅前の通路なので通らないわけには行かず迷惑の上ないです。ちゃんと現場視察して下さい。</u> また、禁煙の飲食店の客が店を出て喫煙している場合が多いですが、路上喫煙が禁止になることにより店内で喫煙させる店が増えてしまわないか心配です。路上よりもむしろ店内の禁煙の徹底をお願いしたいです。	3	●店内での喫煙について 健康増進法等に基づき、飲食店は原則禁煙とされていますが、要件・技術的基準を満たした場合、店内に喫煙専用室等を設けることができることとされています。基準を満たしていない店舗について、お声が寄せられた場合には確認し、指導を行っています。 【健康推進課】
345	個人	電子	152		大岡山駅の改札出てすぐ前にある喫煙所は目黒区と大田区両方の持ち物なんでしょうか？乳児から老人までが行き交う所で、駅上には東急病院も在るため具合悪い人も通る場所です。設置するべきではない所と思います。マナーが悪い人も多く引き戸をきちんと閉めていないのを見る日もあります。煙の嫌な臭い、私は息することを堪えて通っています。駅前の3方向のベンチ周りには吸い殻、食品の空き袋等のゴミも見受けられます。	6	●大岡山駅の喫煙所へのご意見について 当該喫煙所は、大田区が管理・運営する「大岡山駅前公衆喫煙所」かと存じますので、大田区環境政策担当にご意見の趣旨をお伝えいたします。 【環境保全課】
346	個人	電子	155		喫煙場所で喫煙すべき	2	●ご意見について たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現のため、喫煙所への誘導を含めマナー啓発に努めていきます。 【環境保全課】
347	個人	電子	159	3	目黒区内全域での路上喫煙禁止に賛成します。また受動喫煙による健康被害防止のための対策をしっかりして欲しいです。 <u>路上喫煙については私道についても明確に禁止区域として欲しいです。</u>	3	●受動喫煙対策について 区の健康増進計画である「健康めぐろ21」において、「受動喫煙防止の推進」を定めており、受動喫煙が及ぼす健康への影響について普及啓発を行うとともに、区の施設において禁煙を進めるなどの取組を行っています。 また、飲食店等において、健康増進法等に基づく指導・助言を行っており、引き続き、受動喫煙防止に向けた取組を進めていきます。 【健康推進課】

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
その他(全体へのご意見等)							
348	個人	電子	160		賛成です。しかしながら、都立大学駅周辺において、路上喫煙をしている人はほぼいません。それよりも、呑川沿いの駐輪場となっている遊歩道内では自転車走行が横行しており、こちらの危険除去の方が優先ではないかと思えます。	2	●賛成とのご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
						6	●自転車走行のご意見について 担当所管に伝えます。 【環境保全課】
349	個人	電子	166	2	区内全域路上喫煙に賛成。たばこ販売店に対する規制が必要。また周辺区に対しても同様な措置が必要。	1	●事業者に対するご意見について 事業者に対する規制を新たに設けることはありませんが、チラシ配布等により、機会を捉えて、路上喫煙や受動喫煙の配慮について理解を求めています。ご意見を踏まえ、チラシの配布等により周知・啓発を行っていくことについては、条例改正骨子に反映します。 【環境保全課】
350	個人	電子	173		全面的に賛成します。1日も早い条例改正及び法の施行を期待しています。	2	●ご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
351	個人	電子	175	2	路上喫煙禁止に賛成です。夜中は特に歩きタバコを含め、路上喫煙が本当に多いです。後ろを歩くと受動喫煙をしているような形になります。また、朝は落ち葉を掃きますがその中に吸い殻は必ずありますし、数十個の吸い殻がばら撒かれていることもあり、困っています。	2	●ご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
352	個人	電子	178		●●(店舗・施設名)の裏手でコンクリートの塀に座って喫煙する方がいます。家には乳児がいるため、匂いが洗濯物に付いたり、窓から煙の匂いが部屋に入ってきて、窓が開けられなくて困っています。他にも、●●(店舗・施設名)の方が、喫煙しながら近所を毎日徘徊するため大変迷惑しています。	2	●店舗に対するご意見について ご意見いただきました場所や店舗につきましては、関係各課と情報を共有し、連携しながら機会を捉えて対応していきます。 【環境保全課】
353	個人	電子	179		全面的に賛成いたします。	2	●賛成とのご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
その他(全体へのご意見等)							
354	個人	電子	189	2	<p>目黒区全面喫煙禁止に賛成します。</p> <p>副流煙で、マスク着用していても喉が痛くなります。マナーの悪い方も多くポイ捨てや排水溝の穴に突っ込んでいる人も見ます。</p> <p>去年の異常乾燥注意報が出ている中路上に枯葉があっても踏みつけて消すこともせず火の着いてるままポイ捨てを見て慌てて靴で踏み消しました。</p> <p>駅周辺が(禁煙区域)何処から何処までなのかハッキリとわからないので注意することも躊躇して非喫煙者は泣寝入り状態です。</p> <p>去年は商店街で、喫煙者の灰が飛んできてダウンに小さな穴が開きました！「ここって禁煙なんじゃないの?」と思いましたが、駅周辺がハッキリしないので言えませんでした…</p> <p>全面禁煙となれば上記のゴミ、健康被害、火災予防、個人の所有物損害、不快感等解決するのでとても有難いです。</p> <p>小さなお子さんの目の位置で、指に挟んだ火の着いたタバコを振って歩いている大人を見てハラハラした事も何度もあります。</p> <p>腰の曲がって背の低いお年寄りの髪の毛に当たりそうになっていたり、喫煙者自身が煙が目目に沁みて目を細めたりシバたかせたり、風下側に顔を傾けたりしながら歩いているのを見て(吸わない人はその何倍もキツイのに感じないのかな?)とか(本来与えられる必要の無いストレス何で受けなきゃいけないの?)と喫煙者を悪人の様に思ってしまう事にさえこんな風に思いたくないのに…と再びストレスに。</p> <p>中には煙吐く時人の居ない方に顔を向けたりポケット灰皿にちゃんと捨てたり気を遣ってくれる良識のある方も居るのも理解していますが、全ての煙を出した方が処理出来る訳ではなく周りにばら蒔いているのは消えない事実ですし、全面禁煙となればこれまでの事は解決するのでとても良いと思います。</p> <p>喫煙者の人が喫煙出来る場所も整備が必要になるので早急に全面禁煙とかは年内には無理かも知れないですが出来るだけ早い事を望みます。</p> <p>物凄くキツイ言い方をすると喫煙者の良識の無いこれ迄の行動がこの結果を招いた。自業自得。というところでしょうか?</p> <p>こんな事思わせないで欲しい。この負のループが終りを告げる日を待ちわびます。</p>	2	<p>●ご意見について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
355	個人	電子	190	2	<p>都立大学駅と自由が丘駅及びその周辺を外出時の乗降駅並びに買い物等で使用していますが、特に都立大学駅周辺では路上の歩きタバコや道路に接する店舗前(飲食店)の30cm~1m程度の屋外空間に灰皿を台や小さなテーブルを置いて喫煙スペースのていで路上で喫煙している人を少なからず見かけます。</p> <p>ですので、そのような路上喫煙も厳しく禁止し、路上前の屋外空間も禁止には出来ないでしょうか。</p> <p>また、建築現場の屋外空間や付近の駐車場に座り込み数人で喫煙している姿も見かけます。こちらも行政指導等で規制して欲しい。</p> <p>自由が丘駅周辺で店舗前の屋外空間を喫煙スペースにしているところは見かけず路上喫煙もあまり見かけませんが九品仏川緑道の線路高架下の喫煙スペースを高めの仕切りにして欲しい。大人数で喫煙していると臭いがすごく通りたくなくなります。</p>	6	<p>●高架下の喫煙所へのご意見について</p> <p>当該喫煙所は、世田谷区が管理・運営する「自由が丘駅南口(九品仏川緑道)指定喫煙場所」と存じますので、世田谷区環境政策部環境保全課にご意見の趣旨をお伝えいたします。</p> <p>【環境保全課】</p>

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
その他(全体へのご意見等)							
356	個人	電子	191		通勤・通学路に面して●●(店舗・施設名)の隣りの我が家の門の前に吸い殻のポイ捨てが最近増え火事も心配、危険で困っています。駅までの帰りがけに近くの会社から大量の分別していないペットボトルや空き缶のゴミ袋が毎週深夜に近隣3軒の集積所に投棄されて困っています。タバコのポイ捨てもそこにあります。全面禁煙賛成です。	2	●ご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
357	個人	電子	193		全面的に賛成です。喫煙者のマナーが悪すぎて非常に迷惑を感じています。特に目黒川側道ではあちこちでベンチや路上に座り込んだり立ち止まって集まって吸っていて近くを通ると副流煙でむせてしまいます。	2	●賛成とのご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
358	個人	電子	194	2	路上、公園等受動喫煙のおそれがある場所での全面禁煙に賛成です。 喫煙者の喫煙は自由ですが、あくまで嗜好品であり、他人に迷惑をかけないことは大前提です。 健康のためには吸わない方がいいということも、引き続き広報頑張っていたきたいです。よろしくお願いします。	3	●禁煙対策に関するご意見について 区の健康増進計画である「健康めぐろ21」において、「禁煙支援の推進」や「受動喫煙防止の推進」を掲げ、喫煙や受動喫煙が及ぼす健康への影響についての正しい知識の普及や、禁煙希望者への相談支援など、禁煙支援及び受動喫煙防止に向けた取組を推進しています。 現在、禁煙治療の開始を後押しするために禁煙外来にかかる治療費の一部助成制度を行っています。 引き続き、禁煙の実施に向けて取組を進めていきます。 【健康推進課】
359	個人	電子	196		喫煙との共存というより、禁煙を促すための対策を明言してほしい。加熱式タバコを吸いながら、こどもと歩いたり、車内で吸ったり、誤った認識のひとつもいるため、禁煙普及にも同じくらい力を入れて実施してほしい。日本は諸外国にくらべ、タバコに対して認識が甘いと言われ、喫煙率が高いので、もっと積極的、持続的に禁煙対策を目に見える形で発信をお願いします。	3	●禁煙対策に関するご意見について 区の健康増進計画である「健康めぐろ21」において、「禁煙支援の推進」や「受動喫煙防止の推進」を掲げ、喫煙や受動喫煙が及ぼす健康への影響についての正しい知識の普及や、禁煙希望者への相談支援など、禁煙支援及び受動喫煙防止に向けた取組を推進しています。 現在、禁煙治療の開始を後押しするために禁煙外来にかかる治療費の一部助成制度を行っています。 これらの情報が必要なかたに届くように、あらゆる機会を捉えて、工夫を行いながら周知していきます。 【健康推進課】
360	個人	電子	198		区全域における路地喫煙禁止を実現いただき誠にありがとうございます。 兼ねてより意見を送らせていただいておりますので、大変喜ばしいことです。 喫煙は健康にとってメリットは一つもありません。次なる目標は、いかに喫煙をやめさせるかだと思います。正しい認識がない喫煙者は、犠牲者です。目黒区として、喫煙をやめさせる活動をご検討いただきましたら幸いです。	3	●禁煙対策に関するご意見について 区の健康増進計画である「健康めぐろ21」において、「禁煙支援の推進」や「受動喫煙防止の推進」を掲げ、喫煙や受動喫煙が及ぼす健康への影響についての正しい知識の普及や、禁煙希望者への相談支援など、禁煙支援及び受動喫煙防止に向けた取組を推進しています。 現在、禁煙治療の開始を後押しするために禁煙外来にかかる治療費の一部助成制度を行っています。 引き続き、禁煙の実施に向けて取組を進めていきます。 【健康推進課】
361	個人	電子	201		喫煙をやめた者として喫煙自体に反対です。 喫煙に関しては受動喫煙の可能性がありますので、禁煙と共に空気清浄機を完備した喫煙場所の整備が望まれます。現在は歩行喫煙や吸い殻のポイ捨てが路地で多数見受けられます。 まずは健康意識の向上に全面禁煙、反則金、特定場所では喫煙可の明確化は望ましいと思います。地域の環境向上に今回の提案に賛成致します。よろしくお願いします。	2	●ご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
362	個人	電子	202		朝夜、通勤時などに歩きタバコをしている人がいます。 駅前の商店街でもいます。 咳が止まらなくなるのでいなくなってほしいです。	7	●歩きタバコについて 歩きタバコは「めぐろたばこルール」で既に禁止されています。マナーを守ってもらえるように、周知・啓発に努めていきます。 【環境保全課】

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
その他(全体へのご意見等)							
363	個人	電子	213		家の前は 公道です 人通りもそこそこあります いつも朝 玄関前にタバコの吸い殻が捨ててあります 放っておくと夕方には 吸い殻が増えてます 口のくわえてる部分なので素手では拾えず不快です ですので 私個人の意見ですが 目黒区の路上喫煙 全面禁止は 大賛成です 早朝 犬とキレイな歩道を気持ちよく歩きたいです 最近散歩のたびに “日本人はキレイ好き”ではなくな った と吸い殻ほか あちこちにゴミが捨てられてて 悲しくなります 大変ですが 宜しくお願いします	2	●ご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人 が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
364	個人	電子	219		工事や作業されたりする方もいらっしゃるのので駅まで の道で匂いが残っていたりすることが度々あります。 私は以前家族が喫煙者だったことから紙タバコの煙 や匂いで咳が止まらなくなります。なので少しでも匂 いがすると息を止めハンカチで口を塞ぎます。喫煙 者の方もあちこち吸う場所がなくなっているのでき つと駅までの道、人が少ない所で吸われるのでしょう。 その気持ちも理解出来ます。が、吸わない立場の人 にも理由があると知って頂き理解して頂きたいと思 います。どうしてもダメならせめて電子タバコにしてく だされば。と思います。	2	●ご意見について 改正骨子案では、区内全域で路上喫煙を禁止すると共に、公共の 場所以外で喫煙する場合に受動喫煙の防止のための配慮を明確 化しております。その上で区は、たばこを吸う人と吸わない人が共存 できる環境整備の実現のため、喫煙マナーの普及・啓発に努めま す。 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人 が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
365	個人	電子	224	2	緑が丘駅前、高架下にタバコ禁止の看板が いくつも付けられています 毎朝、数人の喫煙者を見かけます すぐそばの集合住宅に住んでいる為 煙が上がり窓や換気扇から 入って来て朝食が台無しになる日もあり 大変迷惑をしています ぜひ目黒区全体で歩きタバコや 駅前周辺での喫煙を禁止頂けるよう お願いしたいです	2	●ご意見について 区では、啓発パトロールの強化や条例改正の周知徹底を進め、 喫煙マナーの普及・啓発に努めていきます。 【環境保全課】
366	個人	電子	227	2	全面禁煙に大賛成ですが、罰則規定とその具体的な 適用がないと、お題目だけの制度になる心配がありま す。またコンビニでのタバコ販売を規制してはどうで しょうか。	5	●たばこ販売の規制について たばこは法律で認められた合法的な嗜好品であり、特定の企業の 営業活動に対し、区が何かを申し上げる立場にありませんので、意 見の趣旨に沿うことは困難です。 【環境保全課】
367	個人	電子	233	4	路上喫煙の全面禁止には大賛成です。日常的に自宅 前に吸い殻のポイ捨てをされたり、路上や、立会川緑 道のベンチでも複数名が溜まって日常的に喫煙をし ている人がおり通行時にとっても不快な思いをすること が多くあります。タバコのポイ捨てに限らず缶酎ハイ の空き缶等も自宅前によく捨てられます。捨てられた ごみを片づける私達の日常的に強いられる労力 等も考えると、ポイ捨て全般に罰金を科し、その収入 はポイ捨てをなくすためや緑あふれる、いい空気を吸 える美しい街づくりへ当てて欲しいです。また、路上 喫煙の全面禁止になった際は、自宅の外壁やコンクリ ート路面に張ることができる「ポイ捨て禁止」のステッ カー等を希望者に配布して欲しいです。また、「公共 の場以外の私有地で喫煙する場合の周囲への配慮」 の具体例として、駐車場だけでなく「ベランダ・屋上 等」も明記して欲しいです。以上、よろしくお願 いいたします。	7	●ポイ捨ての罰金について 既に現行条例第7条第1項において「何人も、公共の場所にみだ りに吸い殻、空き缶等を捨ててはならない。」と定め、第11条第1 項においてポイ捨てした違反者への勧告、第12条第1項で命令、 第15条で指導・勧告を経て命令に従わない悪質な者に対して罰則 (30,000円以下の罰金)を規定し、趣旨に沿って取り組んでいると ころです。 条例の意図が正しく伝わるよう、周知の工夫を図っていきます。 【環境保全課】

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
その他(全体へのご意見等)							
368	個人	電子	234		賛成です。香川緑道で歩きタバコ、ベンチでのタバコによく出会います。小学生の登下校時間でも構わず吸っています。喫煙者側は自然の中でタバコを吸いリラックスしているのでしょうか、吸わない人間にとつてはストレス、害でしかありません。 また、決まりだけ作って終わりにほしくないです。現在、香川緑道の電柱に路上禁煙禁止という掲示があっても吸う人は吸っています。	2	●ご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
369	個人	電子	243		ガーデンプレスの近くに住んでいますが、ガーデンプレイスの中でも渋谷区のほうは禁煙になっているのですが、目黒区のほうは禁煙になっていません。そうすると、明らかに渋谷区側では禁煙して、目黒区のほうで喫煙していて、吸殻も多く落ちています。タクシーの運転手さんもよく知っていて、目黒区のほうで一服?しています。 私は気管支炎と言われていて、タバコの煙は非常に苦痛です。子供にも悪影響を及ぼします。 是非禁煙にして下さるようお願いいたします。	2	●ご意見について 受動喫煙防止のための配慮を守っていただけるように、条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
370	個人	電子	244	2	区内全ての場所で路上喫煙禁止は大賛成です。ただし、喫煙所が整備されても歩きタバコは減らないと思います。啓発パトロール強化は良い取り組みですが、実際に刑罰がないと減らないのが現実だと思っています。また、喫煙所のとたりを通らないといけない時があり、それだけでも嫌な思いをします。喫煙所の整備よりも、喫煙を減らす方向性で検討いただきたいです。例えば禁煙プログラムの治療費の金銭面での補助など。いつまでも我慢し続ける弱者でいる状況は耐え難いです。	3	●喫煙を減らす取組について 区の健康増進計画である「健康めぐろ21」において、「禁煙支援の推進」や「受動喫煙防止の推進」を掲げ、喫煙や受動喫煙が及ぼす健康への影響についての正しい知識の普及や、禁煙希望者への相談支援など、禁煙支援及び受動喫煙防止に向けた取組を推進しています。 また、禁煙治療の開始を後押しするために禁煙外来にかかる治療費の一部助成制度を行っています。 【健康推進課】
371	個人	電子	245	2	(1)本件の強力な推進を望みますが、下記事例も規制対象に含まれるように、補足説明があるといいと思います。 (私自身は喫煙せず。下記事例の目撃&被害者です) <u>例:歩行中の喫煙者が、赤の他人の私有地に立ち入り(マンションのエントランスや駐車スペースなど、公道から1歩私有地に入った場所)、</u>	3	●犬の糞尿について 区では、犬の糞放置については、昨年度から区内全域において土日を含め毎日定期的にパトロールを実施(年末年始除く)し、苦情が多い場所には重点的にパトロールを実施しています。また、「犬のフン放置」を禁止する啓発シートを配布しているほか、マナー向上のため「犬の飼い方セミナー」等を継続して実施しています。今後も犬の糞尿に対しては同様の取組を推進していきます。 【環境保全課・生活衛生課】

立ち止まって、喫煙。さらに、吸い殻をマンションの植え込み(私有地)に投げ入れ。
つまり、公道、公の場でないと悪知恵の喫煙者が主張し、罰金から逃れるのを防止する文言を追加できたらいいと思います。
(現在の改版が、私有地における権利を明記しているため、これを逆にとられないように、条例など法的な文書は、性悪説でも効力のある表現がいい)
(受動喫煙への配慮の個所をもうちょっと強力な文言に。もし私有地に関する条例が既にあるのであれば、それを引用)

(2)また、直ちに実施は困難と思いますが、問題の根本(背景)には以下の要因もあると思います。
公道は、春は桜の花びら、秋冬は落葉などで、通年で何か大量に落ちているので、ポイ捨て者は左程、罪悪感なしに捨てているのではと思います。

かつて駅のホームや都心の人込み(東京駅、新宿駅など)は、吸い殻が多く捨てられていましたが、現在はキレイなものです。

ポイ捨て者からすれば、どうせこんなに落葉が落ちているのだから、誰かが掃除をするはず、吸い殻が1つ増えたところで大勢に影響なし、

なんでタバコだけやり玉にあげるんだ(条例にはタバコ以外のポイ捨ても規制対象になっていますが)、魔女狩りではないか、

などと考えている可能性があります。従って、根本対策は、公道における落葉樹の植栽はやめ、落ち葉のない常緑樹のみにしていくべきだと思います。

(イメージは高速道路の中央分離帯の植樹)

桜は目黒川沿いや、特定の区立公園、小中学校の校庭など特区を設けて限定(清掃管理者も現地に表示)し、無制限に拡散すべきではないと思います。

家の近くで桜が見たい、歩道に植樹はしてもらいたいとの区民の要望は、現状を鑑みれば、もはや高望み(わがまま)なレベルになっていると思う。

要望をいうなら、樹木の手入れ、毎日の落ち葉の掃除なども責任を持つべき。土の道に落ち葉は映えるが、アスファルトの公道では汚いゴミに見える。

これを汚いと感じないのは、もはや現状の光景に慣れてしまって、美的感覚が鈍っていると思います。

目の不自由な方向けに誘導用ブロックが歩道に設置してありますが、落葉は雨に濡れば滑って転倒の危険があり、

視覚障害者に本当にやさしい街なのか、見せかけだけの街なのか…(随分、路上喫煙の意見からずれてしまって申し訳ありません)

(3)ポイ捨て条例では、犬の公道でのふんの処置について言及していますが、昔と違って、清潔意識が高まっているので、自分の家の前の公道で、

犬の散歩で、電柱に小便をかけるのも、不快です。私は犬好きですが、大家として、入居者の皆様が、マンションから一歩外にでると、

すぐ目の前の電柱に犬の小便の跡があるのを、不快に思うのではないかと危惧しています。犬の習性として仕方ないとも思うのですが、ジレンマです。

何かいい改善策はないか?? 少なくとも、犬のふんだけでなく、小便に関する文言も追加して欲しい。

(実際にあった具体的な話)

マンションの植え込み(私有地)に散歩中の犬が小便をしているのを、マンションの管理人が目撃し、散歩させていた年配の男性にクレームをいったところ、「仕方ないだろ、犬なんだから、あたりまえのことだ。文句をいうお前の方がおかしい」と開き

6 ●公道の植栽等について
担当所管に伝えます。
【環境保全課】

直られた。

(よく見かける話)

散歩中に犬が小便をし、飼い主は、周囲の目を気にして、ほんの少しのペットボトルの水をかけるポーズをする。

しかし、その水は小便のニオイを洗い流すほどの流量はなく、場合によっては、チョロっとかけた水が小便から外れていることもある。

公道であっても他人の住居の玄関付近は小便をさせることすら避けるべきと思う。

条例への書き方は難しいと思いますが、趣旨が伝わるように、はじめの1歩として、「推奨マナー」のコラムみたいなものでもあるのでしょうか。

キーワードは「チョロッと水をかけるのでは不十分。小便のニオイを消すように大量の水で洗い流す。他人の住居前を避けるなどの場所はわきまえて」だと思う。

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
その他(全体へのご意見等)							
372	個人	電子	246		良いと思います。ぜひお願いします。	2	●ご意見について 条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。 【環境保全課】
373	個人	電子	259	4	紙タバコ、電子タバコすべて全面喫煙禁止区域に していただくことを強く希望します。 特に、目黒区は目黒川沿い、公園、路地裏、駐車場な どでとても多いと感じます。 また、空き缶やペットボトルに吸い殻を入れてポイ捨 てる喫煙者や、排水溝などに捨てるなどが多く見ら れ、街の美化も損なわれています。 非喫煙者にとって、街中の喫煙は何一つ良いことが ありません。 また、飲み屋の外に灰皿を置くという対応についても やめていただきたい。 すでに港区など近隣の区は実施しているため、目黒 区は対応が遅いと感じます。 また、なぜ中目黒、自由が丘、学芸大、都立大の地域 のみなのかも理解できません。 今すぐに全区域禁煙にしていきたいです。 目黒区民ではないと思われる方も、多数路地裏など で喫煙しており、もっと強く取り締まっていきたい です。 路上喫煙以外にも、ゴミのポイ捨て、動物のフンを放 置、ゴミの出しかたなどもっともって環境問題に力を 入れてほしいです。 私の住んでる地域では、個人宅出たゴミを曜日構わ ず出しており、ネットもかけていないため、カラスやネ ズミが漁っている光景を目にします。 もっと監視カメラを増やして、喫煙者、不法投棄、ポイ 捨てなどを区として全力で取り組んでください。 条例改正だけでは意味がありません。 必ず路上喫煙者が減るように対策をし、継続して検 討していただかないと困ります。 子育て支援以外にも税金をもっと区民全員が恩恵を 受けることに使っていただきますようよろしくお願いいたします。 また、喫煙禁止以外にも路上を暴走するする自転 車、電動キックボード、スケーターなどの取り締まりも 強く希望します。 このアンケートはとても素晴らしいと思いますが、私 もたまたま知りました。 もっと区民全員が周知できるように、広報誌だけで はなく、大々的にアナウンスする方法を今後はご検討 ください。	6	●路上喫煙以外のご意見について 担当所管に伝えます。 【環境保全課】
						3	●パブリックコメントの周知について 今回の意見募集は、めぐろ区報(令和7年10月15日号)のほ か、区公式ウェブサイト、区公式 SNS(X、LINE)、YouTube、区 政情報モニター、住区公営掲示板、町会掲示板(11月のめぐろ)、 公立保育園アプリ配信、商工会議所目黒支部メールマガジン配信 及び関係団体等への説明により周知を図りました。 今後とも区民の皆様に広く届く広報に努めていきます。 【環境保全課】

整理 番号	区 分	種 別	個票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
その他(全体へのご意見等)							
374	個 人	電 子	264		<p>●●(店舗・施設名)の路上喫煙を何とかしてください!!!!●●(店舗・施設名)の軒下で毎日毎日何人もの喫煙者が喫煙していて、何年もの間ひどく迷惑しています。人通りの多い道で、6、7人の喫煙者がタバコの煙を撒き散らしています。かなり歩行者が多い場所であるにもかかわらず歩道が狭い上、何人もの人がタバコの煙を撒き散らしていて、歩行者全員に受動喫煙という迷惑がかかっています。健康被害も心配です。未成年や子供も多く通る場所です。私の子供も喘息を持っているのですが、その道を通る必要があり、大変困っています。早急な対策をお願いします。</p>	2	<p>●店舗に対するご意見について ご意見いただきました店舗につきましては、現在、煙の漏れない形での喫煙所整備のご提案をしています。受動喫煙防止のため、喫煙所の整備・拡充に努めていきます。 【環境保全課】</p>

375	個人	電子	265	2	<p>1. 条例の意図とかけ離れた地外法権の実態「ポイ捨て防止条例」施行から 20 年以上経つが、実態は深刻で、条文を読むと、絵に描いた餅を見ている様に感じる。ここは法治国家なのであるか？</p> <p>実態の例・駅前喫煙所周辺(半径 50m 以内)に多数の吸殻やたばこの包装、食品包装、食べかけの食品、空缶空瓶(飲みかけ含む)が転がっている。・駅前喫煙所周辺で、堂々と何の躊躇もなく、ゆったりと路上歩行喫煙が行われている。(中高年が多い)・駅前喫煙所周辺の飲食店で、屋内喫煙が禁止されているためか、店の前に灰皿を置く店が多数あり、客は道路の真ん中でゆったりと堂々と吸っている。道幅が狭い所も多く(3m 程)煙を浴びずに通ることは不可能で、受動喫煙を無理矢理させられる。・環境保全課が電柱に設置した路上喫煙禁止の看板の周りで、電柱の裏やマンホールの穴に吸殻がないか調べていたところ、そこで堂々と喫煙していた男に声をかけられた。「たばこ欲しいんだったらあげますよ。」ここで感じたのは、路上喫煙禁止というルールがあるとは夢にも思っていないということ。</p> <p>・先日、交番の警官、環境整備に努めるよう指導してもらったことがあるが、言うことを聞かない。これも条例に書かれている(事業者の責務)とかけ離れた実態。</p> <p>・駅前喫煙所から 30m 程の飲食店の 2 人連れの客が、店から出てきて路上喫煙をし、その後店の向かいのビルの壁に小便をし、店に戻って行った。</p> <p>・変質者の存在*吸っていないタバコを道路のあちらこちらにばらまいていく。</p> <p>*火のついたタバコを商店が外に置いたキャビネットの上に放置する。</p> <p>*火のついたタバコをコンビニが外に出しているトレーに投げ込み、トレーが焦げて煙が上がっているの、急いで撤去した。</p> <p>*電柱と併設されている鉄管との僅かな隙間に吸殻をねじ込む。</p> <p>*電柱と鉄管を束ねるバンドに吸殻をねじ込む。</p> <p>*シルバー人材センターが拾い漏れしている吸殻やゴミ(電柱の裏、マンホールの穴、L 字溝のへり、道路の真ん中のキツネ色の吸殻)があるので、ひとまとめに整理して拾いやすいようにしているが、蹴飛ばして散乱させる者がいる。そして、吸殻を道路に踏みつけ、粉々にして拾えないようにする者がいる。その際は、粉々になった吸殻を団子状に丸め、再び整理整頓している。</p> <p>2. 実態に対する対策実態に示すように「ポイ捨て防止条例」施行から 20 年以上経っているが、条例の効果はほとんど無いように思える。では、どのような対策を立てたら良いのだろうか？以下に私見を述べる。</p> <p>①今まで区で行ってきた対策は、区の広報、チラシ、ステッカー、電柱の看板が中心であり、見ようと思わなければ見ないし、モラルのある人に対する告知であり、モラルの無い者に対しては何の効果も無い。モラルのある人がどんどん減っていき、モラルの無い者がどんどん増えていく現状では、対策を大きく変えなければならない。</p> <p>②そこで、印刷物による告知は最小限に留めて、その分の費用をパトロールの強化、違反者の指導に充てるべき。具体的には、ポイ捨てが頻発するのは駅周辺の盛り場の金土日祝日の 19:00~23:00 であるから、その時間帯に渋谷区のように指導員を張り付けるべき。自分の経験からすると、特殊詐欺防ぎ隊の「パトロール中」のベストを着用していると、路上喫煙しに</p>	<p>2 ●ご意見について</p> <p>路上喫煙やポイ捨て等のまちの環境美化については、条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
-----	----	----	-----	---	--	--

来た者がどんどん引返していく。やはり見せる警備、動く警備は効果があることを実感している。夜間に指導員がパトロールすることは、ポイ捨てのみならず他の犯罪の抑止にもなる。

③現行の条例の中で(自動販売機設置者等の義務)があるが、改正では(店舗を構える事業者の義務)も加えて指導監督を明文化して欲しい。なぜなら、20年以上前に「ポイ捨て防止条例」が施行された時は、駅前事業者は個人商店が中心で、店を開ける時は店の前を掃除するのは当たり前で、自ら進んでやっていた。(だらしのないのは恥だという意識があつた。)行政が環境整備の指導に乗り出す必要が乏しかったと思われる。しかし、現在は開店時に店の前を掃除するのは少数派になっている。これは道路を掃除するのは管理者である行政の仕事という意識と一円にもならない仕事に人件費をかけられないという意識があると思われる。利益のあるところ負担有りが法の原則。

④(店舗を構える事業者の義務)を明文化することにより指導監督に道が開かれると思われる。

⑤(店舗を構える事業者の義務)が明文化されて運用することになった際の問題点個人商店のように、事業者が自ら店舗運営に携わっている場合は、行政からの環境整備の働きかけに手間暇はかからない。ところが、大企業は、店舗の周りの環境整備は、その店舗の従業員は一切関わらず、管理会社に丸投げしている例が多い。管理会社の下請けの清掃会社は平日の朝、契約内容の清掃をするのみで、機転や応用は効かない。●●(店舗・施設名)は、夜間に変質者がたむろする名所である。ここも管理会社の下請け会社が平日の朝、契約内容の清掃をするのみである。先日、防災訓練ということで管理会社の管理職と思われる人が来ていたので話をした。火のついたタバコでトレーが焦げ、煙が上がっていたことや、シャッターに小便をかけられ何ヶ所も錆びていること、小便の飛沫が地階のホールの窓にかかっている可能性があること、建物と工作物の間の10センチ程の溝に空缶、空瓶、ゴミが大量に投げ込まれていることを話した。とくに、溝の間のゴミは火災の危険があるので撤去を求めたが、一週間に一度巡回にくるだけなので手が回らない、撤去してもまたやられるという返事。そしてこのビルも、毎日出勤して来る人は一切関わらないとのこと。この様な例から大企業に行政からの環境整備の働きかけをするには、かなりの手間暇が予想される。

⑥現状、駅前の路上喫煙禁止区域においても条例の目的はほとんど達成できていないのであるから、区内全域に禁止区域を広げるのは意味の無いことと思う。区内全域の電柱に路上喫煙禁止の看板を設置するには莫大な費用がかかり、その分先述した様に駅前に指導員を張り付けた方がはるかに効果が上がると思う。現状においても、路上喫煙禁止の看板は、落書きされ、変なシールを貼られ、文字が見えずに無残な姿を晒しているのだからなおさらである。

⑦現状、喫煙率は20%程度であり区内にいる全員に路上喫煙禁止を告知する必用はないのではないかと。喫煙者に個別に告知した方が費用も抑えられ、効果も上がると思う。そこで、スマートフォン上、タバコに関連する検索をしたとき、タバコを購入した時に路上喫煙禁止区域と喫煙所の告知が出るようにした方が良いと思う。3.まとめ結局のところ、モラルの崩壊、治外法権的な考えの蔓延の根源は、戦後教育の失敗にあると思う。詳細は控えるが、GHQの命により日本人を劣化させる教育が行われたのは事実であり、その教育を最も浴びているのは現在の70代で

整理 番号	区 分	種 別	個票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
その他(全体へのご意見等)							
					ある。その後、劣化教育は修正されたので、下の世代は70代よりはまともにも育っている。幼稚で馬鹿を重ねている高齢者の目に余る行為を度々目にする。これも歴史の負の遺産だと思っている。自分さえ良ければ金さえ良ければ、今さえ良ければ、何ら自分のやったことに責任を取ろうとしない者が多い。行政の対応としては、モラルには期待できないのだから、悪いことはやってははいけなと、個別に粘り強く指導していくしかないのではないかと思う。先日、シルバー人材センターと同様に、トンゴとレジ袋を持ってゴミを拾って回っている30代と思しき女性を見かけた。聞いてみると、清掃イベントでもボランティア団体に属しているのではない、まったくの個人で動いているとのこと。やはり、この惨状にいてもたってもいられずに動き出したのだと察しがつく。子供がいるそうで、こんな世の中を子供たちに残したくないとの思いが感じられた。町会役員や商店街役員も同様に、世の為人の為に無償で奉仕しておられ、頭の下がる思いである。清掃をしていた下請けの清掃員に、植え込みの中のゴミは拾わないのか聞いてみたところ、オプションで別料金がかかるとのこと。経済的取引きだけで世の中の治安・秩序ははとも維持出来ず、治安・秩序は無償の労働で守られている側面があることを強く感じている。以上		
376	個人	電子	268		●●(店舗・施設名)の周りの路上に喫煙者が多数おり、副流煙に大変迷惑しております。毎回、意図せず煙を吸うことになりストレスがかなり大きいです。明らかに店の敷地外ですし、公道なのではないでしょうか？改正で路上喫煙禁止区域を目黒区全域に拡大するのであれば(区長の公約でもあります)、明確に対処が必要になる場所です。改正完了後すぐに対処いただければと思います。また、池尻大橋駅周辺は世田谷区との境になっているからかもしれませんが、他の目黒区の駅と比べて、対処スピードが遅い(現行条例の下での分煙のための喫煙所が設置されてない。都立大学駅よりも駅利用者は多いのでは。利用者を2つの区で分割して考えるという理論であれば、特定地域の居住者の不利益になっているのでは)と思うので、よろしく願います。	2	●店舗に対するご意見について ご意見いただきました店舗につきましては、現在、煙の漏れない形での喫煙所整備を含めたご提案をしています。受動喫煙防止のため、喫煙所の整備・拡充に努めていきます。 【環境保全課】
377	個人	書面	272	2	「目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例」改正骨子案について賛成します。自宅前の6メートル道路は通行人が多く、歩きタバコをしている人も多いのですが、そのうち一定の割合でたばこのポイ捨てをする人がいるため、毎日の様に道路にタバコの吸い殻が落ちています。又、道路の反対側のすずめのおやど公園の枯れ葉が大量に道路に散乱しているため、タバコのポイ捨てにより火災の危険性もあります。路上喫煙を禁止すれば、タバコのポイ捨てはほぼ無くなると思うので、路上喫煙全面禁止に賛成します。又、今回の条例改正案には盛り込まれていないのですが、併せて、犬の糞尿についても規制強化を要望します。自宅周辺では犬の糞尿に悩まされているご家庭が多く、犬の糞尿に関する張り紙等が至る所に張られています。犬の糞尿被害は、深刻な問題であるため、次の点を条例改正に盛り込んで頂きたいとお願い申し上げます。1.住宅の敷地から1メートル以内の区域には、犬に糞尿をさせない。2.タバコを吸う方に対する喫煙所を設けると同じように、犬の糞尿についても糞尿をさせる場所を設けて、むやみに道路に糞尿をさせることなく、糞尿所を利用してもらうようにする。	3	●犬の糞尿について 区では、犬の糞尿については、昨年度から区内全域において土日を含め毎日定期的にパトロールを実施(年末年始除く)し、苦情が多い場所には重点的にパトロールを実施しています。また、「犬のフン放置」を禁止する啓発シートを配布しているほか、マナー向上のため「犬の飼い方セミナー」等を継続して実施しています。今後も犬の糞尿に対しては同様の取組を推進していきます。 【環境保全課・生活衛生課】

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 番号	検討結果(対応策) 【所管課】
その他(全体へのご意見等)							
378	議 会	書 面	275	4	<p>路上喫煙・歩行喫煙の禁止は、「受動喫煙による健康被害の防止」、「吸い殻の減少による街の美化」、「マナー向上」といった公共の利益が期待できる一方で、指定喫煙所の設置を進めなければ、実効性のある施策にはならない。そこで、以下の点について意見を述べる。</p> <p>○区内の屋内喫煙所(指定喫煙所)の整備において地域偏在が見受けられる。屋内喫煙所(指定喫煙所)が整備されていない地域では、逆に隠れポイ捨て等の「マナー悪化」が懸念される。まずは、区内全域への屋内喫煙所(指定喫煙所)の整備を優先し、環境が整ったら条例を改正、施行すること。</p> <p>○2(2)② 公共の場所以外で喫煙する場合の受動喫煙防止のための配慮の部分 喫煙者に加えて、灰皿を設置するなど喫煙場所を提供する者に対しても、受動喫煙防止のための配慮を義務付けること。</p> <p>○私有地や駐車場等での喫煙やポイ捨て増加、マナーの悪化を防ぐために、携帯灰皿の持参や区民・事業所への周知・啓発に努めること。</p> <p>○2(2)③ 区内全域路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行うの部分 喫煙所の補助拡充については支援の側面もあるが、区内全域路上喫煙禁止に向けての必要な取り組みは、区が主体的に行うべきことである。「支援」という表現は、区が外部の取組を補助するような位置づけに見せてしまっている。実施主体としての明確な姿勢と責務を条例上に位置づけるべき。</p> <p>○パトロール体制は、シルバー人材センターに委託する予定である。パトロール時に発生しうるトラブルを予見し、警察と相談・連携して、指導員の研修や安全確保、取り締まりの強化に努めること。</p> <p>○過料については、先行する自治体の状況を参考にしながら、費用対効果、実効性を踏まえて整理すること。</p> <p>○Google マップで喫煙所の位置が把握できるとの記載があるが、パソコン上からは把握できない。アプリなら見られるのか、正確な情報を記載すべき。</p> <p>○条例を改正しても、ポイ捨てた人が見過ごされるようであれば、条例に何ら実効性もなくポイ捨ては減らない。実効性のある改正内容にしなければ意味がない。先行する自治体では、条例を知らない区外(地域外)の人たちのポイ捨てが散見されるため、目黒区民だけでなく、区外の人や観光客(桜開花時など一層強化)への周知と対応も検討すべき。</p> <p>以上</p>	2	<p>●喫煙所整備等について 区では、区内全域の路上喫煙禁止に向けて、喫煙マナーの普及・啓発を全面的に見直しながら、条例改正による規制と喫煙所の整備・拡充を推進しております。 令和7年度は、条例改正による規制に先立ち、指定喫煙所に対する補助を拡充するなど、喫煙所の整備・拡充を進めており、引き続きたばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備を進めていきます。 【環境保全課】</p>
						2	<p>●Google マップでの喫煙所表示について 当該 Google マップは既に区公式ウェブサイト(ページID:4526)で公開しており、PC ブラウザ・アプリケーションのいずれでも閲覧できていることを確認しています。今後は、当該ウェブサイトの二次元コードをポスターに掲出する等、喫煙所の位置情報の周知に努めていきます。 【環境保全課】</p>

整理 番号	区 分	種 別	個票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
その他(全体へのご意見等)							
379	個人	電子	277		<p>目黒区の喫煙対策は、主要な駅(自由が丘、学芸大学、中目黒、祐天寺等)や街(中央町、中町、平町)を見る限り大変上手く、運営、綺麗に整備されていると思う。従って、従来通りの施策を堅持したらいいと思います。</p> <p>タバコは、一時期(半年間)吸っていたことがありますが、周りで肺を悪くしている方がいた事、寿命の長い動物程(蛇は約20年、オウム、キボウシインコは約100年)タバコの煙を異常に嫌悪するのを観てきたので、生物には如何に悪いか認識した次第。</p>	5	<p>●ご意見について</p> <p>受動喫煙への配慮等が必要なため、まずは今回の条例改正により、マナーとして路上喫煙を禁止することを検討しています。</p> <p>【環境保全課】</p>
380	個人	電子	280	4	<p>以前より、●●(店舗・施設名)の私設喫煙所、灰皿設置に関してご相談させていただいております。担当部署の方から質問のご回答をいただいたり、●●(店舗・施設名)に再三出向いて解決策をご提案いただいていることに感謝しております。私有地とはいえ、わずかなスペースで喫煙者が集まる現状を、苦々しく思う近隣住民は多く、おそらく区の職員の方が店舗に入る様子を目撃した住民の方は「何かしら申出をしてくれているのだ」と期待を寄せていました。子連れも多く、灰皿付近は吸い殻、包装紙のゴミが散乱し(撮影しています)、喫煙者のマナーと合わせて具体的な解決策に繋がらないなか、今回の「目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例」改正骨子案は、これらの問題を踏まえた現実的な内容になることを期待しています。まずはここに至るまでの関係者のみなさまの尽力に感謝をお伝えします。</p> <p>(1)改正趣旨</p> <p>形骸化した理念で止まっている現状の条例では実行力が無いものと受け止めています。「たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備」を区が率先して取り組む、現実的な解決に導こうとする改正趣旨に賛同します。</p> <p>例えば、現状、区内4か所の路上喫煙禁止区域であっても、歩きタバコ含めて喫煙者がいる状況があります。屋内喫煙所(学芸大学交番の隣の公衆トイレ横)があっても、歩道に副流煙が流れ出し、その前は常にタバコ臭が漂っていることがありました。また屋外喫煙所は、仮に空間的なゾーニングがなされたとしても、副流煙の流れは指定できず、周辺に流れ出ます。喫煙者の立つ位置が「喫煙所」であっても全く意味の無い施策です。原則屋内禁煙となった意向、屋内で喫煙できない喫煙者が数少ない喫煙所に集まることになり、屋内、屋外、私設喫煙所に「副流煙が外部空間に漏れ出さないで技術的かつ定量的な指針が無い」状態では、「非喫煙者ががまんする・裂ける」努力をするしかなく、「喫煙者」は「喫煙所だから吸える」と短絡的な解釈で、周辺での配慮が見られません。配慮のある喫煙者に遭遇することはないので「技術的に問題の無い屋内喫煙所を増やす」「電子タバコへの移行を促す」ということが達成できる現実的な改正案を希望します。</p> <p>(2)改正内容</p> <p>①区内全域で路上喫煙禁止</p> <p>私有地であっても「公共の場所に隣接・面している」場合も「禁止」としてください。</p> <p>②公共の場所以外で喫煙する場合に、受動喫煙防止</p>	2	<p>●改正趣旨について</p> <p>条例改正骨子案の考え方をもとに、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境整備の実現を目指していきます。</p> <p>【環境保全課】</p>
						4	<p>●電子たばこについて</p> <p>「電子たばこ」はたばこの葉を使わず、専用カートリッジ内の液体(リキッド)を電気加熱することで発生する蒸気(ペイパー)を吸入するものであり、たばこ葉を使用するいわゆる「加熱式たばこ」とは異なります。</p> <p>電子たばこについては、リキッドは医薬品、吸入用のデバイスは医療機器であるため、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例と同じく、規制の対象外とすることを検討していますが、電子たばこへの移行を含め今後の検討・研究の課題とします。</p> <p>【環境保全課】</p>

のための配慮を明確化

現在私設喫煙所でも「具体性の無い配慮」「不明瞭な配慮」「エクスキューズとしての配慮」を掲出しているところがありますが、内容が不完全であっても喫煙者が配慮している様子を見たことがありません。歩行者、公共施設利用者を認識してからタバコを消す喫煙者も見つかりませんが、仮に目視した直後にタバコを消しても、副流煙は周辺、空間に漂います。路上喫煙禁止＝技術的な精度をクリアした屋内喫煙所のみ喫煙可と厳格な内容にしてください。「周囲への配慮」といった具体性の無い文言に実行力が無いことは、現行条例が証明しています。改正の意義があるものにするため、曖昧な施策にならぬよう明確な文言を示してください。例えば目黒川沿いには、喫煙者がたまりそうな場所に必ず多めの喫煙禁止のボードが掲出されていますが効果はありますか？喫煙者に配慮や努力を求めても実行力が無い場合があるので、具体的な罰則や通報先も同時に表示してあれば、よいのではないのでしょうか？現状でも効果がある施策があるのであれば、そちらもアップデートしてください。「配慮を明確にしても実行力が無い」のが現状です。喫煙者の「配慮」には期待できません。「配慮」を自動的に解消する屋内喫煙所を増やすという実行力のある改正案にしてください。駐車場、私道、私有地でも煙は広範囲に流れます。実証実験をしたうえで、どの地点からどこまで煙や匂いが流れ、届くか？とどまるか？どの段階でタバコを消せば、どの範囲の空間に影響が無いのか？空間および時間的な実証実験をしたうえで、実行力のある「配慮」を「明確化」してください。実証実験を公表していただければ、喫煙者、非喫煙者どちらにも理解が深まると思います。

③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行う

「喫煙所の整備・拡充」の要望は②の回答と同様です。最も実行力のある自治体という先行例となることを期待しています。千代田区よりも踏み込んだ現実的な改正案という印象です。

「喫煙マナーの普及・啓発」①啓発パトロールの強化、可能でしょうか？区民から相談の多い地域、私設喫煙所、駐車場、私有地もパトロールしてください。パトロールで喫煙者が注意されているシーンを目撃したことがありません。以前目黒署に相談したときは「迷わず110番してください。近くの警官が注意、パトロールします」という回答でした。職員パトロールが時間外の場合、相談・通報できる連絡先が表示してあると抑止力になり、相談もしやすくなると思います。②喫煙所への誘導。Google マップで示すのは良いと思います。コメントで苦情も書き込めることになると思います。また区民から相談の多い地域、私設喫煙所、駐車場、私有地周辺で「公式喫煙所マップ」がわかるチラシを配布、区報に掲載、喫煙者に「公式喫煙所利用マップ」(紙でもQR?コードでも)を提供するなどご検討よろしくおねがいします。「公式喫煙所利用」を利用すると電子タバコ移行推進チケットがもらえるなど、喫煙者にとっても前向きな施策があると良さそうです。③区民から相談の多い地域、私設喫煙所、駐車場、私有地周辺、タバコ店、コンビニとタバコを扱う場所全てで周知してください。

以上、繰り返しますが、現行条例で機能しない「喫煙

者に求める配慮」や「区の働き」を全て実行力のある具体的な内容にしてください。理念やお願いの発表では意味がありません。

自動販売機設置者に空き缶回収箱設置を義務付けることも機能していません。また、目黒区に限らず、ゴミ箱の設置が少ない日本社会では、ゴミの回収場所が無いことで、ポイ捨てが広がります。生産者や行政がゴミ回収の責任を持たず、市民個人のマナーや配慮に委ねる、という本末転倒の構造が生み出しているのが、現行の条例で機能しない受動喫煙の問題です。

喫煙者が、非喫煙者に配慮するのは当然です。非喫煙者が喫煙者の権利を奪うこともまた違いますが、現実的には配慮のない喫煙者に非喫煙者が我慢し、努力して回避している状況です。公共空間で共存するためのお互いの権利を守るためには、科学的かつ客観的なデータ、ファクトと同時に、機能しない喫煙者の配慮を包括的に機能させる喫煙所の整備と周知しかないのではないのでしょうか？ 繰り返しますが、現在進行形の課題に対処する地方自治体の義務を果たすためにも、区議、職員、外部の専門家、市民おたがい協力のもと、権利と権利のぶつかりを整理整頓し、現実的な問題が解消する改正条例の検討をお願いします。地域の問題を解決する、こうした基本的な地方自治を感じられる機会となるよう、前向きな広報・周知活動を期待します。もちろんできることは協力いたします。よろしく願いいたします。

修正追加で送信したかったのですが方法がわからないため補足の意見提出失礼致します。

③区内全域の路上喫煙禁止に向けて、必要な支援を行う
「喫煙所の整備・拡充」に関して、追加の要望です。

●●(店舗・施設名)が私設喫煙所、灰皿設置をしていましたが、ここ数日工事が入っています。改正条例案を前に、ようやく店舗内喫煙所を設置する流れと期待していますが懸念事項をまとめます。改正条例案の要望に加えます。

(1)屋内喫煙所の性能評価基準を設けること。
単に屋内だけでは意味を為しません。喫煙所として屋外に煙や臭いが漏れ出さない密閉構造、および空気清浄機を設置することを義務付けてください。掃除機と同じで排気が臭うだけでは意味がありません。また掃除機もダストバックやフィルターを掃除しないと性能が落ちます。喫煙所機能の維持、および点検を義務付けてください。

(2)屋内喫煙所の設置責任と責任者名と連絡先を表示し、喫煙所利用者の違反は設置責任者の管理責任も罰則化する。

●●(店舗・施設名)の私設喫煙所が、近隣の喫煙者にとって「吸っていい場所」の認識となっている可能性が高いです。屋内喫煙所が設置されたとしても外で喫煙していたら意味がありません。また店舗の営業時間外に屋内喫煙所が閉まっていたら、同じように外で喫煙者が集まる可能性があります。こうした責任をタバコ販売店および喫煙所設置者の管理責任として明確にしてください。喫煙所利用者の違反は、喫煙所設置責任者ともに罰則を被る厳しい内容にしてください。

整理 番号	区 分	種 別	個 票 No.	枝 番	要旨	対応区 分番号	検討結果(対応策) 【所管課】
その他(全体へのご意見等)							
					<p>マンションのエントラスと公道の間に灰皿があり、住民と歩行者がタバコを吸っています。管理人および理事に喫煙者がいることで設置されてしまっているのですが、改正条例後はこうした私設喫煙所も撤去されるべき拘束力のあるものとしてください。たまたま前に横断歩道が無いただけであり、人通りも少ない道ではありますが、特に夕方～夜以降は喫煙者が利用しています。こうしたマンションごとの会議で喫煙所の有無が決定されてしまうと、地域として、目黒区としての打ち出しが無効になります。</p> <p>こういった私有地内の喫煙所も設置不可となる条例にしてください。(2)改正内容②の要望でまとめた「駐車場、私道、私有地でも煙は広範囲に流れます。実証実験をしたうえで、どの地点からどこまで煙や匂いが流れ、届くか?とどまるか? どの段階でたばこを消せば、どの範囲の空間に影響が無いのか?空間および時間的な実証実験をしたうえで、実行力のある「配慮」を「明確化」してください。」という部分とリンクします。</p> <p>以上補足とさせていただきます。</p>		